

平成 21 年 6 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成21年 6月11日 開会

平成21年 6月19日 閉会

飯 島 町 議 会

平成21年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）
平成21年6月11日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 第 2号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 第 3号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 第 4号議案 平成20年度飯島町一般会計補正予算（第7号）専決
日程第 8 第 5号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）専決
日程第 9 第 6号議案 平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決
日程第10 第 7号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第4号）専決
日程第11 第 8号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）専決
日程第12 第 9号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専決
日程第13 第10号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）専決
日程第14 第11号議案 飯島町消防委員会条例の一部を改正する条例
日程第15 第12号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例
日程第16 第13号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
日程第17 第14号議案 平成21年度飯島町一般会計補正予算（第1号）
日程第18 第15号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19 第16号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20 第17号議案 南割地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第21 第18号議案 柏木地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第22 第19号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

- 出席議員（12名）
- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 中村明美 |
| 3番 坂本紀子 | 4番 浜田 稔 |
| 5番 堀内克美 | 6番 倉田晋司 |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 北沢正文 |
| 9番 竹沢秀幸 | 10番 宮下 寿 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者	
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長	箕浦税夫
	総 務 課 長	中村澄雄
	住民福祉課長	中村芳美
	産業振興課長	鎌倉清治
	建設水道課長	塩沢兵衛
	会 計 課 長	豊口敏弘
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長	山田敏郎
	教 育 次 長	浜田幸雄

- | | | |
|-----------------|---------------|---------|
| ○本会議に職務のため出席した者 | 議 会 事 務 局 長 | 折 山 誠 |
| | 議 会 事 務 局 書 記 | 千 村 弥 紀 |

本会議開会

開 議
議 長

平成21年6月11日 午前9時10分
おはようございます。
定足数に達していますので、ただ今から、平成21年6月飯島町議会定例会を開会しま
す。議員各位には、会期中を通じて慎重なご審議をいただきますとともに、円滑な議事運
営にご協力いただきますようお願いをいたします。

町 長

これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。
おはようございます。議会招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成21年
5月18日付飯島町告示第71号をもって平成21年6月飯島町議会定例会を招集をいた
しましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、
心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。
春の農作業もほぼ終わりました、心配をされておりました農作物に対する凍霜害等の被
害もほとんどなく初夏を迎えることができました。当地域は昨日、梅雨入りの発表がござ
いまして、これから本格的な梅雨の季節に入りましたが、大きな災害のない梅雨であって
ほしいと願っておるところでございます。さて政府の発表した5月の月例経済報告により
ますと景気は厳しい状況にあるものの、このところ悪化のテンポが緩やかになってきてお
るというふうに言っておりますが、上伊那管内の4月の有効求人倍率は0.31と3月よ
りさらに下降をいたしまして、統計を開始した昭和48年以来最低の状況となっております。
町内でも外国人労働者が大幅に減少をしたり、パート労働者を中心に離職者も増加を
しておりまして、依然として非常に厳しい深刻な状況が続いておるものと大変憂慮して認
識をいたしておるところでございます。

国は5月の29日に歳出総額が過去最大の13兆9,000億円余の補正予算を成立をさせ、
現在その予算執行に向けた準備が進められているところでございます。当町といたしまし
ても昨年度の国の第二次補正予算や県の補正予算、さらに町独自の対応も含めて経済雇用
対策に鋭意取り組んでいるところでございます。さらに国の平成21年度の補正予算に計
上をされました地域活性化経済危機対策臨時交付金が当町では約1億3,000万円規模にな
るというふうに見込んでおりますが、今6月定例会ではここで確定した事業内容をお示し
はできませんが、国・県との手続きや協議が整い次第、臨時議会をお願いをいたしまして、
できるだけ早いうちに予算執行のできる態勢を整えて、その効果を生み出してまいりたい
というふうに考えております。併せてこの補正予算に計上をされました地域活性化公共投
資臨時交付金の活用につきましても検討をいたしておるところでございます。

またこの新型インフルエンザ対策では当町といたしましては対策本部を設置し、情報提
供や住民の皆様からの相談を中心として対応をしているところでありますが、神戸市長は
5月の28日にまあひとまず安心宣言を行ったところでございます。お陰様で長野県では、
現在1人の発生者も見えていないということでございますけれども、しかしながら全国では
依然として感染患者の確認がされているところでございますし、これから秋過ぎから冬に

議 長

向けての再度予断を許さないことも想定をされますので、今後とも情報収集に努めるとと
もに町といたしましても万が一の場合に備えて予防対策や備蓄品の整備に努めてまいりた
いと考えております。町民の皆様には引き続き冷静な対応をお願いをするところござい
ます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が1件、条例案件
5件、予算案件10件、その他案件3件、計19件でございます。いずれも重要案件であ
りますので、なにとぞ慎重な審議をいただきして、適切なる決定を賜りますようお願いを
申しまして議会招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、5番 堀内克美 議員、
6番 倉田晋司 議員、を指名します。

議会運営委員長

日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会
運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
会期につきまして報告を申し上げます。去る5月28日に議会運営委員会を開催しまし
て、本定例会の会期につきまして検討をいたしました。案件の内容からいたしまして、本
日から6月19日までの9日間と決定されましたので報告を申し上げます。以上です。

議 長

お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月19
日までの9日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長

異議なしと認めます。従って会期は本日から6月19日までの9日間とすることに決定
しました。堀内委員長自席へお戻りください。
会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長

(会期日程説明)

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。
先ず、町長からの報告を求めます。

町 長

それでは私からは4件についてご報告をさせていただきたいと思います。先ず、平成2
0年度の一般会計の繰越明許費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条2
項の規定に基づきましてご報告を申し上げます。平成20年度の事業の繰越明許費にかか
る歳出予算の経費を別紙の繰越計算書のとおり平成21年度に繰越しました。繰越をいたし
ました事業は車両管理費、定額給付金の給付事業、介護保険事業、子育て応援特別手当て
の交付金の支給事業、認可保育園の運営費、農業用道路横断工作物の緊急耐震対策事業、
地域交通環境改善事業、学校給食センター費、この8経費並びに事業でございます。細部
につきましてはお手元の決算書をご覧くださいと思います。

次に平成20年度の飯島町土地開発公社の決算についてのご報告で申し上げます。平成

0年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月27日開催の公社理事会において審議をお願いし承認をいただきましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告を申し上げます。平成20年度の土地開発公社事業は伊南バイパス用地の代行買収面積が増加したことにより決算規模が大きくなっております。伊南バイパス用地の取得につきましては土地開発公社が平成17年度から直轄権限代行事業として行っておりますが、20年度は昨年度よりも規模を拡大しての買収事業を行いました。これによりましてほぼ田切地区の契約調印ができ、一部繰越分を除いて4年間でバイパス全線の用地買収事業が終了をいたしました。また同時に計画どおり国の再取得事務を行ったところでございます。分譲地につきましては工業団地代替分譲1区画、及び墓地1区画を売却したにとどまりました。また久根平工業団地及び陣馬工業団地の拡張につきましては現下の経済情勢に鑑みて造成工事はしばらく凍結をすることといたしました。なお七久保にあります道の駅北へ建設をしております栗加工販売施設用地につきましては、新たに買い取り契約付きの賃貸借契約を締結をいたしました。また公社損失額補てんに町から3,000万円の補助を受け、公社経営の改善を図りました。主な収益は伊南バイパス用地の取得事業で385,000,000円、分譲地売却事業で36,000,000円など事業収益で421,000,000円に、町の補助金などの事業外収益を加えた収益合計は454,000,000円に對しまして、用地取得費等の事業原価415,000,000円に一般管理費および事業外費用等を加えた費用合計が426,000,000円となりまして、差し引き当期の利益は28,000,000円余りの黒字決算となりました。これにより前期から繰越欠損金を考慮した欠損金の合計は73,000,000円余りとなりまして、欠損金の減少を図ることができました。まだまだ厳しい財務体質は続きますが今後も土地開発公社本来の目的達成のために努力をいたしてまいります。公社の決算内容の詳細につきましてはお手元の決算報告書のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思ひます

続いて飯島町振興公社事業報告について申し上げます。平成20年度これは第26期になりますが、財団法人飯島町振興公社事業報告・決算につきましては、去る5月27日の理事会において認定をされましたので地方自治法の規定によりましてご報告を申し上げます。平成20年度の振興公社事業は指定管理業務3年目を迎へまして、本郷「道の駅」産地形成促進施設、千人塚公園、与田切公園、図書館の4指定管理業務及び山岳施設管理、道の駅本郷の管理、観光協会事務局の3業務において契約に基づきまして業務を実施いたしました。与田切公園管理では経済の不況の影響もありましてか、家族連れや団体の利用者、及びキャンプや「かまど」利用者は減少をいたしまして利用料金も減少となっておりますが、「越百の水」の利用者は増加をいたしております。千人塚公園では観光資源である桜にテングス病がまん延をしており、維持管理については「桜守」と連携を図りながら施肥の管理等を実施をいたしております。図書館管理での利用状況は来館利用者が減少をしておりますけれども、移動図書館車の利用が増加をしておりまして、貸出冊数については図書数を増やして図書種別の充実を図ったところでございます。また事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施をいたしました。マレットゴルフの年間登録者は225人と前年に比べて17名減少をしたため、登録利用者の利用が減少傾向にあります。自主事業のマレット世界大会は第24回を迎えて、144名、内、外国籍の方は25名13カ国の多くの方に参加をして実施をいたしました。釣事業につきましては「城ヶ

池」の改修工事が完成をしたために「岩魚」1,500匹を放流し釣り事業を開始をいたしました。主な収益は指定管理料収入、施設利用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入において、合計で39,658,605円に對しまして、事業費では一般管理費を加えた合計で39,550,877円となりまして、当期計上増減額は黒字の107,728円となりました。今後も事業の効率化及びサービスの向上を図るために精一杯努力をしてまいります。内容につきましてはこれもお手元の決算書をご覧いただきたいと思ひます。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の第18期決算についてご報告を申し上げます。株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成20年度の第18期の決算につきましては、去る5月29日開催の同社株主総会において承認をされましたので、これも自治法の規定に基づきましてその経営状況についてご報告を申し上げます。まず第18期の主な事業といたしましては国が23年7月にテレビのアナログ放送を停止してデジタル化を予定しておりますので、ケーブルテレビ用のデジタルチューナーの無料配布に向けた広報活動を開始をいたしました。また有線放送電話につきましては50年もの長い歴史のある施設でございましたが、利用者の皆様のご理解をいただく中で電話機能を廃止して新しい告知放送施設への移行工事を進めてまいりました。現在不在者の住宅の一部を除いてほぼ工事を終了したところでございます。またインターネット事業につきましても競合業者の出現もありまして懸念をいたしておりますが、利用者も年次計画を上回って順調に推移をいたしました。経営的には総じてCATVおよびインターネットの新規加入者も計画を上回ったことや、合理化を進めてきた結果おおむね良好な経営と決算となったところでございます。決算の内容につきましては配布の資料のとおりでございますが、貸借対照表では資産の合計が733,650,000円でありまして、損益計算書では売上高が649,850,000円、売上原価並びに販売費および一般管理費が618,540,000円、その他収益費用を差し引きしました第18期の純利益は22,840,000円の黒字となったところでございます。これもお手元の資料をご覧をいただいてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上4件についてご報告を申し上げました。

ただ今の報告につきましては最終日の全員協議会において質疑を行います。次に議長から申し上げます。

最初に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。3月から5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長

議長

事務局長

議長

日程第4 第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長	それでは第1号議案人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命する任期3年の委員であります。現在、湯澤敏美氏、吉川雅治氏の2名が在任中ですが、湯澤敏美氏が本年9月30日で2期目の任期満了となります。任期満了後の後任の委員候補者として引き続き湯澤敏美氏を適任者として法務大臣に推薦をいたしたく議会の意見を求めるものでございます。なお法務省の手続きには任命までに3ないし4カ月程度が必要になりますので、今6月定例会で議会でご審議をいただきご議決いただきますようお願い申し上げます。
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
議長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論を省略し、これから第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立をもって行います。 本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。 〔賛成者起立〕
議長	お座りください。起立全員であります。従って第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議長	日程第5 第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正にかかわる専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長	それでは第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正にかかわる専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。平成21年5月1日人事院勧告、これは平成21年6月に支給をする期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についてであります。この人事院勧告に基づきまして国家公務員に関する一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正をする法律、これが平成21年この5月の29日に公布をされ、本年6月に支給する期末手当等の一部を減額をする制度改正がなされたところでございます。改正内容は期末手当で現行の100分の160を100分の145とし、100分の15が減額改正をされましたので、国家公務員の給与基準に準じて改正するよう地方自治法第179条第1項の規定によって平成21年5月29日付でこの条例の一部改正を専決処分をさせていただきました。つきましては地方自治法179条第3項の規定によって専決処分にかかる議会の承認を求めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明をいたさせます。よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
4番 浜田議員	ただいまのご説明の中でですね、この減額によって執行が停止された総額ですね、まあ平たく言えば一体いくら総額で生み出されたのかということが第1点。それから第2点は

総務課長	ですね、その使い道については何か具体的な腹案等をお持ちであるかどうか、このに2点をお尋ねいたします。 これで試算してみますと一般職1人当たり大体80,000円前後の平均額というふうに見込んでおります。全体では約8,500,000円ほどの減額ということになるかと思います。それでこの財源につきましては住民要望が非常に多いこと、実施計画等いろんなことを勘案しながら有効に活用していくということで、今後の補正等でその内容について明らかにされていくということになるかと思います。以上でございます。
4番 浜田議員	ただいまのは3号議案の方に踏み込んだご説明じゃないかと思いますけれども、私のお尋ねは2号議案の特別職についての金額総額お尋ねしたわけです。 今申し上げました数字はちょっと特別職と両方合計した数字で今見込み額をお話してしまいましたが、ちょっと特別職だけのものを算出してございません。今回のあの議員さんの手当てにつきましては期間率の適用がありまして、人によっては期間率で割落としかかなりありますので、ちょっと複雑ですのでアバウトな計算しかちょっとしてなくて申し訳ございませんが、総体ではそういうことになります。以上です。
議長	他にありませんか。
議長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
議長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正にかかわる専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。従って第2号議案は承認することに決定しました。
議長	日程第6 第3号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長	それでは第3号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。ただいま2号議案で提案を申し上げました平成21年の5月1日人事院勧告、同じ内容と経過によりまして国の法律改正がなされたわけでございます。改正内容は期末手当の現行100分の140を100分の125に、勤勉手当を現行の100分の75を100分の70として合計100分の20が減額改正をされましたので、国家公務員の給与の基準に準じて地方公務員につきまして当町の職員の一般職に対しまして平成21年5月29日付でこの条例の一部改正を専決処分をさせていただきました。細部につきましてはこれも担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番	
浜田議員	あのう職員、公務員の給与が人事院勧告に基づくものであることは当然かと思えますけれども、一方では職員労働者の生活にもかかわる事柄だというふうに理解しております。その意味で今回の決定にあたりまして職員労働組合等の意見は聴取されたのでしょうかお尋ねいたします。
町 長	この勧告並びにまあ条例改正もそうでございますけれども、大変まあ厳しい現下のこの状況の中で判断をしたということになるかと思えます。当然のことながらこの痛みを分けたこの対応でございますので、職員労働組合にもこのことを提案を申し上げて、まあ厳しい中にもご理解をいただいたという結果でもってこの議会に提案をお願いしたものでございます。
議 長	他にありませんか。
	(なしの声)
議 長	それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第3号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。
	本案は承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第3号議案は承認することに決定しました。
議 長	日程第7 第4号議案平成20年度飯島町一般会計補正予算(第7号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第4号議案平成20年度飯島町一般会計の補正予算(第7号)にかかわる専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものにつきまして予算を編成をし、地方自治法の規定に基づきまして3月31日付で専決処分をしたものでございます。この法律の規定に基づきまして今回の議会において報告をして承認を求めるものでございます。平成20年度事業につきましては大変厳しい財政環境の下ではありましたが、概ね計画どおりの行財政運営が出来ましたことは、議会の皆様はじめ町民の皆様方の深いご理解とご協力の賜物であり、心より感謝を申し上げておる次第でございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9,326,000 円を減額をいたしまして、歳入歳出それぞれ 4,753,394,000 円とするものでございます。主な内容につきましては先ず歳入であります、町税の総額につきましては当初予算に比べて 62,000,000 円の減額となりました。また、特別地方交付税は平成19年の実績に比べて 12,000,000 円の増額になりましたものの、普通地方交付税は 68,000,000 円の減額となりまして、地方交付税全体としては 56,000,000 円、率にして3.9%の減額ということになりました。地方譲与税、配当割の交付金、自動車取得税交付金などにつきましても交付額が確定をいたしましたので、決算処理に必要な補正をここでしたものでございます。国県の支出金は各種事業の終了に伴う精算補正でござ

	います。また基金繰入金は財政調整基金の繰り入れを決算見込みを勘案し減額といたしました。なお、町債につきましては事業費が確定したことに伴いまして、起債総額が確定したことによる補正でございます。一方歳出につきましては各種事業終了に伴う減額補正が中心であります、土地開発公社への経営健全化対策として 30,000,000 円の補助金を先ほどご報告のとおりさせていただいたところでございます。このほか平成20年度の決算処理にあたって必要な補正をしたところでございます。細部につきましては担当課長からそれぞれ説明をいたしますので、よろしくご審議の上、承認をいただきますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
住民福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
5 番	
堀内議員	7ページの繰越明許費でございますが、この予算書にありますが繰越明許費と先ほど町長報告の繰越明許費の中で農林水産業費の繰越明許費がここに入っていないんですがその点について伺います。
総務課長	繰越明許費につきましては先程あの計算書の方は最終的な数値で1円単位ということで8事業お願いしました。この3月31日付で専決した部分は7事業となっております、もう1事業につきましては3月定例会の折りに補正第6号で行っておりますのでお願いいたします。以上でございます。
7 番	
三浦議員	2点お聞きをしたいと思います。まず緊急経済対策として財源の組み替えが行われたわけですが、その効果というか取り入れたことによってどのような効果があったかということについてお聞きをしたいと思います。それから30ページ障害者福祉費なんですけれども補正額が20,000,000に及びます。で、介護給付費・訓練等給付ということでは15,000,000 近くが減額補正となっております。当初こうしたサービスを利用する方がいるということを想定しての予算だと思います。そういう現状があるというふうに認識をしているわけですが、これだけの減額補正があるということはサービスを利用されていない方がいるというふうに私は見たわけですが、その実態についてお聞きをしたいと思います。
総務課長	経済対策につきましては3月の補正予算の時にまあ地域活性化関係の事業で約100,000,000 円、それからあの定額給付金が160,000,000 円、その他子育て支援の交付金等々を行ってまあ国の補正に準じて対策を講じてきておるところでございますが、これによってそのどのくらい効果が出たかというそういう数字的なものはありませんけれども、これと、これからやろうとしている経済対策いろんなものをまあ公共的に執行していくということによって、雇用だとかそれから購買力の拡大とかそういったものに結び付いていくということで、まだ事業につきましても繰越明許費になっている部分等もございしますので、予算を発注したからすぐこれだけ雇用が増えたとかそういうことの検証についての数

住民福祉課長	字的なものちょっと持ち合わせておりません。以上でございます。 それではご説明申し上げます。事業コード2 2 5 5の扶助費の 20,000,000 円の中の15,000,000 円余の減でございますが、この予算立てにつきましては当初2 0年度の予算をするときには前年度の予算の推移等をみまして組み立てをするわけでございます。従いましてこの減額につきましては決してサービスの低下ということではなく、実態に即した形での減額でございますのでご理解をよろしくお願いいたします。
議 長	他にありませんか。 (なしの声)
議 長	それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第4号議案平成2 0年度飯島町一般会計補正予算(第7号) 専決を採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第4号議案は承認することに決定しました。
議 長	日程第8 第5号議案平成2 0年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第5号議案平成2 0年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算(第5号) でございます。これに係ります専決処分の承認を求めることについて提案説明を申し上げます。今回の補正は3月の飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成をいたしまして、自治法の規定に基づいて3月3 1日付で専決処分をさせていただきました。今回の議会においてご報告を申し上げて承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ240,764,000 円を減額をし、歳入歳出それぞれ889,656,000 円とするものでございます。主な内容につきましては保険給付費の確定によります国県の支出金、療養給付費の交付金、一般会計繰入金等を平成2 0年度決算処理に当たって必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第5号議案平成2 0年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 専決を採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第5号議案は承認することに決定しました。

議 長	日程第9 第6号議案平成2 0年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第6号議案平成2 0年度の飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) にかかる専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は同様に3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものにつきまして、3月3 1日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げて承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ17,025,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ99,489,000 円とするものでございます。主な内容につきましては徴収保険料の収入確定によりまして、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料分を平成2 0年度の決算処理にあたって必要な補正をさせていただいたものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第6号議案平成2 0年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 専決を採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第6号議案は承認することに決定しました。
議 長	日程第1 0 第7号議案平成2 0年度飯島町老人保険医療特別会計補正予算(第4号) 専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	続いて第7号議案平成2 0年度飯島町老人保健医療特別会計の補正予算(第4号) にかかる専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本会計の補正につきましても3月定例会後において補正の必要なものにつきましてそれぞれ3月3 1日付で専決処分をいたしましたので、議会にご報告を申し上げて承認をいただくものでございます。予算規模につきましては歳入歳出の予算の総額からそれぞれ21,056,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ99,307,000 円とするものでございます。主な内容につきましては医療諸費の確定によりまして平成2 0年度の決算処理にあたって必要な補正をさせていただきました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、承認をいただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。

		第7号議案平成20年度飯島町老人保険医療特別会計補正予算（第4号）専決を採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。従って第7号議案は承認することに決定しました。
議	長	日程第11 第8号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	それでは第8号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）にかかる専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本会計につきましても3月の議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成をいたしまして3月31日付で専決処分をさせていただきました。ご報告を申し上げて承認を求めるものでございます。予算規模につきましては予算の総額から歳入歳出それぞれ 52,403,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 823,468,000 円とするものでございます。主な内容につきましては平成20年度の介護支援サービス給付費等の諸費の確定によります歳入歳出の減額、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金及び介護保険事業における剰余金を基金積み立てとするための必要な補正をしたものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
		（なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありますか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		第8号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）専決を採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。従って第8号議案は承認することに決定しました。
議	長	ここで休憩をとります。再開時刻を10時50分といたします。休憩。
		午前10時35分 休憩 午前10時50分 再開
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。
議	長	日程第12 第9号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第9号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）にかかる専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。この会計につきまし

		ても3月の議会後において補正の必要を生じたものについて予算編成し、3月31日付で専決処分をさせていただきました。ここにご報告を申し上げ承認を求めるものでございます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 32,742,000 円を増額し、歳入歳出それぞれ 651,053,000 円とするものでございます。主な歳入につきましては事業の確定によりまして国庫支出金の組み替えと町債を減額し、新規加入者の増加に伴い分担金及び負担金を増額をするとともに、使用料及び消費税の還付金に伴う諸収入を増額補正するものでございます。歳出につきましては事業関係では事業の確定により事業費を減額し、また管理費を年間実績より減額したほか決算処理に必要な補正をさせていただきました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
		（なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありますか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		第9号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専決を採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。従って第9号議案は承認することに決定しました。
議	長	日程第13 第10号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	それでは第10号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）にかかる専決処分の承認を求めることについて提案説明を申し上げます。この会計につきましても3月の定例会後において補正の必要が生じたものにつきまして予算を編成し3月31日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告を申し上げて承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 835,000 円を減額して、歳入歳出それぞれ 234,974,000 円とするものでございます。主な内容につきましては歳出において管理費を年間の実績より減額をし、これに伴う歳入の分担金及び負担金並びに諸収入を調整をすることといたしました。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
		（なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありますか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		第10号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）専決を

	採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第１０号議案は承認することに決定しました。
議 長	日程第１４ 第１１号議案飯島町消防委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第１１号議案飯島町消防委員会条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。現在の消防委員の任期は委員それぞれ異なるために、委員会運営に不都合を生じることがございます。従って委員の任期を統一することとします。合わせまして必要な条文の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第１１号議案飯島町消防委員会条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第１１号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１５ 第１２号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第１２号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成２０年度の地域介護福祉空間整備事業の繰越明許事業によりまして、南割地区、柏木地区、滝ヶ原地区の高齢者支えあい拠点施設の施設が整備をされました。平成２１年７月からそれぞれ供用開始となりますので、本条例に３施設を加えるものでございます。合わせまして関連します議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例を本改正条例の附則で３施設を加えるようにするものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第１２号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を採決

	します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第１２号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１６ 第１３号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第１３号議案飯島町福祉医療費給付金の給付条例一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は健康保険法の一部改正に伴う長野県福祉医療費の給付事業補助金交付要綱の一部改正によりまして、平成２１年１０月１日から受給者負担の額を 300 円から 500 円に変更するため関係条項を整備するものでございまして、住民への周知期間を置くため今議会にご提案申し上げるものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
住民福祉課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 ４番
浜田議員	先ほど郡下の状況についてのご説明がございましたけれども、私が耳にしているところでは県の 500 円のアップにもかかわらず 300 円を維持している自治体もあるというふうに聞いております。このあたりどの様に掌握しておられますでしょうか。
住民福祉課長	それではお答えをいたします。郡下の受給者負担金の推移でございますが、今のところの情報では箕輪町と南箕輪村が現行の据え置きを予定をしておりますが、他６市町村、飯島町も含めまして１０月から 500 円の受給者負担金をいただく予定でございます。
議 長	ほかに質疑はありますか。 ４番
浜田議員	先程の特別職を含む職員のですね期末手当の減額、この総額 8,000,000 であるというふうなお話伺いましたけれども、これでもって今回の 300 円を継続するというふうな検討はなされましたでしょうか。
町 長	今回のまあこの条例改訂の提出にあたりましては、私どもまあ内部的にも慎重にまあ議論をしてまいったところでございます。この税収不足、それから厳しい財政事情というふうに勘案する中で、この福祉医療施策をいかに今後とも継続して維持していくかという観点に立ちまして、大変まああの苦渋な判断をさせていただいたということになるわけがあります。いつも申し上げておりますようにこの町の福祉に対してはできるだけのまあ手だてをして、ということで考えております。メリハリある重点的に予算を配分するところへは重点的に配分してということで取り組んでおるわけでございます。従ってあの同じこの福祉医療制度の枠組みの中ではご承知のように、先ほども申し上げましたように、特にまあ乳幼児医療、それから障がい者福祉医療等につきましても郡下に先駆けてまあ中学生まで昨年から引き上げてというような対応もしてきておるわけでございますので、この点につきましてはまあ今後、先ほどお話のございましたその特別職、一般職の財源をこれに当面だけ充当をしてという議論もあろうかと思いますが、やはり私としましてはこれは持続可能な将来にわたってこの福祉医療というものを維持していきたいという考え

		方でございますので、ここ半年だけのことでという考えはいたしませんでした。 同時にまたあの国や県は行財政改革あるいは補助金の削減、それから廃止というものがここ数年来大変まあ厳しくそれぞれの市町村に押し寄せてきておりまして、何としてもまあこうした福祉の水準というものは町としてもできるだけまあ維持していきたいというようなことの中で取り組んでまいりまして、在宅介護のこの慰労金や先ほどのそれぞれの医療費の部分もそうでございますが、維持してまいりましたけれども、この県や国が減らされる分を町がそのまま続いて背負って維持していくということはもう到底困難で限界がきておりますので、ここはひとつ厳しい状況でございますけれども、住民のご理解をいただいてこの改定案どおりにひとつ施行させていただきたいということでご提案申し上げました。
4番	浜田議員	私が質問したのはそのことが検討されたかどうかということだけをお答えいただければよかったんですけども。具体的に検討なされたんでしょうか。
町長	議長	まあこの財源をここに直接充当をしてという検討はいたしませんでした。
議長	議長	ほかに質疑はありませんか。 (なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。
7番	三浦議員	ただいま提案をされました飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場で討論をしたいと思います。先ほど内容について、なぜ 500 円に引き上げをするのかということについてはしっかりとあのお聞きをしたわけですが、しかし今この現状を見ますと不安定雇用、また失業者も先程もお話の中にもありましたけれども失業者の方々も増えております。また失業された方も雇用保険が受給期間が切れるなど本当にこれから厳しい生活苦というものが現れてくるという時期にきているというふうに認識をしております。そういう中で一番医療を受ける中で弱い立場のそういう皆さんのための福祉医療費であります。たかが 200 円といわれるかもしれませんが、その 200 円というのは暮らしを守り命を守るために、この方たちにとってそういう皆さんにとっては大変重要な大きなものであるというふうに認識をしております。ですから私は 300 円に据置いて、厳しい中でもそうした皆さんの支援をしていくという姿勢が私は必要だというふうに考えます。 また先ほど浜田議員が質問をいたしましたけれども、先の特別職の期末手当での減額、また職員の皆さんも減額されたわけですが、私は減額をするにあたって自身としては是非そうした生活不安定な今大変な時期の皆さんに少しでも支援になるようにという気持ちを込めて期末手当での減額を承認したわけですので、是非こうした気持ちも生かしていただいて当面の間 300 円を維持していくというそういう姿勢を是非この条例をもとに戻していただいて、300 円で維持していただきたいというふうに考えておりますので、この今回の条例に対しては反対をいたします。
議長	議長	賛成討論はありませんか。
11番		

平沢議員	私は賛成の立場で討論を行います。皆様ご存じのとおりこの経済不況が住民生活に大きな影響を及ぼしているこの状況下において、この制度の対象となる子育て世帯、それから障がい者などを支援するこの当町でも昭和50年から実施をしておりますこの福祉医療制度は私は理解をしております。しかしながら先程来縷々報告がありましてとおり、この医療費が年々増大し、また給付額も急増しているこの現状を鑑みたときにこの制度を持続可能とするためには、やはり先程来話が合ったこの当町の財政状況からみても、これはやはりみんなで痛み分けやむなしという判断を私はするものであります。よってこの13号議案には私は賛成をいたします。以上です。
議長 9番 竹沢議員	他に討論。 本案に賛成の立場でご意見を申し上げたいと思いますが、反対のご意見を発表した趣旨の中に、この財源をですねその先ほどの条例改正に基づく手当などを振り替えたらどうかというそういうお話がありましたけれども、これはまあ論点の違うことだと思います。そこでですけれども、私もあのまあ家族が多くて10人も家族がおりまして孫が4人ほどおりますけれども、小さい子どもはまあ月に1回とかですね2回とか具合が悪くなって乳幼児関係の医療機関に行っております。そういう実態ありまして、確かにご負担はあるわけですが、この制度が本県において制度化されて自治体の福祉政策としてですね継続的にされてきて、それをまあ財政的に支援していただいて今日まできておるわけでありまして、本県としてもそれを永続させるための過去の実績等将来を見通した中で、若干の負担はやむを得んじかないかということで提言されて今回に至っておるわけでありまして、我が家においても200円くらいはやむを得ないのかなあというふうに思うところでございまして、やむを得ないですが、本案は賛成してまいりたいと思います。加えてまあただいまあのそういうご意見出ておりましていずれご議決賜と思いますけれども、こうした中でご異論もあったということですねまた町長含めて意見、関係機関の方へもそうしたご意見を上申していただくように合わせてお願いをしたいと思います。以上です。
議長 4番 浜田議員	他に討論ありませんか。 この条例に反対する立場から意見を申し上げます。まず現在の様々なあの経済的な困難の負担を等しく分かち合うという考え方に私は決して賛成することはできません。先ずもってそういった措置はですね一番援助を必要としている皆様に最優先で与えられるべきであろうと、この考え方がこの条例の中には貫かれていないのではないかとこれが第1番目です。それから第2番目、先ほど私は財源の可能性を示唆いたしましたけれども、これは趣旨が違うという趣旨については全く私は理解できません。われわれ議員もですね歳費の削減を手当での削減に同意したわけでありまして、これは議員の皆様よく覚えておられると思いますけれども、これは単に世間の趨勢に従って自らを切るという趣旨だけではなくて、同時に町の経済問題を中心とするですね現在のこの状況に対して立ち向かうと、そういう決意での削減であるということを全員協議会で合意し、議長を通して町長にお伝えしたということをご記憶していただいていると思います。そういう意味でですね、今回の元々の計画になかった財源、これを可能な限り活用してその有効期間が続く限りですね、できるだけ必要としている皆さんに援助を継続するということが必要ではないかというふ

	うに考えます。そういう立場からこの条例は廃止していただきたいということを申し上げておきます。
議 長	他に討論ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第１３号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
	〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立多数です。従って第１３号議案は可決されました。
議 長	日程第１７ 第１４号議案平成２１年度飯島町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第１４号議案平成２１年度一般会計の補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ45,320,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ4,306,320,000 円とするものでございます。今回の補正につきましては、事業年度が始まって間もないことから当面必要な事務事業にかかわる補正をお願いするものでございます。主な内容につきましては歳入では固定資産税及びまちづくり交付金が増額、また国道１５３号伊南バイパス用地として売却をいたしました田切野球場西側のゲートボール場用地代等でございます。歳出では子育て支援の一環として同一世帯での３人以上の児童が保育園に入園をしている場合、３人目以降の保育料を無料とするための財源組み替えを行うほか、商工業者への経済支援として振興資金の利率の引き下げに伴う保証料の補給金や、新型インフルエンザ対策などの経費を計上をする とともに、町有地の売却代金の財政調整基金への積み立て、本郷第６地区に建設をいたします高齢者ふれあい拠点施設の用地取得費、さらに法人税の予定納税に関わる還付金等を計上をいたしました。その他当面の事務事業の執行に必要な補正を計上をさせていただいたところでございます。細部につきましてはそれぞれ各担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
住民福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
9 番	
竹沢議員	最初にですねちょっとあの中身に入る前に気がついたことなんですけれども、今回の補正予算から始まるんですけれども、事項別明細の８ページ以降ね、それから他会計もそうなんですけれども、２の歳入いわゆる事項別明細の歳入以降ね、の文字のピッチが小さいんですよ、従来より。大変見にくい、あのということはお気づきなかったかどうかわかりませんが、これなんかその理由があると思うんですよ、小さくした理由が。１ページにもっと記事を多く載せるとかということだと思うんですけれども、もしこれ検討でき

	るものでありましたら検討いただきたいと思います。
	次の質問ですが、当町において新型インフルエンザにつきまして町当局また議会を含めて早期にまあ対策を取っていただいて、本県及び我が町にもないわけですがけれども、先ほど補正の中で総務関係それから住民福祉関係で備蓄品あるいは備品の購入というのがありますけれど、具体的には何を指しますかお答えください。
総務課長	予算書の文字が小さいということは大変恐縮でございます。上伊那情報センターのシステムを最適化事業ということですずっとやっていきまして変更しました。今あのいろんなあのシステムが動いているわけなんです、それぞれいろんな会社のパッケージを使ってやるという方向で今やっております、そのシステムが変わったためにこのような現象が起きております。他にも似たようなところが出ておまして、それぞれの分科会で今検討しているんですけれども、ちょっとすぐ直るということではございませんので、大変見にくくて恐縮ですがこれでご了承願いたいと思います。 それからあのインフルエンザの備蓄品の総務費の方でございますが、購入するものとしてはマスクとか、それから消毒用のアルコールだとか石鹼だとかそういったものでありまして、現在も若干あの既存の備蓄品があるわけですがけれども、それを補強していきたいということでございますのでよろしく願います。
住民福祉課長	それでは説明をさせていただきます。２０ページの衛生費の関係でございますが、需用費の消耗品の内容につきましては、消耗品並びに医薬材料費につきましては来庁者の皆さんを主としての計上でございます。内容につきましては住民用マスクあるいは啓発のチラシ、それから窓口へ置くスプレー等でございます。
議 長	他にありませんか。
3 番	
坂本議員	２２ページですね、町商工業振興資金の補助金の補給に関してなんですけれども、金額としてはもちろんこうやって補給をすること、今の経済状況ではとても大切なことなんです、実態として商工会とどのような形でそれこの補助金を使っていたための施策とかはそういう提案はどのようなになっているんでしょうか。
産業振興課長	あの実質金利を下げた中で、町の制度資金借りやすくしていただくわけでございますが、この関係につきましては今議会でご議決いただいたあと、今度は商工会それから金融機関等調整をさせていただいて、こういう形になりますということをお伝えするとともに、町の広報等を使いながら細かくＰＲした中で中小企業の皆さんがより多くの方が借りていたけるようにしていくように考えております。以上です。
議 長	他にありませんか。
1 番	
久保島議員	歳入の件なんです、10,000,000 円の町税等増収を見込んでいらっしゃるんですが、２０年度の収納率が思ったより良かったよということなんです、この経済状況の中、減額しても不思議ではないなというふうな状況なんです、その辺の見通しはいかがでしょうか。
住民福祉課長	それではご説明を申し上げます。平成２０年度の現在、収納見込み約９８．５％でございます。２１年度の町税にかかわる固定資産税の当初予算９６．５％を見込んでおりましたので、先ほどご説明申し上げました９８．５％までなから入るのではないかという概略

議 長 7 番 三浦議員	の試算によりまして 10,000,000 円を計上させていただきました。 他に質疑ありませんか。
	先程あの補助金としての町の商工振興保証料の利子補給増額をするということでお話が あったんですけど、金利どのくらい変更になるかお聞きをしてなかったような気がする んですけど、どのくらい見込んでいるんでしょうか。
	ただいまの関係、実質金利的にどのくらいになるかということだと思いますが、現在町 の制度資金まあ種類によりまして若干率の違いがございますが、現行2.2から2.6位 であります。そのものをやっぱりそれぞれ若干違いますが実質金利的に0.9から1.6 位に下げた中で、要するに保証料の補給率等を上げまして実質金利を落としていくという 形で検討しております。
議 長	他に質疑ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第14号議案平成21年度飯島町一般会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りし ます。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。
議 長 町 長	日程第18 第15号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 それでは第15号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算（第1号） について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞ れ7,303,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ912,185,000 円とするものでございます。補 正の内容につきましては今年度徴収分から国保税の督促手数料を新設するとともに、過年 度医療費清算に伴う老人医療拠出金還付、及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金を雑入 に増額補正するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明 申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申します。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第15号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決しま す。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。
議 長 町 長	日程第19 第16号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を 議題とします。本案について提案理由の説明を求めます それでは第16号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計の補正予算（第1号）につ いて提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、予算の総額に歳入歳出 それぞれ599,000 円を増額し、予算の総額をそれぞれ847,799,000 円とするものでござい ます。今回の補正は平成20年度において国の交付金により基金積み立てをいたしました 介護従事者処遇改善臨時特例基金を財源として、第4期の介護保険事業の趣旨普及費とし て歳出をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申 し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第16議案平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。お 諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第16議案は原案のとおり可決されました。
議 長 副町長	日程第20 第17号議案南割地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定につい てを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 第17号議案南割地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の 説明を申し上げます。本施設を7月から供用開始するにあたりまして、施設の管理及び運 営を効果的かつ効率的に行うよう地元の南割耕地を指定管理者に指定するため、地方自治 法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につ きましてはご質問によりまして担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、ご議決賜 りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第17号議案南割地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを採決しま す。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第17議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第21 第18号議案柏木地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第18号議案柏木地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。本施設を7月から供用開始するにあたりまして、施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うよう地元の柏木耕地を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第18号議案柏木地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第18議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第22 第19号議案滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第19号議案滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。本施設を7月から供用開始するにあたりまして、施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うよう隣接します有限会社アグリネーチャーいいじまを指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第19号議案滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第19議案は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 0時00分 散会

平成21年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）
平成21年6月15日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 宮下 寿
久保島 巖
北沢正文
竹沢秀幸
坂本紀子
中村明美

○出席議員（12名）
1番 久保島 巖
3番 坂本紀子
5番 堀内克美
7番 三浦寿美子
9番 竹沢秀幸
11番 平沢 晃
2番 中村明美
4番 浜田 稔
6番 倉田晋司
8番 北沢正文
10番 宮下 寿
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会 計 課 長 豊口敏弘
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 浜田幸雄
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者
議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千村 弥 紀

本会議再開

開 議
議 長

平成21年6月15日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議長から申し上げます。本日は日中気温の上昇が予想されますので、上着の着用は自由といたします。

議 長

日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
10番 宮下 寿 議員

10番
宮下議員

今回改選後初めての定例会による一般質問であります。今回は10人が質問に立つということでございますが、点きましたね、多少時間をいただいたような気がします、10人が立つということで非常に活発な議論が展開されるんじゃないかということを期待をしております。また今回私先頭バッターということで非常にプレッシャーを感じておるわけでございますけれども、なにとぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは通告に従いまして質問させていただきますが、今回は1つの事項についてのみ町長に伺ってまいりたいと思っております。ご承知の通り消防法が改正され平成18年6月1日から新築住宅に住宅用火災警報機の設置が義務づけられました。また既存の住宅では平成21年5月31日までに設置することとなっております。伊南行政組合におきましては6月1日までは設置をするということになっておりますこの警報機ですけれども、飯島町の警報機この設置状況、これをどこまで把握しておられるか先ずお聞きをいたします。

町 長

それでは今議会定例会最初の質問者であります宮下議員の質問にお答えしてまいりたいと思います。住宅用の火災警報機の設置について、まず町のこの警報機設置状況のご質問でございます。住宅用の火災警報機につきましては住宅火災による死者が後を絶たない状況にあるという全国的な傾向の中から、お話の通り消防法の改正とこれに伴う伊南火災予防条例、伊南行政組合の条例でございますけれども、これによりまして平成18年の6月1日から新築住宅に設置が義務づけられました。また既存の住宅では本年のこれは5月31日までという規定に一応となっておりますが、この設置をすることになっております。なおこの改正では罰則規程というものは設けられてございません。ご質問のこの警報機の設置状況でございますが町といたしまして独自に設置状況について調査をしてございませんけれども、事務組合である伊南行政組合消防本部の調査によりますと、飯島町内では平成19年の10月の時点で11.3%、昨年の6月時点では16.5%、そして本年の3月の時点では19.2%というふうになっておりまして、まあ少しずつではありますが増えてきておるという状況でございます。従いましてまあ現時点でも2割から3割の設置率ということで予想されております。大変まあ低い状況であるというふうには認識をいたしております。ついまあ2、3日前に報道によりますと上伊那の北部の伊北消防組合というのがございますけれども、この管内でもだいたい同じくらいの設置というふうに出ておりました。だいたいまあどこでもこのぐらいの現

宮下議員

在の設置率ではないかというふうに認識をいたしております。

ただ今当町の設置状況というのをお聞きしたわけでございますけれども、確かに一般住宅におきまして今調べていただいておりますが、なかなかこの一般住宅においての設置状況っていうものを把握していくっていうのは確かに難しい部分があると思えます。消防署の方で調べていただいたのが今お聞きすれば19.2%ということですが、まあ今町長おっしゃったように伊那の方の消防組合ではまあ5月に今言っておられたように、管内の中学校の3年生に家庭へアンケートをもって帰ってもらって調査した結果というものが新聞に載っておったわけであります。今回のこの法改正では設置義務化とはいえ個人からの住宅内の防災対策は自助努力が原則であることから、規制する内容は必要最小限にとどめるところとされており、設置義務違反に対する罰則が設けられておりません。このような現実から住宅火災での死者の7割が逃げ遅れが原因であるとされているにもかかわらず、設置が進まない状況があると思えます。町民の大切な生命と財産、これらを火災から守ることはある意味行政の務めの1つでもあるんじゃないかと考えます。この罰則のない義務化、これに対しまして行政としてどのように捉えているのかお答えをいただきたいと思えます。

町 長

この制度がまあ法律が罰則がないという義務化というふうになっております。でまあ町の考え方でございますけれども、この罰則がないということ等の中から、やはりこれはあの義務規定ではあるけれども強制はできないということになります。つまりまあ設置について何らかのこの設置しないかということでペナルティーを科すということまでは踏み込めないという、これがひとつの考え方であります。従いまして住宅用の火災警報機の設置の基本的な考え方といたしましては、やはり自分の安全は自分で守るとこういう基本的な考え方がまず大事であると、あくまでもこの自己責任の中の考え方ということでございまして、そこにこの火災予防等に対する対処の意識の高揚が求められということになるわけでございますけれども、まあそうはいっても町でもやはりこの制度がある以上、どうしてもできるだけ設置に向けての推進活動を図っていかなくやならないという考え方の下に、今後とも伊南行政組合の消防本部やまた地域とも協力し合って啓発活動を中心に普及促進に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

宮下議員

まあ今おっしゃられたように、あくまでもまあ自己責任であると、これは確かにそのとおりだと思うんですが、このまあ一般家庭の場合ですとまあある程度収入がある家庭の中においては、そういった意識がきちんと持っていればやはりあのこれはきちんと設置していかなければいけないんだなあという中において、購入あるいは設置をしていくというように考えるわけですが、例えばですねこれから申し上げるのは高齢者の方、こういった方たちに対して町はどのように取り組むかということなんですけれども、高齢者の方への日常生活用具給付事業というものがございまして、これを見ますと対象者を概ね65歳以上の独り暮らしの高齢の方、または高齢の方のみの世帯として生計中心者の所得に応じて一定額の負担がある中で、火災報知機や自動消火器などを給付するという事業があるはずですが現状はどうなっておりますか。

町 長

お話にありますように飯島町に居住をされておる65歳以上の寝たきりの高齢者、あるいは独り暮らしの高齢者に対しましては、住宅の介護補助等のための日常生活用具を給付するための飯島町老人日常生活用具の給付等事業要綱というのを現在定めておりまして、給付品目に防災機器として火災警報機あるいは自動消火器がこの給付対象になっ

ております。お話のとおりでございます。でこの1件当たりの給付限度額は 15,500 円というふうにまあ決めてあるわけでございます。でまあ利用者のこの負担額は世帯生計中心者の前年度の所得課税年額の額によりまして負担区分を設けておるということもこれも今お話のとおりでございます。まあこの制度が実は今までこのあまり利用されていないということでございまして、町のまあ周知の方法PR不足というのも否めないところでございますけれども、そうしたまた対応の中で今後こうした制度もできましたので、給付対象世帯への設置が極力まあ図られるように消防関係あるいは民生児童委員の皆さんとも連携をとりながら、高齢者世帯への訪問時等での設置の普及活動というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

宮下議員 説明等していきたいということはですね、町長、今までしてなかったということでしょうかね。

町 長 宮下議員 あまりどうも積極的なこのPR普及活動してないというふうに認識しております。

あのこういったことは多分1例だと思うんですけども、特にあのまあ今回この辺に絞って今お話させていただいておりますが、そういったものが給付事業だとかそういうものがあるということ、やっぱりなかなかあの町民の方って分からないと思うんですね。特にまた高齢の方ですとか独り暮らしの方ですとやはり余計にそういった情報といえますか、そうしたものがなかなか得られないというか得られにくいといえますか、そういった傾向はあるのではないかなと私は思うんですけども、そういった部分においてはやはり行政としては積極的にそういった事業は、あるならばやはりそういったものは活用をしていただく、活用していただくためにはきっちり説明等々されるということが当然ではないかなと思うんですけどもいかがですか。

町 長 あの確かに特に高齢者、生活弱者に対するいろんなあの行政上からの手立て、手を差し伸べるといういうような施策につきましては、まあいわゆるあの県や国の補助制度もございますし、その活用に向けては民生委員の皆さん方とも介しながら極力まあ努めてそうしたあのバリアフリー等のことも含めてやってきておるわけでありまして、この点についてはその中でどうも啓発不足ということが反省材料としてございますので、キメ細かくまた全般的なこうした生活弱者への対応というものをもう一度見直して、しっかりきちんとやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。

宮下議員 是非やっていただくべきことだと思っておりますので、ちょっとあの変わりますけれども、この6月2日の新聞に載っておりまして町長多分ご存じだと思いますけれども、平谷村、この村では村内の全318戸に警報機を2つつ無償で配布をしたという記事が載っておりました。また設置作業が難しそうな65歳以上の希望世帯を対象に、村の消防団がそのお宅に訪問をして取り付けを行ったというような記事が載っておりました。また65歳以上や独り暮らしなどの条件をつけずに警報機を無償で全戸配布する県内自治体は他に、阿南町、大鹿村、南牧村、があるということで記事が載っておりますけれども、まあ私これから申し上げることが、この記事を見てただ単に他のところもやっているからまあ当町もと、というような単純なところで言うわけではございませんけれども、このわが町としてですね、一般家庭というのは大変なことだと思いますので、まあそれはまあ無理だとしてもせめてやはり生活弱者である高齢者世帯への無料配布というものを行う考えがあるのかどうかというのをお答えいただきたいと、ちなみに住民福祉課に伺ったところ65歳以上の独り暮らしの方は現居住者で226人、高齢者の方

のみの世帯数は244世帯あるという事をちょっとお聞きしておりますけれども、町長いかがでしょうか。

町 長 今お話のようにこの交付金の給付対象家庭世帯というものは、この数字で全体的にまあ430件あまりぐらいに該当することになるかと思います。であの今度の臨時交付金制度、単年度限りの中で対応ということも考えてはみたんですけども、やはりこれはあの自己責任、自己義務のひとつの考え方の上に立って、全世帯にということはどうも考えられない、やはりこれはあの手を差し伸べるべきところへのやはり措置というものを考えていくべきではないかというようなことの中で、今お話のこの申し上げておる交付金要綱制度がございますので、これを活用してまいりますとほぼ3戸から4戸ぐらい15,500 円の範疇に入ってまいりますので、この制度を活用することによって普及をしていただくと、またその促進を図っていくということにいたしまして、今後必要な場合にその取りまとめ等も勘案しながら補正予算対応の中でこの要綱を生かして活用していきたいという考え方で現在思っております。

宮下議員 今その制度活用という部分で前向きな返答をいただいておりますので、是非ですねこの部分においてしっかりと生活弱者の皆さんのためにそういった制度っていうものをしっかり使っていただいて、安心安全が保たれる、まあそれだけで安心安全が保たれるとは思いませんけれども、基本的な部分において少しでもそういった補助内容として活用していただければ救われるのではないかなと思うわけでありまして。それであの今の購入に対しての補助等々は今考えていただいているという中で、まああのご高齢の方ですと設置、私も自分のところにこう設置をしたんですけども、なかなかその天井に付けたりという部分においてご高齢の方にとっては難しいという部分が出てくると思うんですけども、まあ中には先程申し上げましたけれども、村の消防団がまあとりあえずお家にお伺いをして、まあこれは希望者によってですけれども取り付け作業を行ってもらったというようなことがありますけれども、まあ私もあの消防委員の一員でありますのでまあこういったことも今後考えなければいけないのかなとは思うんですけども、町長としてのお考えはいかがですか。

町 長 まあ実際にその用具器具を購入する段階でのお店屋さんていいですか、まあ販売業者との関係もあると思いますが、基本的にはこの 15,500 円の枠の中で何個まあ購入できるか、その部屋数によってまた違ってくると思います。3,000 円前後というふうなように聞いております。だいぶ最近安くなってきてはおるということでございますが、取り付けを込みでまあひとつやっていただくのが基本であろうというふうに思っております。またあのそれ以外の単価等の兼ね合いの中で設置は自己責任というような話になった場合にはまた、いろんな考え方をしていかなきゃならないというふうに、今そのことをはっきりちょっと申し上げる段階ではないと思っております。

宮下議員 確かにいま即決でご判断はできないと思いますけれども、まあ今 15,500 円の枠の中でということですが、当然あのお家の大きさ等々によって個数は変わってまいりますので、若干自分のところを出さなければならないという部分も当然出てくる可能性はありますけれども、まあ是非いろんな話し合いをしていただいてですね、いい方向にもっていつていただきたいと思うわけでありまして。

それでは次にお聞きをいたします。町営住宅の設置状況はどうなっているんでしょうか。消防法では住宅の関係者に対し設置義務を負わせるものとされていることから、所

	有者、管理者又は占有者、いわゆる入居者の、いずれかが取り付けることとなっております。当町においてはどうなっているのでしょうか。また残念ながら設置されていないとするならば、住宅の管理者として今後の取り組みをどう計画しているのかお答えください。
町 長	町営住宅の設置状況それから今後の取り組みについてでありますけれども、町営住宅にかかわる設置状況は平成１９年度、これには新築のグリーンリーフ１２戸ございますけれども、全て取り付けができております。新築と同時に取り付けができております。それから平成２０年度昨年でございますけれども、豊岡、舟久保の２５戸に対しまして本年の５月末までに、北梅戸、上通りの６５戸、合計１０２戸すべてに設置が完了しております。またこの教職員住宅１５戸につきましても本年３月までに完了をしております。それからまあちょっとあのご質問以外でございしますが、県の住宅もあるわけがございますけれども陣馬地籍の県営住宅につきましても５月末までに全て完了をしておるといふふうに確認をいたしております。なおあの残りの上ノ山と新田住宅については本年度取り壊しを予定しておりますので設置は考えておりません。
宮下議員	今設置あるいはを設置予定というようなことでお聞きしましたがけれども、単純にお聞きしますけれどもこれはすべてあの町の予算の中での設置でということによろしいんですか。
建設水道課長	ただいまの予算ですが全て町の予算で、また県住は県の予算で全て設置をしております。
宮下議員	それは引き続きその設置に向けて段取りをよくして行っていっていただきたいと思います。それでは次に一般の賃貸住宅経営者あるいは不動産事業者の皆さんに対して設置普及の意識啓発は図られているかということについてお聞きします。あくまで自己責任という部分ではありますけれども、行政の立場としてどうやっていくかということではちょっとお聞きをしたいわけですがけれども、ある事例がありまして千葉市のですね宅地建物取引業協同組合というところで、組合員である不動産事業者を対象に住宅火災の実態や警報機の設置義務化、奏功事例などを説明する研修会を開催をし意識啓発を図っているそうです。また警報機を設置した賃貸住宅にはそれが一目で分かるステッカーを独自で作成し、各戸の玄関に張り付ける活動を行って安全性をアピールすることで地域社会との信頼を築いているといった事例があるそうです。このような事例は先程の自助努力自己責任の部分におきましてはこの業者の自発的なものでありまして、非常に評価できるものであり大切な活動だと思います。そこで行政としてこういった経営者やいわゆる町内の経営者や業者の皆さんにこの設置に対する意識啓発等々を行っておられるのかお聞きします。
町 長	この一般住宅の個々の住宅以外の賃貸借住宅あるいは不動産事業者に対しての普及の問題でございますが、一般の賃貸住宅経営者あるいは不動産業者に対しての意識の啓発については町としては特別の啓発行為は現在活動しておりませんけれども、お話のようにあくまでもこれは経営者や事業者の立場の責任義務としては是非まあ積極的に設置の取り組みをお願いしてまいりたいというふうに思っております。なお消防本部の方では伊南行政組合の方では建築士協会あるいは設計士の協会に協力依頼や、共同住宅の事業主に対して査察等の機会をとらえながら随時設置促進についての指導啓発を行っていただいております。

宮下議員	まあ町としては特別には行っていないけれども、消防署自体がそういった査察等も含めてやっておられるということをお聞きしたわけですがけれども、やはりこの当然伊南行政組合の中の消防署があり、そこが例えば今回新聞の中にも皆さんこれは入ってきたと思いますけれども、こういったものが折り込みチラシの一部としてたしか入っていたと思うんですが、この当然これは大事なことであります。やはりだけどこれだけでどうなんだろうと思うんですね。あの一般の人っていうのは例えば他のあのホームセンター等々行けば大量に陳列をし、あのまあいわゆるＰＲですね等々するわけです。そういった中でなんとなく思いはあるけれども、じゃ果たしてそれを設置するかという部分がですね、これはあの設置義務はあくまで自分でありますので行政としてとやかくいろいろ言えないとは思いますが、やはり法改正をしていったこういった流れの中で罰則が無いにもかかわらず一応法改正というものがあってまあ国から県へきて県から各自治体へ、そういった中でじゃあどういった行動をとるかということもやはり行政としては大変重要な使命があると思うわけです。当然この火災というのは起こしてはなりませんし、やはり自分で注意をしていますが、じゃ隣から出た場合にはどうするかといった、まあ火災というのはやはり非常に恐ろしいもので、そういったものから人の命あるいは財産を守っていくということは大変重要なことであるわけです。そういった時に意識啓発っていう部分においてこういったチラシですとかね、あるいは隣組で回る回覧板の中に入ってくるとかっていうのはよく見るわけですがけれども、やはりもう少しこう踏み込んだ中で、当然じゃ一般住宅の中においては皆さんやってくださいよと、設置していただくようにとってくださいというのはあるんですが、もう一つ踏み込んだ中でですねその行政としていわゆる広報活動ですとかいろんなそのやり方があると思うんですが、その辺町長どんなようなお考えなのか。
町 長	まあこれはあの消防行政をつかさどる共同事務組合である伊南行政組合の消防本部が全面的にとらえて活動しておりますので、まあ町自身もその構成一員であるということからそうした形でよろしいかと思いますけれども、やはりこれはあの幅広くですねまた消防署とも連携をとりながら、更にどういう啓発方法によって普及を図っていくかっていうことを常にまあ協議をしながら町としてできることは広報活動に努めてまいりたいというふうに思っております。また町の広報へ重複して載せることも一つのまたこれは手法ではあるというふうに思っております。
宮下議員	行政だけがね、あの単独でやるっていうことではなくて、例えば今主体に伊南行政である消防署、例えば他に今度は消防団もあります。いわゆる本当に地域に根ざしたがんばっておられる消防団の方もいらっしゃるわけです。ただそういった消防団の皆さんへもまたあるいは違う部分で連携をしていくということは非常にこれから大事になっていくんではないかなと思うわけです。そういったことで最後にこの消防団そしてあるいは耕地、こういったもの、あるいは町内の販売業者ですね、などと連携をした活動で普及率向上に向けたことが何かできないものだろうかと思うわけです。今までお話をしてお聞きをしてきた内容と重複する部分があると思いますけれども、警報機の普及これは安全安心のためです。その普及には行政はもちろん実際にかかわる消防署あるいは消防団、そして地域としての区、耕地、そしてそれをまあ他所の市町村にもありますけれども、私はここで言わしていただくけれども、そういった機器を販売する町内の業者、こういった三者三様ではありますが連携していくという、これがひとつある意味において地域

	力を活かした取り組みになるのではないかなと思うわけです。よく言われますけれども住民説明会のように耕地ごとに集まっていたいて、消防関係者の方が今回のこの法改正等々についての説明をきっちりとしていただいて、実際の器具の説明はこの町内業者の例えば代表の方にこれは例えば持ち回りでもいいと思います。に来ていただいて、実際のその器具に対しての説明等々あるいは質問等に応える、これはどういったことだこれはどういうふうにすればいいんだ、どうやって取り付ければいいんだというようなことも含めてですね、詳しい業者の方に説明をしてもらおうと、まあこういった説明会というのは往々にして出席率があまり良くないわけでありますけれども、そういったことをまあひとつ考えますと、ちょっと若干先になってしまいますけれども、区に要請をしまして8月末だと思うんですが予定されております防災訓練これがあると思いますけれども、当飯島区においては去年一昨年もそうですけれども消防署の方に来ていただいて、取りあえず最初のものが終わった後に今度は公民館の中でAEDを使った救助関係について講習会とにいうような形をとっております。そういった中にこの今回の警報機等々についてやはり設置をしてほしい、するんだ、自分の責任の中でやっぱり少しでも早く設置してほしいというような意味を込めて、まあこれ区ごとにやっておりますので区長さんあるいは区会の皆さんにご了解を得なければならないと思いますけれども、そういった要請を町からもしていただいて、こういった普及率の向上というようなことをやったらいいのではないかなと、まあこれはあくまで一例ではありますけれども、町長どう思われますか。
町長	まああの確かに普及率を上げていくためにこの地域力を使ってお願いしていくというのも一つの考え方であろうと思います。ただまああの行政まあこれは消防本部も消防団もそうでございますけれども、この共同購入、まあ少し共同して安く納入してもらおうというようなことの中から、一括共同購入してそれをまた斡旋していくというようなことにつきましてはまあ行政の立場上ちょっとこれは出来かねる、いろいろ業者との問題もあったりメーカーとの問題もあったり、それから個人の選択肢の問題もいろいろあるわけですから、なかなかそこまでは踏み込めないという形になりますけれども、その必要性普及性というものについては、やはりこれはあの各地区や消防団やなんか、消防署もそうでございますけれども、査察や火の元点検やそれからいろんな地域地域のその折々の場面をお願いしていくことは是非必要であるというふうに思っておりますので、それは是非今もお話にございましたようにまた8月の末になりますが、総合防災訓練のための区長総代会等も開催を7月の内に予定をいたします。その折りに是非その考え方を申し上げてですね普及についてのご協力をいただくようなお願いをしてまいりたいというふうに思っております。であの器具のその設置取り扱い等の説明もやはりどの業者を来ていただいて具体的な説明というふうになりますとさっきちょっと今申し上げたことにもかかわってまいりますので、あくまでもこれはあの地域の自主性といいますか、と同時にその設置者各家庭の皆さん方の考え方の中で何か一つ方法が生み出したらというようなことも区や耕地の皆さんとも相談をしてまいりたいというふうに思っております。
宮下議員	今ちょっとお聞きしましたけれども、たぶんおっしゃるだろうなという部分があります。その販売業者というものを入れての取り組みっていうのはなかなかやりづらい、できないというのはいつも行政らしい言葉じゃないかなと思うんですね、一つとして。そ

	の販売そのものっていうのは当然私も商売やっておりますし、分かるんですけども、当然業者本人たちが例えば組合をつくってとにかくこの普及に向けていわゆるこれは商売ですので販売をしなきゃいけないと、それに向けて組合ではないですけども集まって、うちはこういうふうに取り扱いをしています等々いかに知らしめるかという努力、当然これは必要だと、これは行政の仕事ではないと思います。あくまで個人の責任だと思いたくても、その私が一つ言うのはなぜこんなところで販売業者っていうのかって言うのはですね、そのよく今インターネット等々、あるいは訪問販売ありますけれども、こういったときっていうのは悪徳販売業者等々が入ってくる、あるいは勧誘に来ると、実際事例の中に法外な値段で訪問販売に来て、でそれで領収書が欲しいと言ったらお金をもらってから、じゃ領収書を取りに行ってくるからと言ってそのまま逃げってしまうというような事例もあるそうです。こういったその悪徳販売業者ですね、町内においてへたなことしますとそれこそ自分に降りかかってまいりますので、当然そんなあの高いものばかりを売りつけるような形は多分そうは言っても業者の形はとらないと思うんですよ。ですので、こういった悪徳販売業者を入り込むことを防ぐという見方でいくと、例えば説明現場で注文を取るというようなことを私も言うつもりはありませんけれども、その素朴に思っている疑問な部分で、もう少しその消防署の方がもし見えたとしても取り扱い説明等々についてさっと答えられる、そういった意味の中でもそういった方たちを利用することもある意味いいのではないかなと思うんですが、町長いかがです。
町長	まあこの特に高齢者、障害をお持ちの世帯なんかは悪徳業者によっていろいろこう法外なこの値段でもって買われるというケースが、実は昨日ボランティアの集いの中でも成年後見のちょうどいい勉強をさせていただいた機会がありましたけれども、まあ一旦そのことはあの気をつけていかなきゃならないというこの啓発については常に町としてもやっております。クーリングオフ制度というようなものもあるわけでございますけれども、でまあこの問題についてあの業者さんが直接その現場へ出向いてまあ説明ということではなくて、十分その辺の説明は消防署員やこれは常設のプロでございますから、その必要性や機能的なものそれからそれぞれの扱い等についても十分説明できると思いますので、現段階ではまたこの防災訓練等に合わせる形で消防署の一つの説明の考え方を是非お願いしてまいりたいというふうに思っております。従ってあの町内の業者の皆さん、これは自発的な部分でやっていただくのがよろしいかと思いたくても、あらかじめ想定した業者さんだけをお願いしてやっていくというのはちょっと今の段階ではまだ時期尚早といえますか、なじまないじゃないかというふうに思っております。
宮下議員	まあこの販売業者等々についてこれ以上お話をしてまいりますと商業の活性化という話になってまあ本日の質問と違う方向に行ってしまう可能性がありますので、まあこれ以上今日は申し上げませんが、まあ当然購入される町民の皆さんの意識向上そして普及に向けて、やはり商売としてもそうですが販売業者の方の努力こういったことも大変重要なことであり、そのことが最終的には普及率向上につながっていくというふうでありますので、是非私は今日はこの辺で申し上げませんが、これを離れれば商業者の一員として今度はそういった業者の皆さんに働きかけをまた違った意味でしていけたらいいかなと思うところであります。
	最後に私も先ほど申し上げましたけれども、消防委員の一員でございます。今回のことは行政だけでなく私も消防委員として行政と協力をして考えていかなければならない

	と思っております。町民の安心安全を第一として普及に向けた取り組みの推進をやはり積極的に行っていきたいと思っております。最後に今後のこの件について取り組みについて、今一度検討事項を含めまして町長の見解をお聞きして終わりにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
町　　長	まあ既にあの消防本部伊南行政組合の設置義務期限は過ぎておるわけでありますけれども、なかなか現在３０％ぐらいのところではどうていいまだこれはあの普及したということではございませんので、１００％に向けてこれはあの個々の責任とは言ってもやはりこれは義務でありますし、またそれを啓発設置のアップを図るのが行政の一つのまた責任の立場でもありますので、共にひとつ啓発活動を続けながら普及促進に努めてまいりたいということですのでよろしくお願いしたいと思います。
宮下議員	以上で終わります。
議　　長 1番 久保島議員	1番　久保島　巖　議員 私が町議会議員に当選して初めての質問でございます。初めてというものは何につけても緊張するものでございまして、上っておりますので不手際等ございましたらご了承いただきたいと下様に思っております。 それでは通告に従いまして進めてまいります但町長のご答弁によっては多少項目内のものが前後する可能性があるかと思いますが、その辺もご考慮いただきたいと思います。それでは第１番の専決処分についてでございます。私が初めて一般質問をするにあたってどうしてもこれは聞いておかなければいけないなと思ったことでございますので、あえてこれを取り上げさせていただきました。というのはあのホームページの議会議事録等見ますと極めて多いのは６月定例議会の、今回も多いんですが専決処分というのがございまして、これは何なんだろうかなということで疑問に思っておりました。それをまあ一般の私どもの仲間の中で話をしていると「何それ」ということでやっぱり一般の町民の中には知られていない事項であるなと思うしまして、この辺のところも調べていきたいということでご質問させていただきます。まずですねその地方自治法７章２節第２款第１７９条、よく町長の中で法１７９条第１項の規定により専決処分をいたしましたのでご審議の上ご承認をいただきたいという話が出てまいります。でそれを見てみました。でそこにはですね条文としてちょっとまあ読んでみますと、「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第１１３条但し書きの場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは当該地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができる」とこれが専決処分だということです。改めて言う必要もないかもしれませんが、ひとつ議会が成立しないときですから議員が半分以上いないとき、いないというのはおかしいんですが、離職しちゃったとか、辞任したとか、ないか問題を起こしてクビになったとかということかと思いますが、次はですね１１３条の但書き、これは定足数半分に達していなければ議会を開会することができないの但書きの中に、緊急もしくは事件があつて集まらないときでも開けるという項目がございます。

	これによりますと私の解釈ですと議長と議員が２人いれば会議になるということですのでこれはそういうことだと思います。で第三としてまあ町長がですね議会の議決すべき事件について特に緊急であるということで議会を招集する暇はないよということが第３番目だと、でその次の４番目としては議決すべき事件を議決しないときは、ですから議会に入ってきたけれども引き延ばし作戦があつたとか、もしくは何か事件があつて議員が登庁してこれないと、こんなような場合には間に合わないから長が専決処分できると、いうふうな４つのパターンが考えられるんですが、この辺の解釈は私と町長とでは違うんでしょうか、町長いかがでしょうか。
町　　長	それでは久保島議員のご質問にお答えしてまいります。まず専決処分のご質問でございまして、地方自治法第１７９条の解釈についてでございます。お話にございましたように町長のこの専決処分につきましては法律の規定による専決処分と、それからもう一つはあの議会の委任による専決処分と、この２つの種類があるわけでございます、そのうちのこの法律の規定による専決処分は自治法の１７９条１項に規定をされておまして、従つてまあこの規定によりまして町長が専決処分できるのは今お話にございましたように具体的に４つの事項が掲げられておるわけでございます。それぞれ申し上げませんが、余りめったにないわけでございますけれども、在職議員の総数が議員の定数の半数に満たない場合、これは当然まあ議会招集ができないわけでございますのでそうしたこと、それから原則としてこの出席議員が半数に達しないときというのは、この同一の事件において再度招集をしても達しないと半数に達しないということが含まれております。それから２つ目のこの議会を招集する暇がないというこれにつきましてはこの当該事件、処理する事件の急なまあ施行を要するということでございまして、議会を招集してその議決を経ている間にその時期を逸してしまうというようなことがあるわけでございます。まあ常にこれにつきましては少なくともこの全ての議員が開会までに参集しうる、この準備告示手続き等も含めた準備期間を含めた時間的な余裕を置いて招集告示を行うものとされておるということで、全国的に一番多いのがこの議会を招集する暇がないということの判断の中で専決処分を行うケースが一番多いということになるかと思ひます。まあその他あの議会に付すべき事件を議会が自ら議決しないというようなことも中にはあるようでございますけれども、で本来この制度は本来ならば議会の議決などがないと有効に成立しないということになるわけでございますけれども、仮にそうしたこのことがございまして、一定要件の下では町長の責任において議会の議決に代えて議決があつたことと同様の効果を生じると、こういうふうにまあなつておるのが現在の自治法の規定でございます。従いましてあの今ご質問の久保島議員の自治法上を読まれた解釈と今私のお答えすることの内容につきましては、基本的にはなんら変わつておるものではございません。ただまあこの専決処分というものを町長の責任においていたずらにこれをやるということは決してよろしくないということでございますので、その都度慎重にまあ検討をして時間的なものも含めて、そのことが真に町民のこの利益というものを第一に優先に考えて慎重にまあ対応する必要があるということで、これまでもそうでございましたしこれからもそのように対処してまいりたいというふうに考えております。
久保島議員	先にお答えの方をですねいただいてしまつてちょっと戸惑っているんですが、町長と

	してですね専決処分をすることが必ずしも喜んでやっているわけじゃないんだよということは分かりました。それでですね、あの先程ちょっとお話があったんですが、3番目のですね議会の招集する暇がないということでまあ専決処分をされているのが大方だということなんですが、今回についてもそんなような状況でしたでしょうか。
町長	先のまあ臨時議会それからまた今回の定例会につきましてもいくつかの専決案件の承認を求めてそれぞれ議決承認をいただいたところでございます。特に今回の定例会の中で給与等に関する条例を専決いたしました。ちょっと内容もう一度お話を申し上げたいと思いますが、5月に人事院勧告が出されてまして平成21年度の6月に支給する期末手当及び勤勉手当等に関する特例措置というものがございます。国家公務員に対する給与の減額というものが盛り込まれたわけでございます。これはあの5月の29日に法律が公布されたということでございます、地方公共団体もこの国に準じた条例改正をする必要があったという形になります。で6月の期末手当等は6月の1日がまあ支給の基準日でございますので、この日に具体的な特別職、一般職も含めた受給権がまあ発生をするということになります。従って今回の改正につきましてはこの職員等にとって不利益な内容になるということになるわけでございます、この基本的な不利益の不遡及原則というのが遡らないという形もございますので、遡及適用はなじまないという判断をしております。従って条例改正はどうしても5月29日付ということにならざるを得ない、こういう経過の中で定例会に間に合いませんので条例改正について専決処分をさせていただいたということになります。それから各会計の20年度の補正予算につきましても専決処分をさせていただきました。承認をいただいたわけでございます。これはあの全て会計年度は4月に始まり3月に終わると、ただあの便宜上出納整理期間というのが5月の末まで設けられておりますけれども、これはあのあくまでも整理をする期間であると、確定はすべて3月31日というこの年度会計運営の基本原則がございます。従ってあのいろんな事務事業を精算をし国の交付金というようなもの補助金というようなものが確定したものをやはり3月31日で確定した決算に持ち込むという一つのことでございますので、これも3月31日において専決処分をする、これはあの全国のほとんどの市町村がこうした手法をとっておらざるを得ないという形になります。従って政策的なものほとんどないわけでございます。あくまでも会計年度の締めにあたっての専決処分ということでご理解をいただきたいと思います。以上であります。
久保島議員	会計年度がですね一般の企業とは違って3月31日で締めてあとは動きは買掛金とか売掛金とかっていうふうになるわけですからけれども、そういうことがない行政の会計ってというのはどうしてもその整理期間っていうのが必要だということで専決処分がされると、その辺はねやむを得ないことなんだなというふうに認識するところであります。人事院の勧告5月29日公布6月1日施行しないと間に合わないという件で今回も5月の8日の日に専決があったわけですが、今回の専決処分の中にあったわけですが、その辺のところですねどうも国の体制っていうのもいまひとつ疑問があるなというふうには思っております。一つですねその私の中で緊急を要する場合という中で、その人事院勧告の話は別にして、どうもその何て言うんですかね、緊急っていうと大災害があって水や食料を緊急に調達しなきゃならんよとか、それから飯田でインフルエンザが発生してちょっと心配されているんですが、そういったインフルエンザが急に当町にまん延してきて、その辺の予防器具ですとかその他の諸々も調達しなきゃならんよと

町長	いう補正であればそれは緊急だろうというふうに思っておりますが、町長の中での緊急っていうのはそういうことではないんだというふうにお答えなんですが、もう一度確認をお願いします。
	まあ確かにあの専決ができる要件っていうのは先程のお話のように4つの内容であるわけでございますが、そのうちの一番大きいのが、まあ緊急という言葉は直接その用語に出てまいりませんけれども、議会を招集する暇のない時というまあ規定になっておろうかと思えます。この暇という中にはまあ少しいろんな考え方もあるわけでございますが、議会の手続き期間を含めたその暇というふうに解釈しておりますし、また一方ではこの招集権者、まあ町長なり私町長の立場で招集をさせていただくわけでありすけれども、このいろんな日程公務上の都合でどうしてもやっぱりそのことは避けて通れないというようなことも、そう長期にわたってはこれはいけないかと思えますけれども、短期的な部分ではやはりその斟酌要件には入ってくるというふうに従来から解釈をしております、従ってあの大災害が起きてあるいはインフルエンザの対応の中で緊急予算措置というものもございますし、またその前段でいろいろと議会全員協議会や委員協議会やらをお願いしてやっていくのもひとつのまた指標でもあるわけでありすけれども、概ねまあ議会の皆さん方の協議の中で次の、と申しますか、正規な議会を招集する暇のないときにはそうした考え方をして参っておるということでひとつご理解をいただきたいと思えます。
久保島議員	その時間的余裕、暇がないということなんですが、法の101条第5項の規定によりますとですね、3日の告示期間を置かなくてもよいという例外措置がございます。ということは前日でもよいということになります。私が議員になりましてですね町長また議長の4月、5月のスケジュールというのはまあ殺人的なものがあるというふうにもみました。でそのまあ伊南、上伊那、県、国、まあ他の団体等から招集等もありまして大変平日多忙なわけですよ。ほとんど空いている日がないというような中で、今回もそういった措置を取らざるを得ないという状況は理解できます。しかしですねその平日のいわゆる5時から9時なんですが、会議規則によりますと議長の要件によって集めることができる、例えば早朝ですとか夜間ですとか、土曜日、日曜日の休日にも招集することができるわけですが、その辺のところがもしですね議会の方から提案があれば町長部局としては対応できる態勢にあるのかとその辺をお聞きしたいと思えます。
町長	まああの本当のまあ緊急を要するということについてはこれはあの議会日程的な時間をいつからに設定するかというようなことにつきましては議会の権限でございますので、協議をしながら町長としてはその招集権を持つということでございます。従ってあの本当のまあ災害だとか急を要する、一日たりともそのできないというような状況の中では、今言うその夜間や早朝やということも考えられますが、これはあくまでも一つの議会のご判断にゆだねるべき問題であります。ただあの今までも多くの案件、それから今回のこともそうでございますけれども、この早朝なり夜間の会議を議会をお願いして臨時議会を招集する内容のものであったかどうかというようなことにつきましては、やはり中身によっていろいろ考え方、捉えるその尺度があらうかと思えますので、本当の緊急を要するものはまたはそういう手立てを講じていただいてでもやらなきゃなりませんけれども、案件の内容によっては今まで従来どおりの専決の方法、できれば本会議を招集するこういうことでいろいろとまた内容によって判断をしてまいるということになるかと

久保島議員	思います。 その緊急を要する時の判断材料ということで夜間もしくは休日の議会等については今のところ考えておるところはないというようなご答弁かと思いますが、あの先程町長の方からやむを得ずやっているんだというふうな答えの中で、それはそうなんだろうというふうに思います。まあしかしあの一つのスタンスとして専決処分はなるべくしないんだよという町長の先ほどのしたくないんだというようなお話もありましたんで、その辺も本当に緊急を要するものかどうかというものでもなく暇がないんであれば、議会側としても協力はしなきゃいけないんだろうし、そういう体制も取っていく必要はあるんじゃないかなというふうに思います。でもう一つの対応としてですね通年議会、年間議会っていうのがですね全国の市町村の中でポツポツと現れてきております。まあこの辺についてはですね多少はその整備等をしなきゃならない問題等もあるかと思いますが、この辺でもですねもちろんその議会からの提案事項になろうかと思いますが、もしこういうことがあった場合ですね町長としてはやはりお考え方として通年議会っていうのはどうなんだろうとお考えでしょうか。
町長	1年を通しての通年を会期とするという一つの考え方、確かにあの全国ではいくつかそうした事例も発生をしておるようでございます。であの繰り返しになりますけれどもこの議会の会期の決定につきましては自治法の102条6項の規定によりましてあくまでも議会が定める専権事項でございまして、でいろいろあの情報なんかもお聞きしますとこの通年議会というのも非常にまあ始めてはみたんだけど、なかなか課題問題も多いということも聞いております。従ってこれはあの議会内部で十分議論をしていただくことがぜひとも一番大事なことであるということで、その議論の結果をもってそういうことがいいという結論になればまた町側としてはそれは受けて当然であるというふうに思っております。
久保島議員	町長のスタンスとして専決処分はあまり積極的にはしないんだよというような件がありましたので、その辺でちょっと関わってくるんですが、5月の8日の臨時機会のときに専決処分で出されました督促料の100円とりますよっていうことですね、これが専決処分をされたということの背景の中に3月31日公布で即日施行というような通達があったんだというような説明がございました。これを見るとですねまあ私、大阪府の府知事さんではないんですが、国の言うことをハイハイって聞いているのはねどうもその好ましくないかと、町長は二元代表制とは言いながら町民から選ばれた代表でありますので、こういう時にはそれは無理ですと、条例を作って検討して議会で可決して町民にアピールして施行は10月1日からになりますよぐらいな、気概とか姿勢とかっていうのが私としては欲しいんですが、まあ多少っていうか多分大きな軋轢があるんだと思いますが、その辺のところで国の通達っていうのは即施行しなければならないのか、町長のスタンスとしてお聞きしたいと思います。いかがですか。
町長	まあ今回の督促料手数料の有料化につきましては期限の問題もございましたし、まあ国の税法上の制度でございますから、税法上の制度を一部町として施行しないというのはいろいろこれはまあ支障も出てまいります。ただあのいろんな政策的な部分で国の考え方と地方の考え方飯島町の考え方が違いはあっては当然のことでございますので、その辺はまた一つのケースバイケースの判断の中で独自の判断をしていかなきゃなりませんけれども、今回の場合は一律にそういう国の税法上の措置であったために専決処分と

久保島議員	させていただきました。 そういうことで町長はやむを得ず専決をしているんだということで理解をしておきます。続きまして2番目の地域の魅力を活かした産業づくりということの項目に移ってまいりたいと思います。平成21年度施策方針要旨という冊子があるわけですが、この中の第5項ですね、5番の中に地域の魅力を活かした産業づくりにおいてっていうのがございまして、その中の文章から私の質問をしてまいりたいと思います。農業においては1,000ヘクタール自然共生農場づくりを基本とし、化学肥料や科学合成農薬を低減した農法により食の安心安全に徹した農業を理念に、競争力を持ち売れる農産物づくりをすることが肝要ですというふうになっております。私も全くそのとおりでなというふうに思っております。で今年度の取り組み状況また具体的な施策等についてお話をいただきたいと思います。
町長	2つ目のご質問である地域の魅力を活かした産業づくりにつきまして、まずこの1,000ヘクタール自然共生農場づくりの町の取り組みでございます。現在食の安全安心についての国民の関心は非常にまあ高いものとなっております。環境にやさしい農業による安心な農産物の生産が一般化しつつありますけれども、特にまあ農地・水・環境保全の向上対策、これが実施されたことによりまして全国各地でこの一斉に推進が図られておことはご承知のとおりかと思いますが。当町におきましてはいち早く営農センターを中心にいたしまして地域複合営農への道のパートⅢ、3段階目の1つの計画が持っておるわけでございますけれども、この中の一つの理念として取り組みとして1,000ヘクタール自然共生農場づくりの取り組みを進めておるところでございます。でこの取り組みは1つには土づくりを基本に農薬や化学肥料を極力削減することによる安心安全な農産物の生産ということ、で2つ目には環境にやさしい農業の実践を通じた環境の保全にとどまらない多様な生物の生息が確保された農村環境創造型の農業への発展を目指すということ、それから3つ目には多様な生物の生息をはじめとする豊かなこの農村環境による農産物の付加価値化、価値を高めていく、と、これによって都市との交流事業また新たなビジネスチャンスの創造というものにつなげていきたいと、これをまあ大きく3つの目標を掲げて事業展開が図られておるということになります。で具体的にはこの自然共生栽培の推進とともに都市消費者、都市との消費者を交えた生き物環境生物調査等を実施してまいりましたが、この自然共生栽培による米や果樹、野菜は認定を受けたこのエコファーマーマークというものが貼られまして、それで現実に都市部でも販売されております。特にお米につきましてはこの区分集荷によってカントリーエレベーターの1つのサイロが専門に確保されておるという状況になりますけれども、農地や水環境の向上対策の支援活動による更なる底辺の拡大と高値販売のためのマーケティングが今一番の課題になるというふうに考えておりまして、営農センターやそれぞれの生産者が中心になって今このことを特にまあ強調をして、取り組んでいただいております。今後ともまあこうしたデータの整理分析を行ってこれを活用して都市の消費者の参加等によって生まれたこの飯島町のファンというものを大変まあ大事にしながら、地元の子供たちを取り組んでも一緒になって普及活動にも努めてまいると、こういうことで現在飯島町は取り組んでおりますのでご理解いただきたいと思います。
久保島議員	次の段にですね自立した経営を実現するために他産業と連携した農業展開を図ることが重要である重要だとあります。今お話の中にもありましたように、農業っていうの

町長	は今非常に注目されている分野でございますので、それをどういうふうに組み合わせていくかっていうことが非常な課題だというふうに思います。今回、里の菓ですか栗工房ができるわけなんですけどその辺も併せてですね、その農業と他産業との連携について展開、今後の見通し等についてお答えいただきたいと思います。 今まさにあの農業の振興あるいは町全体の産業の振興を図っていくためには、それぞれの産業独自の施策、取り組みだけでは全体的なこの産業振興にはつながっていかないという今の社会的な背景があるかと思うますので大変大事なことだというふうに思っております。でこの連携につきましては今、里の菓のお話も出ましたけれども、そのひとつ前に現在内堀醸造というのを誘致をして操業が始まっております。これはあの食酢のメーカーでありまして、いろいろとあの地元の果樹それから穀類等も一部使っていただいておりますけれども、最近特にまたあの地元の農家によって生産をされるトウガラシに着目をされまして、このトウガラシを活用したピクルスというこのもの、それからビネガーというもの、この商品化に向けて信州大学のご協力もいただきまして今商品化に向けての開発が具体化をしてきております。それが1つ。それから今お話のこの道の駅の花の里の横の信州里の菓工房、すでにまあ看板等も立ち上がってオープンを待っておりますけれども、最近のこれらの2つの取り組んだ事業は正に今この農業と他産業との連携という意味では、大変まあこれからの町の産業振興にインパクトを持つものというふうに期待をいたしております。で特にあの栗のこの加工施設の事業化にあたっては、飯島町が進めてまいりました今までの1,000ヘクタール自然共生農場づくりとも大変まあ関連をしてくるわけでありまして、営農センターや地区の営農組合によりますこの集落営農の体制が、国の栽培面積の拡大につながったということになっております。でこの加工販売の分野を担う恵那市を中心にした関連業者もこの組織力を高く評価をいただいて大変厳しい設備投資の状況ではありましたが、農水省の支援を受けてここにまあ実現に至ったということでございます。今後ともこの体制をもって町の目指す農業振興や地域の活性化につながる事業については、積極的に他の産業との連携を一層図ってまいりたいという風に思っておりますのでよろしくお願いたします。
久保島議員	大変に重要なことでして、私たちもちょっと注目していることなんでまた後でその辺についてはご質問をしていきたいと思います。グリーンツーリズムの事業についてですね多くの子ども達が町内を訪れているという話もございます。子ども達だけじゃなくてですね今私たちの少し下の団塊の世代の人たちもIターンとかUターンで都市におったけれども帰ってきて農業をやりたいよと、しかし農業をちょっと待ってっていう方もいらっしゃるっていうこともお聞きしております。で今現実には農業塾っていうんですかね学校っていうんですかそういうのが年間通して開かれているという例も多々あるようでございます。その辺について例えば3月から12月ぐらいまでの農繁期、この辺をうまくやるような年間通した農業塾っていうのを開講するようなご意向は町長にはありませんか。
町長	農業塾というもののまあ開催の考えにつきましてでございます。農業塾につきましては新規の就農に向けての研修の場ということで位置付けていくのか、あるいはまた気軽な農業体験を通じたこの町のファンづくりの場として位置付けていくのか、内容はいろいろとあの変わってくるかと思います。久保島議員のお考えはどういうふうかまた後ほ

久保島議員	ど御披露いただければと思いますけれども、やはりこの町の活性化のための就農による定住人口の増加や、交流人口の増加を目指したものというふうにまあ考えるのが妥当ではないかというふうに思います。で町といたしましては新規の就農希望者に対しては農業改良普及センターとの連携による里親制度というのを今現在進めておりまして、これの活用による対応を進めて町の情報の発信、あるいは飯島ファンづくりのための花の里いいじまやアグリネーチャーいいじま、この各施設の拠点活動によって推進を図っておりますというのが現状でございます。従ってあのご提案の向いろいろあるかと思っておりますけれども、今の久保島議員の想いがやはりこの2つを拠点とした事業展開によっていま進められておるというふうに思っておりますので、さらにこの上に農業塾といったようなものの計画は具体的に今持っておりません。
町長	既に行われている制度等をうまく使えばということなんですが、ともすれば単発的なものになっているんですよ。できればその年間を通してずっとやっていったら面白いんじゃないかなと、町長もおっしゃるように飯島町に定住していただけるということを主な目的としながらですね、そういったことも今後必要ではないかなというふうに私は感じております。それでですね今お話になりましたアグリネーチャーの辺なんですけど、いわゆるその飯島にもいろいろなさっき自然共生農場づくりっていうような形でピートロープのところそれからアグリネーチャー、千人塚なんていう非常にですね観光の風光明媚なところもあるわけですが、それがどうも点在しているということで、もうちょっと線的に結ぶ、もしくは面的に結ぶっていうことが必要ではないかなというふうに常々感じておるわけですね。地図でみますとですねアグリネーチャーと千人塚はホントに近くなんです。すぐ近くなんです。それを直結するような事業がですねできないかどうか。今回補正予算が出まして使い勝手の良いものがあるということなんですが、その実施計画に載っていないとだめだよということが要件としてありましたんですが、町長としてあの辺をもうちょっと開発しようっていうご意向はございませんでしょうか。 ちょっとあの議長さんを通じて確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、このアグリネーチャーのいま施設と至近距離に諸々の、道の駅、まあ通告では千人塚というようなこともございますが、千人塚という解釈でよろしいですか。であのアグリネーチャーいいじまにつきましては町の唯一のまあ交流拠点施設として建設以来実績を残して、今ちょっと予約もままならないほど大変多くの方に来ていただいて、またあのいろいろ多くの皆さん方にご紹介もいただいたりして活用が図られているということは大変ありがたいというふうに思っております。だんだんこの情報が全国に発信をして今ひとつの存在価値が高まっておるということは大変うれしく思っております。で千人塚との関連、与田切川をはさんでのひとつの連携になるわけでございますけれども、今あの現実問題としてあそこにあの御座松の赤い吊り橋がございまして、この体験農業をしながらそれからまた一部の観光それから自然探勝等も含めて、あの橋を渡って千人塚にわたって道の駅、そしてまた終日ウォークをしてまた元へ戻って一泊というようなこともかなり今あのケースとしてあるようでございますので、まあ千人塚はご承知のようにああいう一つの景勝地でございますから、自然景観の中で体験していただくというその気持ちだけでも十分満足ということもでございます。ただあの今その施設、設備投資をした観光的な施設を予算投入をしてやるっていうのはなかなかこの財政的にも時代的にもそういうことはできない状況でございますので、いろんなまあ補助制度も活用して

いくことも大事でございますけれども、当面はこの道の駅花の里いいじまと、それからアグリネーチャーの体験施設とことを核にしながらですね、いろいろとまああまりお金をかけないでそのことがさらにまあ連携してこうつながって、来ていただくあるいは交流をしていただく方、当然与田切公園もそのひとつに入ってきますし、また与田切の森と川構想もそれに今度入れ込んでですね連携的な一つの整備として考えてまいりたいというふうに今現在取り組んでおります。

久保島議員 すいません。言葉中で千人塚それから道の駅っていう話も全部出ちゃいましたので、その辺をちょっと全部つなげてしまいましたけれども、実質的には千人塚とアグリネーチャーの道路がつながったらどうだろうかと、車でですね行けるような道路ができればいいなという発想の中での発言です。それでですねそのいわゆる今農業が注目されている中で、農業公園という形が今注目されております。で伊賀のですね三重県の伊賀市にモクモクファームというのがございまして、これがですねいわゆる最初はソーセージ工場から始まったんですが、それが農業体験をするそれからまあ温泉ももちろんあるんですが、直売所もあるグリーンセンターもあるというような状況の中で公園化している、で近くにはですね愛知県の大府市というところに「あぐりタウンげんきの郷」というのがあってですね文字どおり元気でしてですね、まあ立地的にも名古屋から３０分間ぐらいのところにありますので、非常にその年間利用者が多いと、２００万人の人が訪れているというような状況でございます。で非常に多くの人たちが７００人の方がグリーンセンターなりその直売所内の出荷者として登録されているということで、非常な盛況を見ております。当町もですね無農薬野菜等ができるような体制にできているわけですから、そういったちょっと規模の大きめな他町村にはないくらいな直売所というものが設けた公園的なものを、一気に作ろうということは無理ですから、だんだんにやっていったらどうかというふうに思うんですね。そんなような構想とは私あるんですが町長いかが思われますか。

町 長 まあ更なる大規模な農業公園を町にもというような長期展望に立ったらというご提案でございます。まあ今お話のございましたこの農業公園構想につきましては、実は飯島町におきましても営農センター等でこの公園構想が検討された経過がございます。平成１１年度頃でございます。まとめられた経過はございますけれども、これは仮称フラワーセンターという当時の名称であったようになりますけれども、いわゆるまあ農業公園としてこの市民農園あるいは自然体験あるいは物販、農産物の販売、いろんなまあものを組み込んだメニュー、それから団体的にも商工会や農協やその他網羅したうえでの検討をなされた経過がございますけれども、当然単独ではできない事業でございましたので、国の方とのいろいろな協議を重ねてためにかけ合ったというふうになっておりますけれども、やはりあの非常に町の規模とそれから存在するこの公園資源と申しますか、そういうものがどうも国のこの農業公園という大規模の構想の中には合致できなかったということがございまして、経過として今のそうしたものをできるだけ盛り込んだ考え方の中での「道の駅花の里」それからアグリネーチャーといったことにまあ生まれ変わってきたということでございます。道の駅もいま６年目に入っておりますけれども、年間で２３万人余り、今もう少し多くなっておると思います。実質的には多いと思います。非常に町の情報発信のインパクトもあるというようなことで、でこれが与田切公園や今言うアグリネーチャーや、それから実際のこの体験農場としての町全体がまあ農業

公園というふうに呼んでも差し支えないくらい今いろんな取り組みを町内でやっていたいておりますので、従ってまたあの少しの拠点施設的には今後のいろんな道路整備等々の関係の中からやはり更なる検討は進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、現在のところではこの今のこの規模と内容でもっての公園拠点施設的なもので足りて、足りてというか町の今の姿を十分まあしておるというようなことの中で、新たな農業公園構想っていうものは今考えておる状況ではございません。

久保島議員 町全体が農業公園ということで非常に大規模な発想ではあると思いますが、どうしてもその拠点としてですねアクセスが悪かったりしますと相乗効果も表れないということもございますので、アクセス面では整備をしていっていただきたいなというふうに思います。で、実は最後になりますが７月の１１日に「どうする飯島・中川」というですね、こういうフォーラムが開かれます。これはですね飯島、中川の政経人といいましてまあ企業人が主なんですが集まりまして、これからの飯島、中川、この地区どうしようかっていう中で、どうしても農業が中心になるべきだろうという考え方の下にですね、そういうフォーラムを広げていって、これから商業と連結する、工業と連結する、販売加工と観光と連結していこうというような発想のもとでフォーラムが開かれます。で今回は町の方もご支援をいただいて後援をいただいております。今後ですね今度その中でワークショップを開いていきたいというふうに思っておりますが、その中でたぶん農業学校の志向制だとか農業公園の志向性だとか、それから各設備の連結だとかそういったことも現れてくるのではないかなと思います。この辺のところにつきまして今後もこういった事業、民間の事業ですが町として後援をいただけるのかどうかその辺を確認いたします。

町 長 具体的にまあこの７月の１１日に開催をされますＮＰＯ法人の飯島・中川政経人会議、これが主催するイベントについてでございますが、私もお案内をいただいております。でこのイベント開催につきましては県の地域づくり支援制度であります地域発の元気づくり支援金、平成２１年度の補助事業として採択をされ、資金面では一つの支援が県共々にできるということで開催ができることになり、大変あのありがたいというふうに思っております。であの私もこの支援事業の上伊那の審査員の一人でもございますので、審査員とともにこの事業の有効性あるいは期待感を申し上げて、上伊那６人おる審査員全員が大きな期待心を持って賛成をいただいて採択をされた事業でございます。大変期待しております。であのこの事業はＮＰＯ法人が主導をしながら、行政や企業それから町民を巻き込んでいく事業ということになっておりまして、新しい産業の創出をテーマにした具体的な計画に基づく事業として評価をいただいております。今お話のようにワークショップ等も通じたりまた講演会を通じて、その結果をもって具体的にあの町の施策発展に対する提言もいただけるというようなことで、大変まあ期待をしておると思いますので、まあこうしたあの今後ともＮＰＯあるいは他にもいくつかそうした取り組みがなされて、町の支援事業の対象、それから引き続いてこうした県の元気づくり支援金の候補にも上っておる事業もまだ他にもございますので、できるだけ私も精いっぱい努力をしてこの補助を取り付けることと、それから側面協力はさせていただきたいというふうに思っております。

久保島議員 ありがたいお言葉をいただきまして、まああのちょっといろんな項目に広がり過ぎま

	して絞ったお話しが出来なくて残念なところがありますけれども、これをもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻を１１時００分といたします。休憩。 午前１０時４７分 休憩 午前１１時００分 再開
議 長	休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。 ８番 北沢正文 議員
８番 北沢議員	それでは一般質問をお願いしたいと思いますが、私も今定例会は議員として臨む最初の定例会でありまして多少緊張いたしておりますので、自分の思い込みによりまして発言をしまして発言の趣旨がうまく伝わらないこともあろうかと思いますが、事情ご推察の上ご理解をいただければ幸いと思います。私は今回３点の課題について質問通告を行っておりますが、議会選出の監査委員の立場でもあり、常に行政の内容や考え方について深く知り得る立場にありますので、一般質問のこの場では少しご遠慮申し上げて、今回の質問はこの質問を通じて町政と議会と町民の皆さんがより一体となって元気な町をつくっていくのだという理解、橋渡しができれば幸いと、そういった観点から質問をいたしたいと思います。 最初に国道１５３号伊南バイパス及びこのアクセス道路であります堂前線、また沿線で接続する町道等の進ちょく状況とこの道路がもたらす町の振興策について質問をいたします。当町の長年の熱き想いでありました伊南バイパスについて、いま現実工事の槌音が高らかに響いております。この着工までには関係者のご理解と並々ならぬご努力があればこそこの結果であり、とりわけ町長をはじめとした期成同盟会、地権者をはじめとした地元、国道事務所、県等の関係各位には深く敬意を表するものであります。そこでこの感動を更に確実なものとするためにこれからの課題として３点に絞り質問をいたします。最初に国道１５３号伊南バイパスと関連する堂前線をはじめとする町道の取り付け道路等について、平成２１年度の国等の予算配当も出てきましたので、予算の状況を勘案して開通及び関連する取り付け道路等の開通の見通しについて伺いたいと思います。 それでは北沢議員の質問にお答えをしてみたいです。質問の１点目、１５３号伊南バイパス、堂前線、これの進ちょく状況と町の振興策ということの中で、まず今年度の予算から見た事業の進み具合、それから開通の見通しについてであります。国道１５３号伊南バイパスの建設事業への本年度の予算付けは総額で 25 億 8,000 万円という数字になってございます。事業の進ちょく状況でございますが、用地買収につきましては本郷地区、飯島南と北両地区においては平成２０年度までに全て完了をし、田切地区におきましても今日現在ほぼ１００％、まあ９９．９という形になっております。まあほぼ１００％というふうに申し上げてよろしいかと思います。工事の関係では平成１９年度に与田切橋の下部工が発注をされまして、また平成２０年度には鳥居原から県道飯島停車場日曾利線、これまでの区間の工事が現在鋭意行われておるところでございます。また
町 長	

本郷地区及び県道の飯島停車場日曾利線、それから郷沢川での区間につきましても昨年末に発注をされまして現在工事が進められておりまして、本年度末には２１年度末にはバイパスのおおよその形が見えてくるというふうに思われます。今後の工事発注の見通しにつきましては今年度中には与田切橋の上部工事が発注をされるというふうに聞いております。町といたしましても関連する町道の取り付け改良を精力的に進めまして、平成２３年度中の堂前線までの暫定供用を目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。それから田切地区への本年度工事着手と伊南バイパスの早期全線開通に向けて、国に対しても今一層の働きかけをしておりますし、今後とも期成同盟会等も中心になってお願いしてまいる予定でございます。

次にこの堂前線のアクセス道路の状況でございますけれども、ＪＲの赤坂第一踏切からバイパス交差点まで、これは約全線１，３５０メートルありますけれども、このうち現在諏訪神社の西側からバイパス交差点までの約７００メートルの間を国交省の飯田国道事務所、格別なまあ配慮いただきまして、国の直轄事業として施工をいただいております。これも年度内には完成をいただくというふうに予定で進められております。で残りの諏訪神社から西側の町の施工区間これは６５０メートルございますけれども、これにつきましては平成２０年度から地方特定道路の整備事業とまちづくり交付金事業を財源として充てまして、ＪＲ踏み切りの東側約２９０メートル区間につきましてはほぼ現在完成形で工事が完成しております。現在国の平成２０年度の第二次補正の緊急経済対策を活用して舗装工、それから新たな諏訪神社の西側の９０メートルの間の改良工事を発注してございます。平成２１年度事業につきましては残りの２５０メートルの間の道路改良工事、それからＪＲ踏切の改良工事の発注を今年度予定しております。工事期間につきましてはＪＲ踏切改良工事がＪＲとの協定締結後、概ね１年間、それから道路改良工事は今年度中のそれぞれの完成を目指してまいります。順調に進めば平成２２年度中には一部供用開始できるというふうに見込んで今工事を進めております。以上でございます。

只今あのご答弁をいただきました。当初から言われている２３年には確実に開通の見通しとこんなご答弁でございます。精いっぱいご努力をいただいて一刻も早い供用開始を願うものでございます。つきましては次の質問に移るわけでございますけれども、次にこの関連で町の振興策について質問をさせていただきたいと思います。私は今回の議員選挙を通じまして町に元気がない、何とかしなければという多くの町民の皆さんの声をお聞きしましたし、私も元気なまちづくりをテーマとして掲げております。そうした中であってこのまちづくりの根幹であります超一級の地方道路の開通は元気を醸成する起爆剤としておおいに期待をいたしております。開通に際してこのバイパスに関連した町の振興策方針は町民の皆さんの大きな関心の的であり、建設の機運が盛り上がっているうちにこれを示していくことが必要と考えます。そこで開通を町の発展に結びつかせる行政施策の方向はいつどのような手段で行うかについて質問をいたします。

お話がございましたように、この国道伊南バイパス飯島工区の事業、それからそれに関連するまあアクセス道路を含めてでございますけれども、これにつきましては既存道路の１５３号をはじめ交通の渋滞の解消それから交通の安全性の向上ということだけにとどまらず、沿線の地域はもとより地域の産業構造を変えるこのまちづくりそのものであるという基本的な考え方に立ちまして、伊南バイパスを含めたこの沿線は町のこれか

	らの活性化に多いにいろんな意味で影響を与えますし、また考えていかなければならないという課題でございます。で今後この振興策をどうするか、このアクセス道路、伊南バイパスを含めての周辺の土地利用構想というものを持って推進をしていかなければなりませんけれども、これまでも地元の皆さんが町道堂前線を絡めた新たな商業地の活性化に向けた組織を立ち上げて、研究をしていただいてまいりました。また一方で18年度に一般公募を含めたこの実施をいたしました。飯島町の都市計画再生整備計画策定というこのワークショップを行いまして、伊南バイパス関連となる町道堂前線周辺、これらのあるべき姿について検討を行った際のいろいろのご意見をいただいております。町内のどこをこれからの住宅地あるいは商業地の基本的な考え方を図示していくかというようなこと、いろいろと意見が出されておりますが、伊南バイパス開通を機に町全体の人口増加や商業活性化を何としてもこうつなげていきたいという、ほとんどの皆さん方の意見願望もございます。そんな意見が出ております。
北沢議員	それからもう一つはこの昨年から町庁舎内、庁内組織の中で職員による庁内プロジェクトでこの問題につきましてもプロジェクトを組織して調査研究を行ってまいりました。でこれらの研究結果につきましては本年度から策定に取り掛かるこの基本構想、長期基本計画、国土利用計画の飯島町計画、この検討にあたってたたき台としてご提案を申し上げてまいりたいというふうに考えておるところでございます。従ってその素案づくり委員会が組織をされて議論を開始をいたします今年度後半からこれらのご意見というものを素案作りに反映して提示をさせていただくと、こういう段取りになってようかとこういうふうに考えております。
	今のご答弁の中にございましたように、伊那谷はこういった谷の地形でございまして、ここを天竜川に沿って主要道路が走っているわけでございますけれども、過去に36年の災害や58年の災害、まああの非常にこういった緊急道路としての役割が大きかったわけでございますけれども、まあそういったものに対して一つの安全が地域が作れると、こういったことも今度の国道の大きな使命でございますが、当町にとりましてはこの国道の開通を起爆にして何とか元気な町をつくりたいと、こういった部分がございます。今お話のございました方向でよろしいかと思っておりますけれども、是非あのこの計画そのものがバイパスの周辺のみでなく全町に及ぶような計画になってほしいものだとこんなふうに考えるところでございます。そういった意味で町長さんに再度この今の計画の内容について、そういった方向でやるんだとこういったことを確認をさせていただく意味で、もう一度お願いをしたいと思います。
町長	繰り返して申し上げますけれども、この伊南バイパス全体の路線、それからアクセス含めて単なるこの交通の利便性安全性のみならずですね、町全体の起爆活性化につながるような方向で土地利用の中でも位置付けて、で当然また田切の先線の方の課題も出てまいります。そちらの方もひとつのアクセス的な考え方も考えていくこととなりますので、町全体の土地利用としてこの幹線道路網をどう反映していくかということの中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。
北沢議員	それではあの次の質問に移りたいと思いますが、この開通に伴いまして交通環境の変化が想定されるわけでございます。この開通によりまして車や人の流れが大きく変わるとこんなことが予測されるわけでございますけれども、については事前のシミュレーションといえますか予測される交通、防犯、それから通学通園等の検討は進んでいるのでし

町長	ょうか。総合的に捉えまして建設段階で必要な対策については対応したり、場合によっては他の事業の導入なども必要と考えますが、それとこの対策の主管となる部署についてもお伺いをしておきたいと思います。
	ご質問の件の内容で、今進めております工事中のこの安全対策の確保の問題、これにつきましましてはもう十分地元の皆さん方とご相談をしながら、飯田国道事務所それから町も一緒になりまして十分協議をして現在工事を進めておりまして、大変なまあ現場の状況であるわけでございますけれども、おかげさまで今までも事故もなくして今ご協力をいただいておりますので、問題はこの開通後の安全対策についてどういうふうに捉えていかなければならないか、またあの施設的にもどういうふうに整備していかなきゃならないかということでございます。はっきり申し上げてあの今後の検討の段階になります。この伊南バイパスはもう先行しておる駒ケ根の工区もそうでございますけれども、交差点の部分それから橋りょう部においては道路照明が全線にわたってまあ設置をされるというようなことになります。それなら歩道の安全につきましても4.5メートルの幅の設置がずっとされていくということ、それからこの歩道につきましては堂前線の町道の場合には2.5メートルの片側歩道という形で設置を今設計の中でとらえて今工事が進められております。で今後まあ信号機の問題、それから横断歩道の問題、規制の標識等々まあいろいろ出てまいりますけれども、今後開通までには十分飯田国道事務所が中心になって今進めていただいておりますけれども、警察や公安委員会とも十分協議をして、また地元の皆さん方にもそれを提示してご了解いただいた上で開通にこぎつけてまいりたいという考え方でございます。でこの工事、バイパス、堂前線の工事の進ちょくを見ながら安協の交通安全協会等の関係者、それから区や耕地の役員の皆さん、それから今お話にございました学校関係ですね、通園通学、やはり現地踏査の中でやっぱりこれを繰り返して地元要望も入れていかなきゃいけないというようなこともございますので、そうした機会を順次まあ並行して進めていくとこういう形になります。これらをまああのいろんな所管に関係してくると思っておりますけれども、総体的にまとめて町の総務課の危機管理係がまとめてこの窓口にしていきたいという考え方で現在進めております。
北沢議員	防犯だとか交通安全、今までの道路の新しい道路を見ておりますと、まあ幅広い道路ができるために地域の皆さんが通行に慣れないというような点もございます。それから防犯の点では是非明るい町をつくるという意味で道路照明だとか防犯灯、まあそういったものが抑止力になるというふうに言われております。そういったものの検討を早く進めていただきまして必要な対策を作っていただくことが必要かと思います。1番目の質問については以上とさせていただきます。
	続きまして2番目の質問に移らせていただきます。2番目の質問につきましては基本構想を町民一体で実現していくための手法について質問をいたします。基本構想が策定されまして今度作る構想で5回目となり、その都度時代を背景とした特徴ある10年の計画が策定されてきたと思います。町長も十分ご承知のとおり、基本構想は行政運営の基本のみならずまちづくり全体の基本であり、町民の皆さんとの実現に向けた合意が形成されていなければならないと考えるところであります。長年このことに心を砕かれてきた町長でありますので抜かりはないと思いますが、次の4点について現段階での考え方を示していただきたいと思います。
	1つとして町長の公約でありますパブリックコメントの実施はもちろんのこと、策定

町長	にあたり民意を反映する手法を検討されていると思いますが、町民の皆さんがその手法を認識しこれに参加することが大切であると考えますのでここでお伺いいたします。 それでは2つ目の質問であります基本構想を町民一体で実現していくための手法、特にまあ構想をより行政、町民共有の計画とするための手法ということについて、まずこの策定に当たって民意をどう反映するのかということでございます。町の第5次総合計画、この策定に当たりましてはより多くの町民の皆さんのご意見を聞いて、その想いがまあ計画に反映されるよう様々な手法を用いてまいりたいというふうにまず考えております。で基本的にはあの5つのまあ手法と申しますか考え方を持ってこれに対応してまいりたい、少しあの1つずつ具体的に申し上げてみますと、その1つとして、20歳以上を対象とした住民意識調査をまず実施する。そして町民の皆さんからまちづくりに対するいろんな評価をいただくとともに、次期構想に向けた町民ニーズの把握に努めてまいりたいということでございます。で調査の内容はいろいろとまあ異なりますけれども、小中学生を対象にした意識調査も実施をいたしまして、子ども達の想いを計画に反映できるような関係機関と調整をしておるところでございます。
	次に2つ目の方策といたしまして、構想や計画の素案づくり段階から町民参加をいただきたいというふうに考えております。町にはまあ常設の諮問機関でございます基本構想審議会が設置をされておりますけれども、各分野からの推薦をいただく方と公募による委員とを委嘱をしているところでございますけれども、この構想はこの構想審議会の組織は構想・計画を審議いただく機関でありまして、でこれとは別にその前段である素案策定委員会を組織して素案を持って基本構想審議会に諮問をするという手法をとってまいりたいというふうに考えて今進めております。 それから3つ目の方策といたしましては、素案段階では耕地や自治会単位の懇談会を開催をいたしまして、町民意見をできる限り計画に反映させてまいりたいというふうに思います。町民の皆さんには自分たちの町の将来をどういう意識を持って考えておるか、またいただけるかということ、是非まあ懇談の中でまた出していただいて議論をしてみたいというふうに思います。
	それから4つ目の方策といたしましては、素案の段階でホームページに公開をするなどして、いわゆるまあパブリックコメント制度と同様な手法により、構想や計画に対して質問意見を寄せることができるように門戸を開いて配慮してまいりたいというふうに思います。
	それから5つ目の方策といたしまして、各種団体との懇談会を計画をしたいと、特にあの人口の半分を占める女性の意見が計画に十分反映されるように、団体との懇談の機会を設けるとともに、あらゆる機会を通じて女性の意見をお聞きする場を設けてまいりたいと、まあその他にあの検討の段階ではタウンウォッチングやワークショップなどの町民の方が参加しやすい手法を取り入れるなどして、実施にあたっては工夫をしてまいりたいというふうに思っております。まああの以上申し上げたような様々な手法でもって町民の皆さんのご意見を聞きながら、あるいは町民の皆さんにも知恵を出していただきたい、そうしてそれらのことを計画に極力反映できるような積極的なご協力を是非お願いしたいということを申し上げておきたいと思います。以上であります。
北沢議員	今あの5つの手法を示していただいたわけでございます。この手法を取り入れるにあたりましては非常にあの時間との勝負になろうかと思います。まああの住民の皆さんの

町長	意見を多く聞くには時間的な制約が当然出てくるわけでございますけれども、是非ゆったりととれるようなそういった日程を組んでいただけたらと思います。そういった意味で再度ちょっと確認をさせていただきたいわけでございますけれども、すでに第1回目の基本構想審議会が開かれておりますけれども、最終的に出来上がる時期の想定というのは何年の何月ごろという想定でございますでしょうか。
	次期第5次のこの長期計画また5年間をまあ一応計画する中期計画につきましては、現計画が平成23年度終了という形になってございます。従いまして22年の3月まで現行計画、でそれにまあ次の第5次を切り替えていく、その準備を今からまあ始めておるというわけでございますので、今年それから来年にかけて鋭意まあ今申し上げたようなことを進めながら、来年の平成22年の12月までには一つの答申をいただきたいと、できればそこでひとつの12月議会あたりに議決をお願いしていくという形になりまして、で少しまあ手続き的な準備を含めて3月末までに、平成23年の3月末までには次期計画が全て確定という形で、翌4月から実施と計画期間に入っていくという日程になろうかと思います。
北沢議員	今の日程をお示しいたしましたが、なかなか時間があるようで無いというのが今までの作ってきた例かと思います。是非早めに進めていただいて町民の皆さんの多くの意見を集約できるようにしたらどうかというふうに考えるところでございます。次に現況の財政関係を見たときに単年度では行政課題を解決することや利害の調整が非常に難しいことが多く、まあ今更ながら計画的行政運営の必要性を痛感いたしますものでございますけれども、そのためには評価、進行管理等を確実に行之、町民の皆さんに情報を開示していくことが必須要件であるというふうに考えます。このためには構想の策定段階からこのことを念頭に入れておく必要があると思いますが、評価や進行管理等を分かりやすくするための工夫を検討されているかどうか伺います。
町長	大変まあ大事な重要なことでございます。協働のまちづくりを推進するためもちろんでございますけれども、町民と行政がまちづくりの目標を理解してこれを共有していくことがどうしても欠かせない大事なことでございまして、次期の総合計画につきましてもこの可能な限り数値目標を定めて、で目指す目標を分かりやすくしてまいりたいということでございます。で、それにはやはり今まで歩んできたこの計画達成度がどのような数値であり、また評価であるかというようなことも振り返りながら、次の構想にそれを反映していくということがどうしても必要なわけございまして、従いまして今度の進行管理にあたりましてはこれらの数値目標の達成度を毎年度算出をいたしまして、で目標数値と達成度を比較することで進行管理が可能になるということでもございますので、当然のことながらこの達成度の算出を可能な数値目標と設定することで、これが達成度を測る大変まあ大切な手段になるというふうに思います。で、これをまあ内部的にも行いまして同時にまた町民の皆さん方にもそのことを開示をして、その評価を得ていくというそういう手法の導入をまあ計画しておるわけございまして、ひとつには行政評価制度、これの導入を計画をしてみたいと思います。これには事務的な評価の問題、施策の評価の問題、あるいは政策評価の問題それぞれあるかと思いますけれども、年数ごとにこの試行を繰り返しながら次の構想を評価する初年度となる平成24年までにはこの実施の評価ができるような制度として構築を進めていくという前提で、今回の第5次の計画もそうした手法を取り入れていくということを今考えておるところでござ

北沢議員	います。 私が考えていた以上に内容的には充実した内容を検討されているようでございますので、この点については以上とさせていただきたいと思います。以下の2点についてはこうしたことも考えられるという点で何うものでございまして、このことに固執するものではございませんけれども、要はまちづくりの中心に常に基本構想を念頭に置き、実効性を担保する手法として提案するものでございます。1つは今町では事業別予算や決算時の行政報告書等それぞれ工夫して情報の開示をしているところということは承知をしておりますが、構想の実現と法規についても大きく関係しておりますので、制度などを構想との関係を分かりやすくするために、例規集の項目を構想に合わせて並び替えてみてはどうかと、まあこういったことによりまして住民の皆さんも、この項目についてこんな制度があるんだと、こういったことが分かりやすくなるのではないかと、それからいま1つは自治法によりまして、基本構想につきましては議決事項となっておりますが、その実現のための中期計画については議決要件となっておりますが、従来の手法をとるとすれば、より具体的に施策を示す中期計画も議会議決事項としていくことが、基本構想がよりまちづくりの指針としての理解が得られるのではないかと考えるところであります。そこで条例による議決事項に加えたらどうかという点について伺います。以上です。
町 長	この次に策定をいたします第5次の総合計画、長期と中期とあるわけでございますけれども、これにつきましては設定項目をやはりこの町の例規集の項目に従ってやるのがいいんではないかと、確かにあのおっしゃる内容もあろうかと思えます。今具体的にそのことを詰めておる段階でございます。この点について総務課長の方からその状況をご報告をさせていただきたいと思います。それから10年間の長期計画と半分の5年間の中期総合計画、現在の中期総合計画でございますけれども、まああの北沢議員も十分ご承知のように、この長期構想10年の計画というのは地方自治法の規定によりまして、やはりこれはあの町が将来歩むべきその姿、その基本的な政策項目を盛りながらという大変まあ重要な将来計画でございますので、必須要件として議会の議決をいただいてこれを発足していくという形になって、従来からこの形でまいりました。その中間にある中期総合計画でございます。これはあのその長期構想を受ける形でその構想の考え方に沿って町が財源をどう計画して充当していくかということも含めてですね、その中期としてこのとりうる具体的な計画を盛り込んだ計画でございますので、法律上はその議会の議決案件になってございません。従って従来の第4次までもそうした手法でやってまいりましたが、ただしこれはあのもう十分住民の皆さん方やさっき言いました5つの手法なんかも用いてですね、住民とのコンセンサスを得ながら極力反映をし、それで議会にも何回にわたってもそのことを説明申し上げたりして、十分あのこの長期計画、構想に沿った中期計画の位置づけということで説明をして参っておりますので、同じものを2つ出して同時に議決ということはちょっとなじまないんではないかと、十分その考え方は達しておるということでございますので、今回もそうした考え方で進めてまいりたいと思いますけれども、これらにつきましてもまたちょっと補足して2点について総務課長の方から申し上げます。
総務課長	先ずこの構想の体系につきましてですけれども、基本は町民の皆さんに分かりやすく、今どのくらいその目標に向かって事業が進んでいるかとか、そういったことも評価でき

北沢議員	るようなそういうことがまあ基本でございますので、50音順にするとかまた例規集の順番にするとといったようなところが考えられますけれども、これはあのいろんな経費のことでもありますので十分に検討をしていきたいと思ひますし、現在検討もしておりますしました素案策定委員会の皆さんや基本構想審議会、いろんな場面で研究をしたり検討をしていきたいというふうに思っております。ただいま言えることはその例規集と連結させますとそのシステムの構築に費用がかかったり、あるいは次年度以降の維持管理に費用がかかりますので、そうしたことも考慮した中でどういう方向がいいか、どういうふうにまとめていたら分かりやすいかということをよく検討していきたいなというふうに思っております。 で、5カ年計画の今の中期総合計画の議会議決につきましては、従来から議会の方へは全員協議会等々で説明をしてきた経過がございまして、議会の議決ということではございませんけれども、そうしたあらゆる場面で議会をはじめいろんな委員会の皆さんにその具体的な事業の内容について分かるような説明をする機会等をつくってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
町 長	今度この構想につきましては数値目標が示されるということでございますので十分コンセンサスが得られるようにできればいいなと考えるところでございます。次の質問でございまして、次期構想、この中で具体的に現在の構想の中では将来像が示されているわけでございますけれども、この将来像の中で人口指標が示されております。まああの合併当時12,000人以上の飯島町でございましたので、そういったものが基盤となっていま進められてきておると思いますが、今回についてはいかがでしょうか。具体的な現実性を見てその数値目標を掲げていた方がいいように考えるところでございます。そこら辺についての考え方がありましたらお願いをしたいと思います。それから構想、非常にあの将来の見通しが難しい中であって、例えば中期計画については5年ではなくて短くして4年等の計画、まあそういったことも検討の対象になるかどうかについてお伺いいたします。 基本構想を策定する上での将来像、特にまあ人口見通しを現在の社会情勢状況の中で計画期間をどう設定して考えていくかという問題であります。大変まあ難しい問題であるわけでございますけれども、全国の人口が減少に向かっているということはもうご承知のとおりでございまして、町の人口につきましても計画に基づく様々な施策によって何とかまあ10,000人を維持してきておるという状況でございます。国立の社会保障の人口問題研究所、昨年の12月に公表いたしました全国の市町村別の将来人口推計が出されておりますが、次期構想の目標年としての想定している平成32年の当町の人口9,200人というふうに推計の数字が出ております。まあ果たしてこう実際になるかどうかということは別にいたしましても、やはり社会全体のこの傾向として従来までのこの基本構想に掲げてまいりました12,000人をこれからの目標に据えるには、官民双方の莫大な投資や大幅な意識改革がないと実現不可能というふうに、現実問題として考えられるわけでございますので、まあこれにこだわることなく目標設定することも現実的というふうにまあ思うわけでございますが、基本構想の将来像の設定する最も重要な部分であるだけに、時の将来像をどう設定していくかということも含めて、この人口目標につきましてはここでどういうふうと今私の立場で申し上げることよりも、これからスタートする策定委員会や素案の策定委員会やあるいは構想審議会本会におきま

しても議論を委ねているんな角度から分析をして考えていくべきというふうに考えております。

それから次にこの中期計画の計画期間の設定をどうするかと、従来まあ第4次までは10年間の半分をとって5年計画を1つの長期構想に重ねてきた経過がございます。最近のこの10年、5年という計画の動きとは裏腹にもう来年のことまでどうなるかわからないというような今の経済社会の見通しの中で、中期計画というものをどう期間を設定するかということはいろんな議論があらうかと思いますが、やはりこの10年の構想というものはひとつの決まった考え方でございますので、これを固定することによってやはりその半分の中間の中期計画という位置づけにいたしましてですね、そうしたことを考えながら当然社会経済も大きな変革、また必要に応じて随時見直しをしていくということで現在も計画になっておりますので、今後の次の計画につきましても私としてはそうした考え方の中で構想審議会の方へ諮問してまいりたいというふうに思っております。

北沢議員 次の質問にも関連いたしますので今の質問はこれくらいにしておきたいと思います。次期構想でございますけれども人口10,000人規模を維持するというのが最大の課題になるかというふうに考えますが、人口規模が行政運営に与える影響についてどのように捉えているか、また人口減少による影響として学校教育の受ける学校運営に対する影響があると思いますけれども、その点についてもお答えいただきたいと思います。

町 長 この人口減少が町の行政運営あるいはまた学校運営にも少なからずの影響があることはもうご承知のとおりでございます。お話にございましたようにこの人口は行政運営の一番の基礎でございます。同時にまた収入の大きな柱でもあるこの町税や地方交付税、これにも影響してまいりまして、人口が減少していくということは税収や地方交付税、これがまあ実態として減少につながる要素になるわけございまして、大変まあ町の活力が削がれていくひとつの要因にもなるということでございますので、全国各町村何としても人口維持増加を目指してのいろんな施策に取り組んでおるということでございます。ただいろんな施策を講じましても現実問題としてこういう状況があるわけでございますので、大変まあ懸念をしておるわけでございます。で、できるだけその影響力を少なくしていくような構想や計画を今度の5次計画の中にも盛り込んで、それを確実に実践することによってそれが可能になるということでございますので、そうした考え方を持ちながら、策定された中期計画、長期構想等につきましては町民を挙げてこれに取り組んでいくという強い姿勢がなければ、また具体的な手法がなければこのことが実現できないと、こういう基本的な認識でございますのでご理解をいただきたいと思ひますし、また学校運営に対する影響も同じような事が言えるわけでございます。教育長の方から答弁いたします。

教育長 児童生徒数の減少によるところの学校運営の影響ということでありますけれども、量的といいますか制度仕組みからみればですね、学級数が減りそれに伴って学級数に応じて配当されている専科教員、まあ小学校では音楽、家庭科、理科教員でありますけれども、それに当たりますけれども、その教員配当基準に連動してある基準が満たされないと専科教員が減ると、そういう影響があります。ちなみにあの学級人数につきましては小学校は長野県独自で1学級35人というふうに定めておりまして、中学校は国基準で40人というふうになっておりますが、これに照らして今後を見通しますと、今の小学

校4年生が中学校に入学する時にですね、学級数が現在の3学級が維持できるかどうかという一つの節目の人数になりますし、今の小学校2年生がですね中学校に入学する段階では、残念ながら1学級減ということに制度的に見ますとなることになります。またそれに合わせて国からの交付税算定は学級数あるいはクラス数、児童数、生徒数にその基礎数がありますので、それに応じて当然ながら減額が予想されます。このように量的な面での影響は当然考えられますけれども、しかしあの教育の質という面からみればですね、まあ大規模校のようなダイナミックな運営ということはまあそういうものには及ばないけれども、まあ一方において少人数のですねきめ細かな指導、まあ具体的には一人ひとりの子どもにより目が行き届き、手が入るという指導効果も高まりますし、私も今まであの全校30学級の大規模から全校数が80数名という学校まで経験しておりますけれども、ある部分は非常にあのそういった教育の内容の差ということはそれは教師の情熱と指導力が伴うものでありますので、そういうことの影響はないというふうに考えております。以上です。

北沢議員 あの新人でございまして大変張り切り過ぎまして、テーマを多く当たり過ぎまして残り時間が少なくなつてまいりました。今の質問についてももう少し深めたいところでございますけれども、時間がございませんのでまた次の機会に譲りたいと思います。3つ目の質問につきましては質問いたします3項目がございますが、時間が少ないのでこの中で抽出してお願いをしたいと思いますけれども、現在事務の中心心臓部分でございますコンピューターの処理につきまして、上伊那情報センターの運営方法をとって共同処理をしているわけでございますけれども、この情報センターのコンピューターのシステムの入替えが現在進行中であります。この作業が順調に行われているかという点と、それからもう1点につきましては、非常にあのこの入れ替えによりまして職員の皆さん大変なご苦労されているというふうにお聞きをいたしておりますので、まあこういった苦労が報われるということが大切であると考えてところでございます。そのためには移行に伴う住民のトラブルがあつてはこの苦労が報われないということでございますので、今のところ適切な対応がされているか、こういった点について適切な対応がされているというふうに理解してよいかという点についてお願いをいたしたいと思ひます。以上でございます。

町 長 最後にこの上伊那情報センターの運営の件に関して、先般来この最適化事業の導入というようなことの中で、情報処理のシステムの運用変更がなされまして、これまでも取り組んできたところでございます。いろいろとあの課題も問題もはっきり申し上げていろいろありまして、現在もまだまだ十分解決できないという部分もあるやに思っておりますが、職員も大変まあ苦労して四苦八苦、何とかまあ町民の皆さん方に迷惑のかけないような手法でということではいままでやっております。特別あの大きなトラブルもなく大変ありがたいなというふうに思っております。少しまあ現況とこれからの課題等につきまして総務課長の方から取り組んでおりますのでご報告申し上げます。

総務課長 上伊那情報センターの状況につきましてですが、この上伊那の情報センターのシステムにつきましては、当時上伊那の10市町村が共同でその行政事務を電算化したという経過がございまして、このシステムにつきましては独自に構築をしてきて運営も独自にやってきたということでございます。このシステムの構築にあたりましては各町村のそれぞれの分野の担当者が英知を結集しまして改善に改善を重ねてきて構築された

	システムでありまして、全国でも１、２を誇るほどの優れたシステムということで高い評価をされているシステムでございます。しかし平成１９年の１月１１日の日に上伊那広域連合情報システム最適化計画というのが策定されまして、現在この計画に基づいてそのシステムの切り替え作業が行われているということでございます。その期限でございますけれども現在の情報センターの汎用コンピューターの賃貸借の期限というのが９月末でございますので、これまでにまあ新しいシステムに変えようということで今６月１日切り替えを基本に今進めてきているところでございますけれども、新しいシステムにつきましては今までとは違いまして民間業者が設計開発しましたパッケージソフトを使用するというのが基本になっております。この運用につきましてはそれぞれの分科会でいろんな研究をしたり操作手順について研修を行ってきて６月１日を目指してやってきたところでございますけれども、まあパッケージを使うということから業者間のこの連携とかシステムの調整がうまくいきませんで、システムのダウンとか不具合というものがかなり出ておりまして、全面的に６月１日稼働を目指してきましたけれども、一部のシステムにつきましては安定性、信頼性そういった面から切り替えることができませんで、従来の汎用コンピューターのシステムを一部使って併用しながら今作業をして、だんだんに改善できたところから移行して９月末までには新しいシステムに変えていこうということで今現在進んでおりまして、現在のシステム概して言えば職員からは非常に不評なシステムでございます、まあこの計画に基づきますと確かに上伊那情報センターの経費は大幅に削減できますけれども、その分町が直接職員がいろんな帳票の打ち出しをしたりとか、それからその捜査の事務をやらなければならないということで事務量が増加し経費が増加するということが出てくるわけでございますし、まあパッケージソフトを使っていますので、今まで構築されました見易くて便利なこのシステムを即、前と同じだけのレベルにするというのは非常に時間がかかることですし費用もかかることですので、まあ検証については今後その一定の期間立ったところでもう一度評価をしなければならないということでございます。それで今まで素晴らしいシステムが構築されていますので、この内容をできるだけこのパッケージの改良を加えまして、いいソフトが開発されて出来ていくようにということで今努力をしているところでございます。またあのこの切り替えにあたって住民の皆さんに迷惑をかけないようにということを最大のポイントとして今作業を行っておりますので、先ほど言いましたようにうまく切り替えができない分野につきましては従来の汎用コンピューターも併用しながらやっているということでございます。そんなことで住民の皆さんに通知する書類が去年と様式が変わったりとかいろんなことがありますけれども、基本的には住民の皆さんにご理解をいただく中で計画に従って事務を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。
議 長 北沢議員	時間です。 以上で質問を終わります。
議 長	ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後１時３０分といたします。休憩。
	午前１１時５４分 休憩 午後 １時３０分 再開

議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 ９番 竹沢秀幸 議員
９番 竹沢議員	私は町議会議員に２期目立候補をいたしまして無投票でございましたけれども、当選を果たし再びこの議場で町民の皆さんの意見を、町政に意見反映できることを大変幸せに思う次第でございます。さて６月１０日梅雨入りいたしましてわが町も災害のないことを祈るわけでございます。また本県では初めて飯田市において新型インフルエンザ感染が発生したわけでございますけれども、わが町の町民の皆さんが安全で安心な対策に万全を期していただくことを改めて町当局に要請する次第でございます。 通告に基づきまして具体的な質問に入ってまいりたいと思います。わが国の経済は国の緊急経済対策としての平成２０年度第２次補正予算および平成２１年度補正予算によりその効果が出始めているというふうに認識をしております。わが国経済は底を尽き上向きの兆しを示し始めているというふうに思います。具体的には株価の上昇ですとか企業倒産数の減少、先般の本県における日銀松本支店の経済動向結果などを含めまして示しておりますし、また町内の製造業でも例えば金曜日にお休みになっている企業が操業を復活するとかいうふうに上向いてきております。しかしながら後ほど同僚議員からも質問がありますとおり、雇用状況はまだまだ回復基調になっていない状況にあるところであります。こうした経済状況を踏まえて国はあらゆる政策を緊急に起こし、対策を推進してきているところでございます。さてそこで飯島町では定額給付金、子育て応援特別手当てにつきまして総額 169,600,000 円ほどでございました。先般報道でもございますように内通知先不明者が１６４人ほど、町内の在住者の方でまだ申請していない方が５３人ほどいるやに思います。この制度ですけれどもこの目的は町長ご案内のとおり景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、併せて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するものとして行われたわけがあります。わが家ではあの飯島町の中で飲食だとか生活必需品の購入に使ったわけですが、まず冒頭町長にこの定額給付金について何にお使いになってですね、またこの制度の感想を簡潔にお答えいただきたい。 竹沢議員の最初の質問、ちょっとの通告をいただいております内容になかったものですから特別に用意してございませんけれども、この緊急経済対策としての定額特別交付金、当町では 160,000,000 余りという形になっております。４月の確か１７日でございましたか振り込み業務を行ってまいりました。であのこれはまあその狙いができるだけまあ地元はこの交付金を使つての経済の活性化を図っていただくという国の強い趣旨の思いの下で定額給付でございまして、いろいろまあ言われた経過もございますけれども、まあ現実問題としてそういう形で交付をされました。であの私自身の問題ということでございますが、私もまあかねてからの思いもございまして 20,000 円をいただいたわけですが、このＥＴＣの高速道路のカード、これに目的意識を持って充当をさせていただいたという経過でございます。 この制度もあのそれぞれのいろんな使い方があってと思いますけれども、わが町の経済発展にも資する効果があったのではないかというふうに思うところでございます。次にわが町の経済的発展を図るのには町内既存企業の工業団地への移転とですね、それから新
町 長	
竹沢議員	

たな企業の立地が必要なわけでありまして、飯島町中期総合計画の重点課題でもあるわけであります。そこで聞くところによると町内某企業が新たな工業団地への移転を計画しておりましたけれども、今日的な経済状況等により断念したというふうに情報を承っておりますけれども、その状況はいかがか。また新たな立地のために町長がまあ精力的に取り組んでいらっしゃるプラスチック成型企業の立地見通しについてはいかがであるかについてお尋ねいたします。

町 長 大変まあ現在の厳しいこの経済状況の中で、町もまあひとつの重点的な施策として新たな雇用創出を図るべくこの企業導入、この施策を従来からまあ進めておるわけでございまして、これまでもまた現在もいくつかのその予定地の中で土地開発公社の事業も含めて取り組んでまいりました。ついここ1両年の中では3カ所更なる増設等も含めて工業用地としての土地買収、あるいはまた分譲というようなことをやっておりますが、1つは柏木地籍の里の菓工房、これもまあ土地開発公社が関与をいたしましてここにまあ実現の見通しになったということでございます。もう1つは陣馬の今のマルヤスの南側に1.5ヘクタールくらいの用地でございます。これもまあちょっとこの経済不況の前には地元企業で進出の希望がございまして、なんとかひとつ町の方で手立てしてというように、それも含めてまあやってまいりましたけれども、少しまあちょっと様子見というようなことになったために、土地買収は終わっておりますけれども造成は少し見合わせると、いう形で現在土地開発公社の理事会の方にもご報告をさせていただいております。ちょっとあのリスクを伴う先行きのことに対しての状況は今ちょっと考えておかなきゃならないと、それからもう1つは具体的に申し上げますとこれはあの内堀醸造の増設計画でございます。現在あの工場の西側に約70アールくらい7反歩くらいですか、これも土地買収をしましてこれはあの確実に近いうちに増設計画をするという形の、文書でもって約束の下にやっておりますけれども、その造成についてはやはり少し具体的な部分になってからのまあ対応ということで、これもそのような形で今進めております。それから更なるまた企業導入につきましてもいろいろとあの農地転用の問題、農振解除の問題等もございまして、今あるこの計画しておるこの予定した工業団地の導入状況によりながら国はまたその相談に乗っていただくというような含みがございしますので、今あの表向きの荒立ててということとはございませぬけれども、やっぱりあの進出していただくというような意欲もございしますので、まあそのことを大事にしながら今後関係機関と調整を図っていきたくとこんなような形で現在進めております。

竹沢議員 まあそれぞれ企業の実情もありますけれど、町内企業の発展また町の経済活性化のための新たな企業導入を含めまして今後ともご尽力をいただきたいと思います。国は先の平成21年度補正予算において総額2兆4,000億円の市町村に対する予算措置を経済危機対策として講じたところでございます。その経済対策臨時交付金が飯島町で1億3,000万ほどでございまして有効に使う必要があるわけでございまして、この使い道についてはまた後刻町当局から提案されるだろうというふうに承知をしておりますけれども、それに向けてのいくつかの意見提案をしてみたいというふうに思います。聞くところによるとこのお金の使い道は先のシェアリングも含みましてですね、総務、教育委員会関係を重点に配分されるやに聞いておりますけれども、果たしてそれでよいのかということで、飯島町の実施計画の中ではいろんな事業、整備が必要になっておりますけれども、まあ特に私としてはインフラの整備が重点的に行うべきではないかというふうに考えて

おるわけでありまして、例えば実施計画に盛られているところの町道の改良事業などについて前倒しをして実施する考えがあるかどうかお尋ねをいたしたいというふうに思います。また今後の企業誘致の来ていただく企業への条件整備という意味を含めてですね、先行して取り付け道路などについて用地買収を進めるとかいったことを含めた普通建設事業への投資が必要と考えておりますけれども、このことについての町長の考えをお伺いしたいと思います。

長野県の6月の一般会計補正予算の中でも総額271億円のうち道路整備などの公共事業費が107億で約全体の40%を占めているということでございます。従って今次この交付金以外にですね、今後において国としてのおいしい財政支援措置があるのならばともかく、国政選挙も間近でございまして総選挙の結果によっては国政的にどうなるか、また各市町村に対する財政支援政策もどう変わるかわからないわけでありまして、国の今後における財政支援見通しを含めてお答えをいただきたい。

町 長 次のご質問のこの臨時経済対策の交付金というのが飯島町で約1億3,000万ぐらいが見込めるという形で今そのメニューを検討段階にあります。今定例会の中でその内容について予算を伴った形でのお示しすることはちょっとまだ手続き中でございまして、また県とも協議をしていかなきゃなりませんので、できるだけ早いうちにこれを、まあ今月いっぱいというようにどここの町村の取り組んでおるわけでありましたが、だいたい方向が出次第また議会にお示しをして、具体的には臨時議会をお願いをして予算の議決とともにひとつまたご理解を得てまいりたいというふうに思っております。でまああのご承知かと思えますけれども、今お話しにもございました今度のあの経済対策の臨時交付金につきましては、主にはまあ地球温暖化防止の対策の費用、それから少子高齢化に対するこの取り組みの費用、あるいは安心安全というような大きな3つのキーワードがあるわけでございます。できるだけ町といたしましても既にあの20年度の1次補正、2次補正を受けて実施しておる面もございしますので、それをある程度考え方を補完しながら、そして住民要望がかなりたくさんございまして、でそれを今後今の町の実施計画ではなかなか数年先に待っても見通しが立たないということございしますので、総合的に判断をしてできるだけの要望にこたえていくようなメニューでもって組み立てていきたいということで現在進めておりますので、ちょっと時間をいただくようお願い申し上げます。

それからあの工業団地等へのインフラ整備との関係も確かにあるわけでございますが、今回のこの臨時交付金の中でそのインフラ整備という余裕はとてでもないがございませぬし、それからあの工業団地の具体的な今後の取り組みについての道路の計画も検討していかなきゃならん部分もございしますが、これはまあ今後のひとつ国との協議の中で取り組んでいくという形でお願いし、またその他のあの先送りしておる道路の一部の改良部分もございしますので、その辺はあのこれとは別に公共事業の対策特別交付金という制度が別にあるわけでございます。国の方で。でこれもかなりのまあ期待を持って1億以上の期待を持っておるわけでございしますので、その辺をまあハード、ソフト使い分けながら、まだ全容が見えてきておりませんこっちの部分は、皆目分らないということでもってひとつできるだけ住民要望に応えてまいりたいとこういうことでございます。

竹沢議員 只今答弁がありましたように今次経済対策の臨時交付金はある程度使い道があります

町 長

ので、そのことはまたこれから具体的に提案申し上げますけれども、他のいわゆる公共事業に対するインフラ整備の国家財政支援につきましてはまた国のそうした制度の見通しを見抜いていただいて的確な予算付けをしていただければというふうに思うところでございます。それではまあそういうわけであの国の経済対策臨時交付金ですけれども、その中で特にあの環境問題についての指導もうたわれておるわけでありまして、そこら辺の課題について申し上げたいと思います。今月は国際環境月間でありまして、私もこの間、地球温暖化に対する町の政策について提言をいたして、いくつか実施をしていただいたわけでありまして敬意を改めて表すものでございます。町長もご案内ですが、「もったいない」これは世界中の言葉になっておりまして、ご承知のように環境分野での初のノーベル平和賞を受賞したケニアの女性でありますワンガリ・マータイさんの提唱する「もったいない」でございます。日本語で訳せばゴミの削減ですね、それから再利用、それから再資源、この3つの3 R なんですけれども、これと尊敬の念を合わせて一言でいうと「もったいない」ということを提唱されまして、いわゆる地球温暖化対策についての一番分かりやすい世界共通語ではないかなというふうに認識するわけでありまして。さてこの国の2度の補正予算の中では太陽光発電施設への補助を予算化しておるわけでありまして。太陽光発電はもともとはドイツが先進国でありまして、なぜドイツは普及したかと言いますと、余剰電力の買い上げ単価が高い、国がそれだけ財政措置をしておるわけですが、そうしたことによって普及しておるわけでありまして、そうした方向にわが国もいよいよまあ進み始めているとそういう認識でございます。そこでまあ国が推進をしてですね近隣の南箕輪村ですとかあるいは伊那市、伊那市は要望も多くてまた補正しにやあいかんとかいうことだそうですね、要するに国を挙げて行うこのこうしたプロジェクトについてですね市町村も一緒にこの同時支援していくというそういう町長としての姿勢が問われているのではないかなというふうに思うわけでありまして。町民の皆さんのご意見も伺っておりますけれども、こうした課題について飯島町で株た予算でも良いから 1,000,000 円くらい予算すべきではないかと、こういうご意見もいただいております。こういうことを申しますと町長の答弁として現在行われている飯島町地球温暖化対策委員会の意見をですね聞いてからお答えになるとこんな感じがいたすわけですが、そうではなくて町がですね、こうしたあの制度について先行して行うことについて同委員会から叱られることはないんじゃないかなというふうに思います。昔から鉄は熱いうちに打てとかいうふうに言っておりますので、できたら9月議会に補正予算を上程をしてわれわれに提案していただくということについて、おやりになるかどうかお尋ねいたします。

お答えを先に予想していただいて恐縮でございますけれども、この国を挙げてまあ取り組んでおる地球温暖化防止対策の中での太陽光発電という一つの考え方、大変まあ重要なことであり各地域がまた各個人がまた取り組んでいかなきゃならない大きな課題であるというふうに思っております。であの町のこの全体のエネルギーもそうでございますし、この地球温暖化対策につきましても町の諮問機関でありますこの推進委員会というのを昨年8月に設置をしているいろいろと研究をしていただいております、近くこのまあ答申も出されるというふうに思っておりますので、やはりこれはあの対策委員会の一つの考え方を入れていかなきゃいけないということでございますし、それから現下のこのもう臨時的な国の考え方の施策のことも考慮に入れていかなきゃならないというふう

竹沢議員

にも思っておるわけでございます。でまああの今度の臨時交付金の大きな柱のひとつに太陽光発電の導入というテーマがあるわけございまして、まあいろいろあの取り上げていくこの分野、規模、それぞれあるわけございまして、今お話の内容は各家庭あるいはまあ事業所も一部含むと思っておりますけれども、これに対する導入に対する町の公的補助という形で、いくつかの町村取り組んでおるその内容かと思いますが、これもまあ今度の交付金の中で取り上げかどうかということを今慎重に検討しておりますが、これはやはりあの今年交付金が1年度だけの措置であるということはもうご承知のとおりであります。で今後あの一端この補助制度を開始をいたしますと将来的にこのことはやっぱり補助していかなきゃならないと、まあそのことが当然でありますし、始めた以上はこれはできればまあ全世帯に普及することがひとつの目的達成にもつながるということでございますから、そのことはそれでいいんですけれども、やはり財政的な裏付けの問題もないとなかなかこれは、今年の場合はそれでよくても次以降のまた財政計画にも絡んでまいりますから、どうもちょっとまだあの実態として把握できない段階での今年の臨時交付金の中でこれを入れていくということはちょっと無理であろうというふうに今結論付けております。で次のまあ来年度以降のこの展開の中で個々の対応については一つの今後のあり方の中でまた、答申の内容もいただいた上でもう一辺まあ真剣にひとつ、やはりこれは前向きに取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っておりますので、ただあのこのせつかくの施策の中に入っておる交付金制度でございますので、公的な立場として町がなにか捉えられるものがないかということで、今具体的な検討しておる、させておるところでございますので、ちょっと今ここで内容を申し上げる段階ではございませんけれども、是非ひとつ何らかの形で公的な立場の中での取り上げができないものかというふうに研究しておるところでございます。

只今答弁ありまして、町民の皆さんへの補助についてはもう少し、こういう制度を導入するとすれば継続性もあるので財源問題を含めてうんぬんということではありましたが、この後段の部分で例えばですね今回のお金を使って、まあ結局入ってるとありますが例えば小・中学校などの公共施設の屋根を活用しての発電というのをおやりになっている市町村も出始めてきております。そういう手法も含めて検討していただきたいと思うんですがこれについていかがでしょうか。

町 長

今ちょっと後段で申し上げたのは、そうしたことを含めてのまあ私の考え方ということで申し上げたつもりでございます。

竹沢議員

それではあのそうした問題を含めてですね、まあいずれまた議会の方へも提案があると思いますので前向きにお取り組みをいただきたいというふうに思います。続いて同じく環境問題に関連をしておりますけれども、公用車のエコカーの更新計画策定とエコカー購入についてということでございます。以前に町長の使用する公用車をエコカーすなわちハイブリット化すべきであるということを申し上げまして、町長自らこの町民の先頭に立ってですね地球温暖化対策に資すべきと提案をしておりますけれども、なぜかおやりになっておりません。この考え方ですけれども現在使用の乗用車とエコカーをですね車体価格で比較すると、と申しましたらエコカーが高いかという考え方もありますし、ランニングコストのこともあるかもしれませんが、そういう比較論で考えるとちょっと次元が違うんじゃないかなというふうに思います。要するにこの国中でこの大騒ぎをしておるのは二酸化炭素のCO2のですね排出量、これが要するに車から排出する排気ガス

	の中に含まれているものが一番多いわけでありまして、これを少なくしていこうというのが目的であるわけですね。従って国は先般の財政措置の中でエコカーを推進しておりまして、個人の方が車を買う場合のですね減税効果等がありまして、先の国全体また県を含めました経済動向の状況によればこのエコカー推進がですね景気底上げの一翼を買っているという報道もされておるところであります。また他の市町村でもですね公用車についてエコカーをどんどん導入しているところもあるわけであります。従いまして今次この臨時交付金を活用して公用車のエコカー化をすべきだというふうに考えます。まあ公用車ですから税金関係のメリットがありませんかと思いますが、そのことは置いてですね、行政として町民の皆さんの先頭に立って、もの事を推進していくという立場でこの公用車のエコカー化をやるべきではないかというふうに思うわけありますので、これについての町長の考えを答弁ください。
町長	まああの環境に優しいこのエネルギーに切り替えるということと、今度は二酸化炭素を出さないという努力も両方並行してやっていかなきゃなりません。であの具体的に公用車をエコカーに切り替えてというお話、これは前々からまあ課題としてある問題であります。町の財政事情の中でこの公用車というのはできるだけぎりぎり乗れるまで乗ると、使うまで使ってということで今までやってまいりました。かなりまあそのギリギリの線がきておるのも何台もございますし、当然施策に沿ったそういう形も入れていかなきゃならないということでございますので、こちらの方は具体的に今度の臨時交付金の中での更新というものを今具体化、検討の中に入れておりますので、ちょっとその考え方は総務課長の方から説明申し上げます。
総務課長	それではあの細部について私の方から説明させていただきたいと思いますが、現在町で所有しております公用車につきましては、普通乗用車が11台、軽乗用車が22台、その他に給食運搬車とか特殊車両が4台ありまして、それとバスの3台を合わせますと40台でございます。このほかに消防車両が12台ありますので全部で町で所有している車は52台ということになりますが、今ご質問の中の一般車両、消防車を除いた部分につきましては考え方ですけれども、それ前に現在の使用状況を申し上げますと、5年未満の車が7台、5年以上10年未満の車が14台、10年以上の車が19台ということで、内全国平均の13年以上を経過した車両っていうのは11台ありまして、まあ概ね半分以上が10年以上を経過した車両ということになっております。でまあこうした中でまあ省エネ対策とか地球温暖化とかまあいろんな課題がありますのでそういった課題、それから財政事情、費用対効果、いろんなことを考慮しながら更新の目安というものを決めておりまして、現在、普通乗用車につきましては概ね15年で150,000キロ以上、それから軽自動車につきましては概ね10年で100,000キロ以上、その中で使用頻度の高いものから更新計画の順位を決めているというのが実態でございます。
	で今回の経済危機対策の臨時交付金でございますけれども、こうしたエコカーの導入促進というのが1つの事業となっておりますけれども、まあ他にもたくさんの住民要望に基づいた事業がございますので、そうしたものととの均衡を図りながら調整をしていかなければなりません。その中で使用頻度の高いもの先程の要件を満たしたもののの中から、低公害それから低燃費車両を中心にエコカーの導入をするという方向で今調整をしているところでありまして、現在調整している車はハイブリット車1台、これ普通車でございますが、あと、燃費車普通車1台、それエコ対策車の軽トラック1台、軽バン1

竹沢議員	台、合計4台をこの事業の中に入れるという方向で今事業調整をしているところでございます。以上です。
	具体的な計画をお示しいただきまして敬意を表するところでございます。是非この制度の有効的な活用をお願いしたいと思いますが、差し支えない範囲でお答えいただきたいと思いますが、先日この交付金にかかわるヒアリングを副町長して行ったと思いますけれども、先ほど質問いたしました太陽光発電ですとかエコカー以外でですね事務事業、特徴的なもので差し支えない範囲で金額はよろしいですけれども、こんな事業が計画として上がってきているというのがありましたらご答弁いただきたい。
町長	まああの先程申し上げたように3つの国の重点的な考え方に沿ってやっておるつもりでございます。大変あの広範にわたっておりますので、もう少しまあ詰めさせていただいて、6倍7倍くらいの予算枠に対してというか交付額に対しての要望も出てきておりますので、いま最終調整中でございますのでまた県ともそれをもって、上ではねられる場合も出てまいりますので慎重に対応していくっていうことで、ちょっとその程度で今日はご勘弁いただきたいと思います。
竹沢議員	それは2つ目の質問項目であります、少ない経費で効果を上げる事業展開についてということで質問してまいりたいと思います。わが町は自立の道を歩んでいるわけであります。町長は重点配分による予算編成をし、町長は町民の皆様の先頭に立ち安心安全で住みよい町、暮らしやすい町、活力のあるまちづくりに全力を傾注する覚悟であるというふうに、平成21年度予算編成方針、施政方針演説の中でも述べられているところでございます。まあそういう中で町長の財政運営の中ではですね、余裕金は財政調整基金への積み立てを行うなどいたしまして、将来を見据えたまあ健全な財政運営に努力していることを高く評価するものでございます。税金を使わなくてもできる施策について2点提案いたします。いずれも私をご支援いただいております町民の皆さんから提言いただいたものでありまして、是非とも実現をいただきたいと思うわけでございます。
	その第1番めの課題ですけれども、少年時代に飯田市の伊賀良で生活されまして現在諏訪市に在住の画家、原田泰治さんのことについてでございます。昨年NHKテレビの対談番組の中で原田さんが出演になりまして、お世話になった長野県の81市町村のそれぞれの風景をですね作品化し、各市町村へ贈呈したいとこうした計画があるというのを放映されたところでございます。原田さんは日本の心、ふるさとをテーマにし素朴画家として国内外で精力的に創作活動が続けておりまして、いろんな作品がありますけれども、「実りの夕暮れ」ですとか「水芭蕉」「れんげ畑」などございます。私が以前に飯田の美術館で見ました原田さんの作品の中に、ニューヨークはマンハッタンの絵ですね、高層のビルがございましてそのビルの下を道路が通っております。そこに車が1台停まっております。車の屋根のところによく見ると「さだまさし」というふうに描いてございます。同氏は原田さんと友人関係にありまして、諏訪の美術館の確か最高顧問だか園長だかそういうお役を確かさだまさしさんがおやりになっているはずでございます。そういうわけであの原田先生そういうお取り組みをなさっております、先般もいろいろ調べさせていただきましたが、現在、栄村それから飯山市、合併しました旧の武石村を含んだ上田市、などの絵を既に描いておりまして、上田では個展をやったそうであります。それから現在下諏訪の町の部分を作成中でございます。そういうわけであの81市町村あるもんで81番目に飯島町描いてもらってもどうかなあということで、早めに

町長	作っていただくように原田先生にお願いできるかお尋ねいたします。 少ない経費で効果を上げる事業展開ということの中で、原田泰治氏に対しての依頼しての町の絵の作成依頼ができないかどうかというご質問というかご提案でございます。大変まああの奇抜な発想に基づくご提案をいただいたわけでございます。申し上げるまでもなくこの飯島町をいろんな面でPRをしていくことは大変重要な課題であるというふうに思っております。町では現在あらゆる機会や手段を捉えてPRに努めておるところであります。その中で今年度は特に民間企業のご好意もございまして、中京方面の書店において図書の購入者に「しおり」を配布いたしております。この「しおり」は飯島町の四季おりおりのカラー写真が印刷をされておりました、かなりの効果が期待できるというふうに思っております、企業のご好意に大変まあ感謝をいたしておるところでございます。このことを契機に飯島町では県の地域発の元気づくり交付金にこの飯島町への招待状というふうに称しまして、PR用のしおり25万枚を作成する事業を応募しておるところでございます。近くまた第二次の審査会がございますので私も審査員の一人として是非この有効性を訴えて、補助事業を取り付けてまいりたいというふうに取り組んでおるところでございます。で今のこのご提案の諏訪市在住の原田泰治先生につきましては絵画の制作軸足を県内に移して取り組んでおられるというふうにもお聞きしておりますし、お話にございましたように平成の大合併の始まる前の120市町村ごとにその市町村の特徴的な情景を描くこと目標として取り組んでおられるという記事を拝見をしておるわけでございます。大変まあ有名な画家でもございますので先生が描かれた絵が飯島町のPRにつながるような方策、少ない経費の中でまあこのこれが実現できるようなことであれば是非前向きに取り組んで計画をしてまいりたいということでございますので、また竹沢議員必要なまたサポートいただける場面がございましたら是非お願いしたいと思いますので、ちょっと全く白紙の今段階でございますので、具体的な手法をどうすりゃあいいかということは内部協議をしながらまた進めてまいりたいと思います。まあそんなわけであの原田先生に限らずいろんな面でPRしていかなきゃならないということでございますので、少しまあ飯島町のPRの手法が他に比べてどうかなという、ひとつ私自身もまた外から見た目もいただいておりますご意見もございますので、もう一度その辺のところはより発信できるような態勢を整えて、そのことを次の中期計画あたりに盛り込んで実践してまいりたいというふうに考えておるところでございます。
竹沢議員	それではですね私の方へも振ってもらったので、質問というか報告になって恐縮ですけども、何を隠そう実はですね、去る6月12日の日でしたか直接、原田さんともお話しができて、結論からいうと描いていただけたということになりました。まあ一般質問でこういうことをやるんですけれど先生どうしたらいいんでしょうかって言っ てざっくばらんに聞いたんですけれど、あの先生も伊賀良に住んでおったことがあったりしまして、ここら辺の地形はご存じで、飯島町も大変すばらしいところであるということで作品を是非作ってみたいということでありまして、時期等については明確でありませんけれどもあらかじめ事前にですね飯島町を取材をして、どういうとこを先生なりに見て絵にするかを含めましてやって描いていただけたということで皆さんによろしくということでございます。従いましてまあ先生もお忙しいんですけれど、今後の計画では阿南町ですとか喬木村とかそうしたところも計画もあるようでございますけれども、一応あの今後においてですね町として正式に原田さんの方へ正式にご要請をお願いした

町長	いと思いますのでよろしく申し上げます。ご答弁を。 まああの先生が意欲的にそう思っただけけることは大変ありがたいというふうに思いますので、またあのちょっと内部的にご相談申し上げたり、また竹沢議員も問へ入っていただいたりして、その持っていき方について十分検討させていただきたいと思 います。経費的なものはどんなふうなお話しになるんでしょうか。ちょっと逆にお聞きしたいと思います。
竹沢議員	どっちが答弁者かわからないんですけども、あのそのことについてはですね詳細の詰めをしてありません。また今後、先方とお話ししていただければと思いますけれども、あのお金のかからないという前提でいいかなと思います。 それでは最後の質問に入りたいと思います。私のところへ一通の手紙が町民の皆さんから寄せられております。私ごときにですねお手紙をいただいて大変恐縮かつ光栄に思うわけであります。ただいまの原田泰治さんの件もそうですけれども、これから申し上げる件もですね等しく飯島町を良くしていこうという町民の皆さんのそういう熱い思いがある表れであるというふうに思うわけでありまして、感謝する次第であります。加えてこうした町民からの質問ご意見でありますので、町はどう応えるのか関心がある、ある町民の方がおりまして、今日このテレビを見る暇がないのでビデオに録画しておいて後で見たいとそういう町民の方もおるのがこれから申し上げる課題であります。与田切公園の管理上のことでありますけれども、まあオートキャンプもできるようになっておりました、広域農道西側についても利用者が結構大勢おるわけでありますけれども、現在同公園につきましてはペット持ち込み禁止という表示が、そういう決めがございますしました公園内にもそうした表示があるところでございます。町民の皆さんの要望を含めて申し上げますとこの現在のペット持ち込み禁止をですね規制緩和していただいて、ペット持ち込みを可能とするための施設、通称「ドックラン」と言いますけれども、すなわちこの犬が逃げ出さない柵を設置することによりまして、日ごろこの家族同様に大切にしているペットを連れてきてですね、キャンプなど公園を利用していただくということでございます、こうした施設ができればですね今までにも増してさらに多くの皆様が飯島町を訪れていただくことになるのではないかとということでありまして、その柵を作るにはどうしたらいいかっていうと、わが町の町有林のですね間伐材を使って作ればいいとこういうことでございます。近くではですね中央道駒ケ根のサービスエリア、それから伊那市の「みはらしファーム」、あと松本市の信州スカイパークですとか、あと軽井沢の方にもあちこちございます。であの広いドックランを設置しますと要するに犬は日ごろは小さいところで生活しておりますので、広いところへ放り出されるとまあ犬がですねストレスの解消になるという効果もあるようであります。さてこの課題ですけども町では以前に振興公社におきまして千人塚公園にドックランを設ける構想があったようでありまして、与田切公園はスペース問題もあって住み分けをして与田切公園には設置しないという構想があったはずであります。私の意見は両公園ともですね公園の持つ特性を生かしながらドックランを設置をして、他市町村の公園と差別化してですね、常に申し上げておるキラリ輝く公園ですね私の言葉で言えば。とするようなことによりまして誘客施設を展開していったらどうかということであります。時は動いております。その時歴史を動かす人々になるかならないか町民の皆さんが町長に期待をしております。町長がよく言う町民の目線に立っての実行力が今、町長に問われているわけであり

町長	町民を裏切らない誠実な答弁をお願いいたします。 これもまたまあ奇抜な発想と申しますか、ある方からのお手紙をいただいた上でのご提案というふうに思います。与田切公園あるいは千人塚にドックラン、犬の施設を設けたらということでございます。まあお話にございましたようにこの青空の下での犬がノーリード、まあ自由奔放にまあ思い切って遊べる施設があれば大変良いというふうに思う愛犬家の方も少なくはないと思いますが、まあドックランというのはこれらを解消するための施設と言われております。しかし愛犬家がおられる一方で犬ぎらいの方もかなりおられるというふうにも承知をしております。この犬にまつわるトラブルや事故が毎年発生をしておることも事実でございます。公園内にペットの持ち込みを要望する方、それを嫌うまあ来園者等々様々な立場の考えがあろうかと思えます。お話にございましたように現在与田切公園には数々の遊具も設置をされ子ども達が楽しく遊べる空間もございますし、また夏場にはキャンプ場として県内外から多くのキャンプの皆さんが訪れているキャンプ場として、かまど等も具備していることからペットの持ち込みについては禁止をさせていただいておるということでございます。まあしかしこれらがこの無い千人塚公園においてはリードに繋いでのマナーある散歩についてはさせていただいてかわわないというふうになっておりますが、まあいずれにいたしましても町といたしましては今後もこの住み分けをすることで、公園の運営管理をしていかなきゃならないというふうに思っております。従いましてこのドックランの設置につきましては、単にまあ犬を放してよい場所だけを柵で囲むということだけではなくてですね、まあ犬のしつけの問題もございます。それからワクチンの投与の有無の問題もございます。有料化という形になれば監視するための要員の問題等々様々なこの課題や問題も当然その裏にはあるわけでございますので、今のこの町の公園管理の状況、訪れていただいております方等々のまた全体的な状況を判断する中で、今のところこれは時期尚早であるというふうに申し上げざるを得ないと、こういうことでひとつご理解をいただきたいと思えます。
竹沢議員	ただいまの時期尚早だとまだ早すぎるんだということですが、いつになれば適切ですかお答えください。
町長	あの実施をするということの時期の前提で時期尚早ということではなくて、この問題そのものがまだちょっとそこまで考えが至らないとできないということで申し上げたいと思えます。
竹沢議員	町民の皆さんの熱い想いでもございますので、まあ正直言って町の方でもですねそんなに深く十分検討されていないことかと思えますし、それはあの人間でするので犬の好きな人嫌いな人おる、これはまあ仕方のないことですが、こうした提案についてですねまた本日を機会にですね是非前向きに検討されるようお願いをいたしたいと思いますが、そこら辺については検討のまな板に載せていただけるでしょうか。
町長	今この問題全くあの内部的にも白紙の状態でございますので、今後またひとつの検討課題としては胸に留めおきたいというふうに思っております。
竹沢議員	以上で質問を終わります。
議長 3番 坂本議員	3番 坂本紀子 議員 それでは通告に従い一般質問をいたします。改選により2期目となりますのでよろし

町長	くお願いいたします。それでは各課所管の委員会及び審議会、協議会の充実についてということでお尋ねします。行政委員会を除いた委員会の質問となります。各課の委員会、審議会、協議会の数とそれに伴う平成20年度における手当での総額はどのくらいになるのでしょうか。 坂本議員最初の質問でございます各所管の委員会、審議会、協議会、この充実ということに関して、まずこれらにかかるこの委員会等の数並びに手当て等の総額のご質問でございます。地方自治法の第180条の5の1項の規定に基づきまして町が置かなければならない委員会及び委員は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員がございます。また同じこの法律の中の第3項の規定に基づき、法律の定めるところにより町が置かなければならない委員会というのがございまして、これが農業委員会、固定資産評価審査委員会がございます。でこれらの行政委員会を除く各課の委員会、審議会、協議会につきましては平成20年度の町の状況でまいりますと、会議を開催いたしました委員会が34、開催回数の総数で117回、報酬及び報償費の合計でお支払いしたのが 5,600,000円ほど、こういう数字になっております。 ありがとうございます。私が調べましたところ総勢約500人の方々がこの委員会、審議会、協議会にかかわっておられます。まだ20年度の行政報告書が出ておりませんので、平成19年度の行政報告書を調べますと、総務課所管の交通安全対策委員会、水防協議会は年に1回、防災会議、国民保護協議会は年に2回、住民福祉課所管の環境保全審議会、それと地域密着型サービス運営委員会は年に2回と、他にも開催回数が先ほど町長がおっしゃいましたように、1回、2回というものがいくつかありました。委員会、協議会、審議会は条例に定めた中で存在するものですけれども、行政の中でのこれらの位置付けはどのようになっているのでしょうか。その点お願いいたします。 先程のあの自治法180条の5あるいはその同条の3項の中では、当然まあ各行政置かなければならない必須義務の委員会を申し上げたわけでございます。でその他にあの自治法の174条の中に、行政運営推進のために地方自治体はその専門的な諮問的な委員会を置くことができるということがあるわけございまして、飯島町も今申し上げましたようにそれぞれの所管の委員会を持って構成してお願いをしていく、これがまあ実質的にはほとんど多いわけでございますけれども、そういう位置付けの下に法律に基づいた町の委員会、審議会、協議会を設置しておるということでございます。 今お答えにあった条例に基づいたということでございますけれども、これの目的というかその必要性とするところでは、住民サイドの意見を聞くあるいは行政サイドから協議してもらいたいことがあるのなら、というそういう内容においてこれらの条例に定まった委員会があると思っております。それでこの1回とか2回とかいう回数の中でこれらのやるべき会議の内容を行っていくためには資料が配布されるわけですが、現在はだいたいそれらの資料というのは当日に資料を配られまして、その場で読んで意見それから協議するということが多く行われております。で会議によっては意見も質問も出ないときがあります。初めて委員になられた方や公募でいらした方は知識のあまり無い方もいらっしゃいます。それでこの資料をですねその当日に配布するのではなく、事前に前もって配布し中身を読んできてもらうことやその会議における目的を伝えておくことも必要かと思えます。1回しか開かれない会議がある中で会議を効率的にしているのであれば、多少経費が掛かることになってしまいますけれども、実のある会議にするために
坂本議員	

町長	も資料の事前配布をした方が良くと思いますがその点はどうでしょうか。 まあ大変これは理想的な形だろうというふうに思っております。これまでもいくつかの会議の中にはそういう意見も出されまして、事前に送付というようなことも努めてまあやってきておりますが、全てこれをあの例外なく事前に資料配布、通知と共にという形になりますと、多少の経費なんていうものではなくて莫大なやっぱり経費もかかるということにもなっておりますので、理想ではありますけれどもまあその資料や会議の内容のボリューム、内容等によりまして選択的にまあ対応させていただかざるを得ないということでございます。であのその日の会議の目的、協議事項等につきましてはこれは通知文書の中ではっきり銘うって項目ごとに銘うってお願いしとるということでございます。これはあの従来通り今後も続けてまいりますけれども、そのようなひとつご理解でいただきたいと思います。
坂本議員	昨年私が所属していました環境保全会議ですけれども、任期2年で年に2回の開催がありました。この会が抱える内容は広くゴミの問題それから公害の問題などです。現在上伊那広域連合のゴミ処理施設の建設がなかなか決定できない状態であります。この飯島町の出すゴミはそこで受け入れとなっております。今後もゴミがきちんと分別されゴミの量が少なく出されることが課題となっていくますけれども、2回の会議では飯島町のゴミの現実まで突っ込んで話し合いができなかったのではないかと私自身反省しております。時には町内のゴミの回収業者を見学してそこで仕事をされている方々のお話を伺ったり、不法投棄場所を見に行ったりと現場を視察することも必要かと思います。各委員会、協議会が現在持っているテーマやいま問題になっていることなど年度によって変わりますけれども、今すぐ決定すべきことそれから長期にわたって考えていかなければいけない問題などがあります。会議をやる以前に会議のその方法とかやり方など職員の間で話し合いが持たれているのでしょうか。
町長	各まあ委員会、協議会、審議会等につきましては、そのお願いをしていく協議テーマにつきまして事前に十分まあ理事者とも打ち合わせをしながら協議をして提出をさせていただいておるということでございます。事務的なものですぐ解決しなければならない問題、あるいはまた少し時間をかけた先の問題、また広域的に取り組まなきゃならん問題、まあいろいろあるわけでございますけれども、審議時間の中では10分解決のできない問題につきましてはまた引き続いて次回というようなこともやっております。これはもうあの委員会をごとに弾力的に運営していく以外にないわけでございます。その中にまあ知識を深めていただくための現場の状況も把握していただくということも大事でございますので、委員会によっては現在もしておりますけれども今後ともそういう形でやっていきたいということでございます。出すにあたっては当然のことながら内部協議をしたうえでということでお願いしておりますのでご理解いただきたいと思います。
坂本議員	次にそのそれぞれの会の人選についてお尋ねしたいと思います。会はこれはいくつもありますのでそれぞれの会の成り立ちによって違うのでしょうかけれども、構成表を見ますとまああの平成20年度の構成表です。それを見ますと充て職といわれる方で一人でいくつも書け持たれている場合もあります。でそれはまあ仕事柄そこに所属することになっていると思うんですけれども、公募などといった形の中で選ばれている人たちとそういう条例によって選ばれている人たちもいるわけですが、公募においてはどういった基準で選んでいるのでしょうか。その点についてお答えください。

町長	まあそれぞれの委員会等のお願いをしていくこの人選についてでございます。まあ基準といったようなこと、それからまた公募の場合の考え方等々いろいろあるわけですが、それぞれあの条例なり規則なりまた要綱でこの推薦の選任のよりどころというものが掲げられておるものはその規定に従ってお願いしてまいります。それから最近特にまああの広くなかなかそうしたあの専門知識がなくても一般的な町民の考え方、声というものも極力まあ吸い上げてというようなことで、公募制度をとって参っておる委員会がかなりございます。具体的にはこれはあの基本構想審議会をはじめ現在では7つの飯島町では公募制度を採用しておる委員会がございまして、人数的にはまあ最大で4名、最小では1名というような形になって、それぞれまあ充足をさせていただいております、いろいろとあのご意見もいただいておりますわけですが、公募にあたっての人選というのはこれは広くまあ公募して、その意欲あるこの考え方を求めて公募するわけでございますから、特別な基準というものはございません。例規の根拠に従って公募をしてまいるとこういうことでございます。
坂本議員	公募におけることは分かりましたが、例えばあのその充て職といわれる中で1人の方がいくつも持たれている中の一つ、区会の代表の区会の会長さんのことなんですけれども、昨年の20年度を見ますとまあ9つの会議に出席されております。で区長さんの役目はまあ行政のつなぎ役というところと、また住民のまとめ役として非常に日々忙しい毎日と思っております。飯島町としては4区あるわけですから必ずしも会長が全て一人で出席しなくて、もう少し他の区長さんに分散させるという方法もあると思われませんが、どうしてもやっぱり区長の代表が出た方がいいといわれる会議におきましては、代表の方が出た方がいいのですけれども、そうでない場合は分散させる必要性もあるかと思われませんが、そういう点ではどのようにお考えでしょうか。
町長	まああの一番町の大きい組織であるこの区長、区会を代表する区長さんにかかなりの数の委員としての就任をお願いしております。区長さんの代表としてお願いする立場がいい委員会もございますし、必ずしもその長でなくてもお願いできる立場の委員会もございます。で一応まあそうした考え方を区会の4区長さんの方へ下ろしてですね、あらかじめ区長さんでということではなくて、それぞれのお話し合いの人選でお願いしてきておる、まあ結果的にあの区長は代表であるので代表で行ってとこういうようなことも結果としてあるわけでございますけれども、そうして区長さんで出られた委員会がほとんどまあ2年の任期が多いわけですから、今の区長会の担当は1年ごとに交代されております現実問題として。そうするとあの当時区長さんは大変忙しいんですけれども翌年にはまあまたひとつの区長会長でない立場ということで引き続いてお願いするわけもございますし、区長会長でなかった人が選任をされても次の年には区長になるというケースもございます。これはあのそうしたことでやむを得ないと思いますけれども、できるだけあの4人おられる区長さんのいわゆる区のいろんな意見の代弁者として広く捉えていく必要もあるということでございますので、今後ともそうしたことを念頭に置きながらお願いをしてまいりたいというふうに思っております。
坂本議員	ふるさとづくり計画の中では公募を増やしていくという方向だったと思うんですけれども、先ほど、現在公募で町の行っている委員会は7つあるとおっしゃいまして、最大で4人で最小で1人ということでしたけれども、これからも増やしていくという方向なのですがそこら辺のところはどんな感じになっていきますでしょうか。まあ公募しても現

町 長
実としてはなかなかあの内部の方の話を聞きましても集まらないということで、町の方からお願いをして出席してもらった事例もあるということでしたけれども、その公募するにおよびですね、この委員会っていうのが一般的には昼間開かれることになっております。しかしあの中には現在所属する方々の都合が悪くて夜開かれる会議もあるそうですけれども、公募しても集まらないっていうものの原因の中にはひとつあのその開かれる時間帯に問題があるのではないかと思います。そこで働いている方々にも出席しやすいように夜の会議を増やす方向を考えるとということはいかがでしょうか。

町 長
それかもし1つとしては午前の早い時間帯、例えば8時50分くらいからスタートするとか、それかもしくは夕方6時ごろから会議を開催するとかそういうふうなことをすれば、多少朝は少し遅刻して行けば業務に仕事に差し支えないような形でできますし、夕方でしたら早退すればいいということの中でまあ公募に関れるのではないかと考えております。で現在あの以外とあの昼間の10時とか3時とかに開かれることがあります。そうなりますとあのまあ多くの時間まあ中途半端な時間ですとやっぱり一日お休みということになります。で、まあそういう点で公募の方たちを増やしていくには開催される時間帯に配慮する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。それかまあ夜の会議を増やしていくという方向性の中ではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

町 長
まああの公募、できるだけ広く意欲あるこの考え方を出していただくために公募制度を設けておるわけですが、まあスタートあたりの時点と違って最近ではなかなかこの公募をしてもしていただけないという事例が多くなってまいりました。非常にあの事務当局も苦勞しておるわけですが、まああのまあ公募の委員の皆さんも含めた委員会でございますので、会議のあり方というものは全体的に考えて開始の開催時間、それから曜日等のこともいろいろあろうかと思えます。極力あの公募の人のご意見だけを優先して何時にするかというわけにもまいりませんが、全体のお話し合いの中でこの会議の設定をしていくというのがいま現実の形でございまして、非常にいま夜間の会議が多くなってまいりました。みんなまあお勤め人の方もおりますし、それぞれの仕事も持っておられるということで、特に若い方が参画する会議というのはほとんどもうこれは夜でございます。まあお医者さんとの関連の会議なんかもそうでございます。もう連日のように日程見ていただきますと毎日のように何らかのこの会議が日程に入っていることを是非まあご理解をいただきたいと思いますが、どうしてもこれは昼間でないとできない会議もございますので、その辺はあの十分検討をしながら今後ともできるだけあの出席いただけるような時間帯の中で、また委員会それぞれのいろんな特殊性もございまして、総合的に判断をして会議の持ち方というものをはしてまいりたいというふうに思っております。

坂本議員
もう一つあの手当の金額のことなんですけれども、あの他の市町村の委員の手当てを調べてみますと、宮田村では半日で2,000円ということで、高森町では半日で3,900円、1日で6,700円、夜の会議はなぜかちょっとこの点聞かなかったんですけど、2,500円だそうです。駒ヶ根市はやっぱり飯島町と同じで半日で3,500円ということで、現在飯島町の委員の手当ては半日で3,500円ということで1日で6,500円で、まああの他の市町村と比べてみて適当な金額だと私も思っております。しかし会議削減のためにまあこのふるさとづくり審議会の以前の段階でもっとあの以前は会議の数も多かったし委員の数

町 長
も多かったんだということを聞きまして、減らしてきているということはあるんですけども、その会議費削減のために会議の回数を減らしているのであれば、例えば手当の金額を3,000円くらいにして必要とあれば会議回数を増やした方がよいと思われますけれどもその点はいかがでしょうか。

町 長
まあこれはあの各会議はそれぞれの目的のためにお願いをしておる会議でございますので、この手当の総額と比べてどうしてもこの予算が取れないので会議を減らすとか増やすとか、こういうレベルの問題とは少し違うと思います。必要なものは工面してでも開催をして払うべき報酬はお支払いをしていかなきゃならないということでございますので、あまりこれ意識的にやっておるつもりは毛頭ございません。ただその工夫は大切でございまして、半日ギリギリやる会議、1時間2時間足らずで終わる会議、まあそれぞれあるわけでございますけれども、やはりこのあのひとつの朝から準備して、と申しますか交通手段を使って、またお家へお帰りになってまた次の仕事なりに就くということになると、どうしてもこう気持ちの上でも最低3時間から半日くらいは拘束をされるというようなことにつながってまいりますので、いろいろまあ判断をして現在のこの特別職の給料表の中に組み込んだ額でございますけれども、そうした考え方でやっておりますので、必要な会議は必要回数やらなければならぬし、それに対するお手当て等も当然払っていかなくちゃならないということよろしく願いいたします。

坂本議員
委員会及び審議会、協議会の充実ということでいろいろな角度から提案し意見を述べてきました。それぞれの会議は行政が住民の意見を聞く場であり、住民自身は行政の仕事を知る場でもあります。会議をしながら協働のまちづくりをしていることをお互いが確認する場でもあります。先程申しましたように現在あの500人ぐらいの方々がそれぞれの会に出席していますが、中には形式的になり行政側から出される政策を確認するだけに終わっている会議もあります。少ない会議で効率的な話し合いが行われるために、会議の方法それから会議を開く時間帯、及び掛かる費用、それから会議に参加する人選を広く集める、また選ばれた人は開かれる会議の予備知識を持って出席すること、また所属団体の長として出席したのでしたら団体の意見を取りまとめて会議に出席したり、その時の会議の内容は団体に戻してみんなに報告することなど、もう一度それぞれの委員会、協議会、審議会の在り方を考えてみる必要があると思います。500人近くの方々が関わっているのですから、町を活性化させるためにもこれらの会議をさらに活用することが求められると思います。今後の委員会、審議会、協議会に対する町長の考えをもう一度お尋ねしたいと思います。

町 長
まああの各お願いしておる委員会、審議会等、これはあの活用ということよりも、むしろその後意見具申をいただいてですね、それを行政運営のひとつの道の中で取り入れさせていただく、あるいは検討材料とさせていただくというこの位置付けでございますので、もう活用なんていう問題ではございませんこれは。それぞれの使命を持っていたいた一つの専門委員会でございますので、従ってあの会議に出てご意見も何もなくてただ形骸化しておるのではないかという向きもあるかもしれませんが、やはりこれはあの公募の委員さんも含めてそれぞれの組織の中で推薦をいただいた責任ある立場でございますので、積極的な一つの意見提言をいただくようなまた示唆をいただくような委員としての活動の中で是非ご協力いただきたいというふうをお願いしたいと思います。

	それからあの各委員会の皆さん方は出席していただいた段階では個々のまあ個人としての委員という形で委嘱をお願いしておるわけでございますので、全てがその背景にある推薦母体なり構成する各種団体機関の代表の意見を踏まえてというわけにはなかなかまいりませんこれは。もうこれで連携をしていくというやつになりますと、もうとてもじゃないが委員の方になっていただくこともできないということでございますので、ただあのお願いしておるのは今度の基本構想審議会なんかもそうでございますけれども、折りあるごとにそのことをまた投げかけていただいて、この固まった見解ということでなくてでも結構でございますので、できるだけ意見を聞いてまあそのこともひとつのこれは団体の中のいろんな考え方があるわけでございますから、そのことを持ち寄ってまあひとつその委員会で意見の開陳をいただくこともまた必要であろうというふうにお願いはしておりますけれども、なかなかこれはあのそれぞれの委員さんの判断によって難しいことではあるかもしれませんけれども、全体として意見の疎通ができるような委員会であってもらえればというふうに思っております。
坂本議員	それでは2つ目の質問に入ります。機構改革の見直しについてですが先の9月定例会での松下議員の一般質問にあった税務徴収課の設置について現在どのように考えているのかお尋ねします。
町 長	それでは2つ目のご質問の機構改革の見直しということに関しまして、昨年まあある議員から他の議員から提案がなされた税務の徴収の課の設置、独立した課とすべきではないかということに現在の考え方でございます。この経過につきましては町ではふるさとづくり計画、この集中改革プランに基づきまして大課、大係制を中心とする大規模な機構改革を平成18年の4月に実施をいたしました。その後にもまあこども室、あるいは収納対策室、会計課等の設置などを行って、重要課題に対応できるような見直しを行ってきたところでございます。税に関しましては町民税などの滞納額が年々増加しているという現状の中で、平成20年の4月に住民福祉課の中に収納対策室という室を孤立して設けまして、収納対策に専門的に取り組んでおりまして、現在その効果もかなりまあ上がってきておると、滞納処分等も含めた事務も含めて今対応しておるところでございます。またあの昨年11月からは税務係を1名増員いたしまして、税や料金の関係する課や係と収納対策会議を適宜開催をしながら、何としてもまあ収納率の向上に向けて取り組んでおるところでございます。一定の成果は上げてきておるというふうにも思っております。それからまたその一方であの前にもお話をしておるかと思っておりますけれども、県におきましてこの課税業務や徴収業務、双方ともにこの体制の見直しを今行っておりまして、市町村との連携調整これははじめ市町村への助言や援助といったことも計画が提案されておりまして、近々これがあの実効性の上がる形の中で生み出していくというふうな方向が見えてきております。この収納対策につきましても一段とまたひとつの連携の中で効果を上げていくというふうに期待をしております。従って先ほど申し上げましたこの機構改革の基本的な考え方に沿って、今後も必要な見直しはやってまいりますけれども、現時点でこの税務徴収をひとつの課として独立していく考え方というのは以前にもお答えしたとおり現在のところは持っておらないということでお答えとさせていただきます。
坂本議員	現在のあの滞納額はお聞きしましたところ全て入れて約1億3,000万円まで行っているというお話でありました。しかしあの給食費、昨年までありました給食費の滞納は現在

町 長	減ってきているということです。あのその増員された方の1名の力がここに、まあそれは今期からでしょうけれども、あの収納係ができてからそのことが効果を及ぼしてきていると思っております。が、まあ私自身は課を作るという考え方よりもあのその住民福祉課に収納対策室があるよりかも、総務課で税務と収納対策室を管轄するかもしれない会計課で管轄した方が、住民に対して納税してもらうというための事務事業なのでわかりやすいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。
坂本議員	今、坂本議員ご提案の課税徴収部門を別に独立するという考え方よりも、この総務課か会計課の中へ組み入れることの方がよくないかというまあご提案であります。ちょっとあの唐突なまあご質問でございますので、議長にお計らいをして、この総務課なり会計課へ合わせた方がより実効が上がるというその現体制と比べてですね、メリット、デメリットが坂本議員はどのようにまあ組織的なことも含めてお考えをいただいてご提案をいただいているか、ちょっとその辺を確認してからこちらの考え方を申し上げたいと思います。
	基本的にあの住民福祉という形の中では福祉という形でサービスを提供するという方向にありまして、収納ということになりますと、要するに滞納している方からお金をようするにまあ払わない、もしくは払いたくない方からお金を納付させるという形になりまして、その部分で同じ方が両方の要するに福祉を求めて要するに所得が少なく低所得者であって、福祉的な部分で大変であるがためにお金も払えないというそういう両方の面を備えていらっしゃる方もいると思うわけです。でまあそういう方たちに対して福祉課の職員がですねまあ収納係ですけれども行ってその滞納に対してお金を払ってくださいというのは非常になんとか矛盾をはらんでいるような気もするわけでして、それよりかも税務と収納ということはお金をかけるということと収納するということで、まあお金に関することという部分である一つあの住民サイドから見ると同じ位置にあるかと思われるわけです。なので、その部分で総務課の方が私はいいいというふうに思っておりますし、それと住民福祉課の現在の状況を見ますと今後あの問題となります新エネルギービジョンの現実の政策を決めたりという部分も出てくるでしょうし、現実には福祉体制は毎年毎年あの事業業務とかそういうものが変わってきている方向にあるわけで、まああの課全体としてはすごくやることが多いというふうな形の中で、総務課の方がメリットがあるのではないかと私は見たわけですからいいかででしょうか。
町 長 坂本議員	会計課はいかがですか。
	会計課ですか。会計課ということは本当にあの単純にその会計というお金の面でその、会計は日々の会計をやっていることになるわけですがけれども、あの一番業務の中では少ない人数でやっておりますので、課長がそれを管轄するという中ではそちらもひとつの、職員を統率していくという中ではやりやすいのではないかとあって、その2つどちらかという形で提案したんですけれど、どちらかという私は総務課の方がいいのではないかと思っております。
議 長 町 長	町長趣旨はわかりましたか。
	まああんまりよくわからないんですけどね。まああのご提案に対してちょっと突っ込んだ趣旨というものが汲み取れないで困っておるんですけども、まあ特にあの今税務が担当しておりますこの収納対策のことにつきましては、単にこの出向いてあるいはまたお話し合いに乗っていただいて収納対策をするというところから始めるわけにはまい

	りません。これはあの何故そういう事態にこの及んできたかというようなこれまでの課税から始まった経過、いわゆるプロセスの問題があると思います。そのことをやはり同じひとつのこの経過の中で分析をして、で、個々の問題についてその対応をしていかなきゃならんという一つの流れがあるわけでございます。それからまたあの同じ住民福祉課、範囲が広いといってもこれはあの税務でやっておる部分については、大きくの連携があるかもしれませんが、それはそれでみんな職務をこなしておるわけですが、ある意味ではこの福祉の部分の対応が税の対応とも連携をする部分もかなりあるというようなことで、かえって好都合であるという部分も連携がとれている部分も逆にあるというふうには思っております。従ってそうしたことをどうしてもやっぱり体系付けてお願いして収納対策を講じていくには、やはりこの専門的な分野でもって課税との切っても切れない立場にあるのが一番委員ではないかという風に思っております。それからあの身分的にもこの税の担当する職員というのは、収納対策も含めて税務職員というのはちょっと別な一つの身分上の立場でもあるわけでございます。これは徴税吏員という一つの専門的な位置付けでやっておりますので、これをまた総務課なり会計課と一緒にした形の中でやっていくというのはなかなか、そうしたことの使い分けがうまくいかない、課税との問題もございましてうまくいかない部分もありますので、まあ今ご提案いただきましたことについては、ちょっともうちょっとあのお聞きしないとその本当のメリットになるのかどうかということが私自身見えてまいりませんけれども、いずれにいたしましても必要な組織の見直しっていうものは今後とも続けていかなければなりません。現在は当分の間この形で考えてまいりたいとこういうことでございます。
坂本議員	私もまだまだ勉強不足で、自分の分かっている中での提案でしたのでまだあの町長の言っているその福祉と連動しているという部分と課税収納対策には特別の知識がいるところではちょっと勉強不足だったかと思います。それであの住民福祉課はそういう部分ですごく広い範囲になりますけれども、今後あの新エネルギービジョンという中では、太陽光発電とか水力発電、風力発電などそういう部分の取り組みを前向きのな政策として実行していかなければいけない立場になりますけれども、その中で税収の滞納対策も含めてやっていかなければならないことになり、まああのそれとともに福祉の住民サービスを丁寧な住民サービスを求められるわけですが、更なる前向きのな政策を作っていったほうがいいと思っております。まあ福祉においては住民側に立ったわかりやすい丁寧なサービス提供に努めてほしいと思います。また上伊那の中では早い時期に中3まで医療費無料という誇れるサービスを打ち出しているのですから、さらに福祉課には頑張っていたきたいと思います。以上で一般質問を終わりたいと思います。
議長 坂本議員	質問は、答弁はいいですか。 いいです。
議長	ここで休憩をとります。再開時刻は午後3時20分といたします。休憩。
	午後 3時02分 休憩 午後 3時20分 再開
議長	休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

2番 中村議員	2番 中村明美 議員
	本日最後の質問に立たせていただきます。私はこの3月初当選をさせていただきました、初めての質問であり大変に緊張しております。よろしくお願いいたします。
	通告に従いまして一般質問を行います。質問内容は食育推進とインフルエンザ予防接種支援について行います。第1点目として食育についてであります。私は今の混迷する時代を町民が生きがいのある人生へと転換をしていくために食育推進活動が最重要課題と捉え、食育についての質問をいたします。折しも今月は食育月間でもあります。町民の健全な食生活のためにもこの時が食育推進活動の前進につながることを望むものであります。国が豊かな人間形成のために食を生きる上での基本であると平成17年食育推進基本法を制定してから今年は5年目を迎えました。町民にも食育の言葉は耳慣れた感があり、食育に意識付いてきたように見えます。しかし現状は頭で分かっても安い、簡単、便利な方向に走るのを変えるのは至難であります。また安全な食材を求めても消費者が商品の安全性を確認するには限界があります。今はライフスタイルの変化など社会情勢が変化する中でわが町もその影響を多分に受け、食生活の乱れ、栄養の偏り、肥満や生活習慣病など食をめぐるさまざまな問題が生じております。飯島町は自然環境に恵まれており、地域が団結すれば地産地消、安全安心な食材供給システムを構築可能にします。町民が健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむための食育推進をすることが窮余な課題となっています。食育は知育、徳育、及び体育の基本となるものと位置づけられています。一人ひとりの人生の使命をまっとうするため、いま食育推進を最重要課題と捉え取り組むべきだと思います。町長に飯島町の食育についてのお考えをお伺いいたします。
町長	それでは中村議員のご質問にお答えしてまいります。食育についてのご質問をいただきました。まず食育というものを町長はどのように捉えておるかということでございます。食育の必要性について少し申し上げてみたいと思いますが、食育はなぜ必要かという点からでございます。このことは第一に現在の消費社会の中で日本の食が崩れてきたということにございます。日本はいま世界でもトップクラスの豊かで便利な消費社会でありまして、飽食の時代といわれて久しいわけですが、その少し前の日本人の食事は平均的にみてバランスが大変よかったというふうに言われてもおります。先人から受け継いできたこの普通の食事をすることで栄養素のバランスがほどよくとれていたというふうにも言われておるわけでございます。一昔前なら家で普通に賄っていた食事が外食をしたりテイクアウトで食べたり、また電子レンジで温めるだけといったような、いつでもどこでも大人も子どももということで、欲しいものが容易に食べられるようになった昨今でございます。子ども達の体格は格段にまあ向上をし、忙しい主婦の皆さんの食事作りの苦勞も随分とまあ軽減をされました。半面でまた生活習慣病の増加や若年かが着実にまあ振興をしておるという裏腹な面も出てまいりました。また日本の食の素晴らしさを正しく認識する人がだんだん少なくなってきたというようなこと、それから地域や季節の食べ物を大事にいただくというこの気持ちがどうしても希薄になってきたんだということも言われております。社会全般に食べることを大切にしなくなる中で食べ残しなど食のロスも世界ではトップクラスというふうに言われております。日本の食の基本がいつのまにかどこかに置き去られてしまってきたんではないかというふう

	に考えておるところでございます。 それから第2に子ども達の生活活力低下というものが影響しておるというふうに思っております。消費社会の進行とともに子どものライフスタイルも大きく変わりまして、体格は良くなったものの10数年ほど前から子どもの体力や運動能力というものが大変低下をしまして、文部科学省などの統計でも大変このことが顕著になってきたというふうに見られます。食の基本が崩れて節度のある食べ方が伝承されなくなっていることが現在の子ども達のひ弱さの一番の根っこにあるのではないかというふうにも考えられます。またテレビゲームの普及等によりまして外遊びが減ったことも大きな要因であるというふうに思いますし、生活時間の夜型化いわゆる夜間にまあ遅くまでこの子ども達もたむろしておるというような状況も見られるわけでございます。大変夜更かしをしている子どもも多くなっておるのではないかというふうにも言われます。そしてまたそのことがこの一日の始まりであります朝の食べ方にも影響して、生活のリズムがうまく整えられない子どもが増えて、いわゆるこの「早寝・早起き・朝ご飯」という当たり前の暮らしがどうも難しくなってきたということで、大変大きな問題になっております。 第3といたしましてこのような状況を受けて、行政による多面的な取り組みが展開をされてきております。行政はもとより学校・地域・家庭が一体となって大人も子どもも消費者も生産者もそして事業者も、教育に関わる人も、行政に関わる人も、そしてまたメディアの方も、国民みなでこの食の文化を受け継ぎながら、食べものの食べ方を大切にしていると、これはひとつの食文化でもございますので、このことを共有をして心とからだの健康、それから都市と農村・漁村との交流、活性化を図るべくいよいよ国民運動としての真っ正面からの食育に取り組んでいるところでございます。今、中村議員のお話にあったとおりでございます。 そこでまあ町といたしましても飯島町健康づくり運動の推進会議、この専門部会に子ども達の生活習慣部会を新たに付け加えさせていただきまして、生活習慣だけではなくて食育についても家庭や地域ぐるみの取り組みを進めるための調査検討など具体的な活動を始めたところでございます。私としてはこのように捉えておりますけれども、これはやはり食育というのは学校教育、それから一生を通じた生涯教育、生涯学習の場でどうしてもこれを浸透をして考えていかないと、とんでもない大きな禍根を残すというふうにも考えておりますので、いろいろと今お話のございました内容についても具体的に検討に入っておる状況でございますので、その現場の取り組みまた等の細部につきまして教育長の方からお答えをさせていただくようにいたしますのでよろしく願いたいします。
教育長	私の立場からおそらく中村議員は、私はどういうふうに食育を考えているのだろうかというご質問を予定されてこられたのかというふうに推測して先取りしてお答えをしたいというふうに思いますが、確認をさせていただきますがそれでよろしいでしょうか。 今回の質問では町長のみでございます。 それでは答弁不要です。 失礼いたしました。町長も食に対する感謝が薄らいでいる、また最重要課題と捉えているというふうに私自身認識いたしました。県は平成20年3月に食育推進計画が策定され、飯島においても同じく努力がありまして平成20年8月食育推進ネットワーク会議が設置されましたが、この食育推進ネットワーク会議はどのように食育の推進をして
中村議員	
議 長	
中村議員	

教育長	いるでしょうか。こちらを教育長にお伺いいたします。 食育推進ネットワーク会議、今年度の今年の3月に立ち上げたところでありますけれども、この立ち上げは町長が発議者となっておりますけれども、事務局が教育委員会ということも室でありますので、私の方から経過それから進めていく方向についてお答えを申し上げたいというふうに思います。食教育、ある面では食の教育というものでありますが、推進するためには住民や教育関係者それから農林業者、それから食品関連業者、行政といった各分野の皆さんが同じテーブルにつきまして、共同で何ができるか、食育推進についてあるいは食育の重要性についてどういう方向でいくかということを具体的に話し合うことが大切でありまして、そのために食育に関する活動を行う機関が一体となりまして、先程申し上げたように今年の3月9日に飯島町食育推進ネットワーク会議、構成員が94名でありますけれども、発足したところであります。発足間もないところでありますけれども、ネットワーク会議で行う事業といたしましては設置要綱に4項目を示してあります。その1つに食育にかかる啓発及び普及に関すること、2点目として食育の情報収集及び提供に関すること、3点目に食育推進計画の策定に関する調査研究をして町長に意見を述べること、最後の4点目でありますけれども食育推進活動の支援に関すること等であります。具体的な取り組みにつきましてはこれからでありますけれども、家庭地域における推進であり、それからもう一つは保育園、学校での推進であり、それから先程農業関係者もいるということで農業分野での推進、それから食関連産業での推進と、分野ごとに重点事項を定めております。全部お答えするのはちょっと時間がかかりますのでまた資料をご覧くださいというふうに思いますが、その中で一例を申し上げますと、家庭、地域における食育の推進事業でありましては家族が力を合わせて楽しい食卓で元気な食生活の実践、それから地域や社会全体が協力してバランスのとれた食事で健康なまちづくりを具体的な推進事項であり目標としているわけであります。各分野がですね4分野がそれぞれその力を発揮しながら一体的に食育を推進することによって、町民が生涯を通じて健康で活力に満ちた暮らしの実現を目指しているということでもあります。繰り返すようでありますけれども、具体的な取り組みのスケジュールは発足して間もないということでありまして定まっておりますけれども、今後4分野の部会、関係機関の協議を経て進めていく考えであります。ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。 ただいまは教育長に食育推進ネットワーク会議の推進について伺いました。大変よくわかりました。他の市町村を見ますと食育推進基本計画を策定後にネットワーク活動に回転しています。私はまず基本計画を立ててからネットワーク活動を推進すべきだと考えます。できることから始めるという方法もありますが、こと食育推進においては地域の様々な活動主体との連携と協力が不可欠であります。また多くの組織との活動となると明確な目標、計画がなければ中断し時間と浪費の無駄になりかねません。国の食育推進項目の「なぜ市町村に食育推進計画が必要か」の中に市町村は地域住民と身近にかかわっている立場から食育を国民一人ひとりに浸透していく上で重要な役割を担っていますとありました。計画作りの手順に5つのポイントがあります。地域の食を知ること、2、何のために食育推進をするのかその狙い目標を考える、3、食のつながりに着目した取り組みを展開する、4、食育に取り組む多様な主体を増やす、5、食育の取り組みを継続できる体制を考える、以上のように計画づくりには食の現状を知ることから始ま
中村議員	

	り、現状を踏まえ課題を明確にし、食育推進の基本的方向を明らかにすべきだと思います。計画作りの中には決め細かな計画がなければなりません。一つ一つの取り組みをいつまでに仕上げ計画をまっとうするのか、住民の側に立ち一生懸命取り組むことが必要不可欠だと考えます。食の安全安心な環境づくりのためには食に対する知識、商工業、地産地消、健康面、自然環境の保護等、多くの課題と取り組んでいかなければなりません。従って食育推進計画は行政も含め地域住民はじめ様々な活動主体とともに策定すべきだと思います。 食育推進計画は上伊那地域でも飯島を除いた辰野町、南箕輪村以外は作成、または作成中となっています。県は平成24年に市町村食育推進計画の策定割合50％を指標としていますが、飯島においては何時を計画目標にしているのでしょうか。教育長にお伺いいたします。
教育長	昨年の9月の定例会でこの場でもお答えしたかと思えますけれども、当町においては今年度以降の策定に向けて準備を進めているところでありまして、その流れの中で食育推進ネットワークを立ち上げてきたわけであります。ネットワーク会議の発足によりまして当町における食育の推進や普及をこれからも中心的に取り組んで進めているわけでありますが、このネットワーク会議の事業の中にですね、食育にかかる情報の収集及び提供等、またあの先程も申し上げましたけれども、推進計画の策定についての様々な調査研究について町長に意見を述べていくというそういう段取りを事業の中に計画の中に進めておりますので、これらの状況を見定めましてですね、遅くも今あの中村議員のお話にありましたように、県が平成24年に策定割合50％という具体的な数値を示しておりますので、その平成24年の50％以内になるように進めて努力してまいりたいと考えております。
中村議員	私は本年度中に食育推進計画を作成すべきと思います。と申しますのもことを行ずるには時が大変重要であります。その時が今だと私は思います。冒頭に申し上げましたが町民が健全な心身を培い豊かな人間性を育むための食育を推進することは窮余な課題となっております。一人ひとりの人生をまっとうするため今、食育推進を最重要課題と捉え取り組んでいただきたいと思います。一刻も早い取り組みを求めまして質問を終わります。 次にインフルエンザ予防接種についての質問に移ります。本年5月に国内で新型インフルエンザが発症してから1カ月で国内感染者は500人を超え、昨日の報道では近隣の飯田市にも感染者が発生いたしました。幸い症状も小康状態でありほっといたしました。が、町民にとっては近隣の地域で発生したこともあり、新型インフルエンザ感染への危機感が高まるばかりです。また小さな子ども達が感染した場合には脳障害の発生などの危険性もあり、子を持つお母さんたちにとっては心配は深まるばかりであります。町長は常々子育て支援に力を注いでおられること、また本年度の方針にも子ども達の育成支援を掲げておられ尽力されています。私は現在子ども達が受けている任意のインフルエンザ予防接種について高齢者同様の支援ができないかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。
町長	2つ目のご質問であるインフルエンザ予防接種の子どもへの補助に関連いたしまして、まあ高齢者同様の対応ができないかということでございます。その前に今もお話がございました心配をいたしておりました新型インフルエンザの方は、これは長野県にはお陰

様で入ってこないというふうに見ておりましたが、一昨日ですか飯田市の方で一人発生をいたしまして、いよいよ緊急体制というような取り組みが必要になってまいりました。連日のようにあの保健所を通じて情報が入ってきております。まああの即この内容を変えて住民の皆さんにどうのこうのということではないんですけれども、やはり一層の警戒感を持って今対応をして、まあいたずらにあのこの状況を憂慮すべきということではないんですけれども、予断を許さないようにひとつ住民の皆さん方と共に対応してまいりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。 ところでこの一般のインフルエンザにつきましては平成13年の法律改正によりまして、国がこのⅡ類の疾病に分類をされるいわゆる希望する高齢者等に市町村長が行うこととなりました。それが法律で一応位置づけられたということになっております。このⅡ類の疾病とはいわゆるまあ個人の要望、すなわち個人の発病や重症化の防止目的に重きを置いた疾病でございます。厚生労働省の報告によりますと高齢者に対しては発病する率、それから重症化する率、ともに低下させることが実証をされておりました、飯島町の昨年度の老人の接種率は65.9％という数字でございました。一方子どもにつきましては5歳から高校生までを対象に過去に定期予防接種を行っておりました。平成6年の法律改正で対象外となった経過がございます。これはあの当時は有効性が立証されずに接種率が大変大きく落ち込んでおって、その背景を受けて国の法律の方からは外されたという経過でございます。その後まあ平成16年の10月に日本の小児科学会が1歳以上6歳未満については有効率が20－30％であるという報告が説明がなされまして、やはり任意接種としてワクチン接種を推奨することが現段階で適切な方向であるというふうに見解が出されておるところでございます。で現実問題といたしましてもやはり小児のこの成長の心配のこともございますし、それから特にあの受験生等を抱えたご家庭なんかでは万が一というようなこともあってかなりあの任意の接種が進んでおるわけでございますけれども、従ってあのかなり潜在的には多くの子どもさん達が毎年予防接種を受けているんじゃないかというふうにも考えております。でまあ現実問題としてこの公的補助につきましては、やはりそうしたあの国の考え方の推移もございまして、ただいま上伊那、下伊那、上下伊那郡下でも実施をしている町村はまずゼロでございます。県下でもあまり把握していないというふうに県の方では見ておるようでございますが、当町といたしましても現在こうした公費につきましては老人同様にはいたしておらないわけでございますが、まあ今後でございますが、この新型インフルエンザのワクチンの関連も当然出てまいります。これから冬季間に向けて国の動きもいろいろ出てくるかと思えます。その対応も必要になってくるというふうにも思えます。まあそうした問題、それからその他まあこうしたあの感染性の症状に対する予防のあり方というものをもう一度庁内部でもってですね、今までも実施しておる面、それからかつてあの議会でもある議員からもこのご質問をいただきましたこのヒブという細菌性の脳膜炎にかかるこの予防接種のこともあるわけでありまして、その単発的にはまあちょっと今の受け入れる体制にないということもお答えをしまいった経過もございますけれども、そういうものをもう一辺あの全体的に予防のあり方というものを見直して、で子育て支援の問題もでございます。ひとつ次の課題としてまあできれば新年度の予算編成の中の位置づけでどう検討対応できるかというようなことも含めて、検討課題とさせていただきたいというふうに今考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
--

中村議員

町長も検討してくださるということですので前向きな方向でいていただきたいと思います。私このインフルエンザの予防接種について調べてみました。その中に町長も申しましたが行政が補助をする場合は予防接種法に基づき定額の予防接種、つまりワクチンの有効性が検討されたものが対象となっています。国の研究で高齢者に対してはインフルエンザワクチンの接種による効果が認められていますので、定期の予防接種の対象となり、市町村が実施主体となり接種希望者に費用の一部を補助しているという状態です。また一方子ども達はインフルエンザワクチンの有効性については調査研究が不十分であり、予防接種法の対象疾患でなく、かかりつけの医師の相談をしながら対応する任意の予防接種で全額自己負担です。また予防接種の料金は独占禁止法により医療機関の価格を統一することは禁じられているため料金が異なります。よって1人2,000円～4,000円、3人のお子さんが受ければ10,000円ほどが必要になります。研究が不十分な中、子ども達にも予防接種の実施を進めており、定期の予防接種に等しいものを感じます。子育て中のお母さんたちは毎年インフルエンザの状況を聞くたびに、わが子を守ろうと予防接種を受けさせます。本年は100年に一度といわれる不況、家計に大きなダメージを与えています。インフルエンザ予防接種をするにしても費用の確保が困難な状況の家庭も増えています。しかし小さな子どもの場合にはインフルエンザによる脳炎、脳症の発生などの危険性もあると発表されており、また新型インフルエンザにおいては若い世代に発症率が高いため危険性も高まっております。ですからお母さんにとっては厳しい経済状況であっても予防接種で子を守ろうとするのは必然的であります。町民のお母さん方からも3人の子どものに予防接種を受けたら10,000円もかかりました。大変でした。町から補助をしてほしいとの声を聞いています。未来を担う子ども達を守るため、また子ども達の健やかな成長のためにと一生懸命に育んでくださっているお母さんたちに支援をしていただきたいと思います。只今町長から前向きなお答えをいただきましたので、そのようにしていただくことを求めて質問を終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時52分 散会

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

平 沢 晃
浜 田 稔
三浦寿美子
堀 内 克 美

○出席議員（12名）

1 番 久保島 巖
3 番 坂 本 紀 子
5 番 堀 内 克 美
7 番 三浦寿美子
9 番 竹 沢 秀 幸
1 1 番 平 沢 晃

2 番 中村明美
4 番 浜 田 稔
6 番 倉 田 晋 司
8 番 北 沢 正 文
1 0 番 宮 下 寿
1 2 番 松 下 寿 雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 中村澄雄 住民福祉課長 中村 芳 美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会 計 課 長 豊口敏弘
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 浜田幸雄
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千 村 弥 紀

本会議再開

開 議 議 長	平成2 1 年6 月1 6 日 午前9 時1 0 分 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の議事日程を変更して、ここで諸般の報告を申し上げます。 最初に町長から報告いたします。
町 長	どうもおはようございます。連日議会定例会ご苦労さまでございます。ちょっと一般質問2 日目でございますけれども、入る前に、いわゆるこの新型インフルエンザ、当地域にもにわかになあ動きがあわただしくなってまいりまして、必要な対応をしていかなきゃならないという事態になってまいりましたので、ちょっと今こちらの考え方と今後の対応を申し上げてまたそれぞれの立場でひとつ議会ははじめ住民に周知するところはして、万全の対応をとっていききたいということでお願いしたいと思います。一昨日飯田の方で女性の方が県下で初めてまあ発生した、引き続いて翌日昨日でありますけれども今度は男の方が2 番目に発生して、いよいよまあちょっと下伊那の方から始まりまして上伊那の方への影響も心配されておるわけでございますが、それにあのちょっと行事等もありましてかかわった町の飯島町の方も何人かおられるというようなことも情報として入ってきておりますので、今日このあとこうした事態を対応しての町の一般質問の後、緊急の本部会議対策会議を招集をして、緊急マニュアル的な再確認とこれからの学校保育園施設等あるいはまた一般住民の方のお願いすることをまとめてまた情報をお伝えしてまいりたいと思いますので、その考え方をちょっと時間をいただいて申し上げてそれぞれお話申し上げますので、よろしくお願いいたします。
住民福祉課長	それでは補足説明をさせていただきます。今町長申し上げましたとおり2 人目のインフルエンザの発生が出たということで、先ずあの電話の態勢でございますが、既にあの1 人目が発生したときには県庁それから飯田保健福祉事務所にしましては2 4 時間体制の受け付けを実施をしておったところでございますが、2 人目の発生をみまして上伊那福祉事務所にきまして2 4 時間の電話の受け付け態勢を整えております。ちなみに電話番号は7 6－6 8 3 7 ということで、発熱、くしゃみ、あるいは咳などを発生した方について病院に行く前にこちらに電話を入れていただきたいということで、2 4 時間体制で整えております。それからお2 人目が発生したときに知事のメッセージが出ておりまして、その関係、住民の皆さんにお願いすることでございますが、まず外出につきましてですが自粛の要請は行わないということがまず1 点、それからこれも既に行っていたいておりますが、個人予防という観点から人ごみをなるべく避けていただきたい、また手洗い、うがいの励行等もしていただきたいということのお願いがございました。それからもう1 点といたしまして不幸にもインフルエンザにかかれた患者の皆さんの関係する施設に対しての偏見あるいは差別を持たないでいただきたいという知事メッセージが出ておりますのでよろしくお願いをいたします。それから今町長申し上げましたとおり、午後町の対策本部の会議をもちまして住民の皆さんに情報を共有しながらで重点的なことについてお繋ぎを申し上げる予定でございます。以上です。
教育長	それでは教育委員会関係についてお伝えをしたいというふうに思っております。今朝あの南信教育事務所の方からも支持がありまして、管内の学校につきましては一律の臨

議 長	時休校は要請しないと、それぞれの状況に応じて判断をするようにということでありますので、それに従いましてこのところは町内の三校については臨時休業の要請は当面しないということで進めてまいりたいというふうに思っております。ただあの町長の話しましたあのイベントにですね児童もそれから園児も参加していると報告が今朝ほどありましたので、状況を見ながら対応するわけでありますが、その当該児童園児は既にあの登園しているということで話がありました。であのすぐあの帰宅等をするということについてはいじめの対象にならないような配慮も慎重に考えなくていけないということで、学校の方にはですね症状を経過観察しながら個別の対応をしていくようにということで指示を出してあります。当面あのそういうことで学校保育園については休校休園措置はいたしませんけれども、状況を見ながら対応していきたいというふうに思っております。またあの集会等今後予定される大会についても現在のところは自粛要請は行いませんけれども、参加の形態、授業の進め方についてはそれぞれ進めている段階で検討し適切な対応を図るように指示を出しております。以上教育委員会関係についてはお繋ぎを申し上げますのでご理解よろしくをお願いいたします。
議 長	次に議長から申し上げます。議会におきましても議員の皆様の情報、統制、及び住民対応を目的といたしまして、飯島町議会新型インフルエンザ対策本部をこの4 月3 0 日午前1 0 時3 0 分をもって設置したところですが、町の本部会議開催を受けまして、あす1 7 日午前8 時3 0 分から委員会室 1 において議会本部会議を開催いたします。定刻にご参集ください。
議 長	日程第1 一般質問を行います。昨日に引き続き通告順に質問を許します。
1 1 番 平沢議員	1 1 番 平沢 晃 議員
	本論に入る前にただいま前段でお話がありました1 3 日深夜、飯田市の女性が新型インフルエンザに感染されたと確認され、先日1 5 日には4 2 歳の男性会社員が感染で、まあ県内で2 人目という感染が確認されております。人が地球規模で移動する時代このウイルスもたやすく国境を越える新型インフルエンザの発生が確認されてから、わずか1 カ月半、それで感染者はもう既に2 7、 0 0 0 人を突破しているという状況でございます。飯田市では市内全保育園と関係ある小学校の休園・休校を決めておるニュースが今日は新聞に掲載されておりました。先日の一般質問での同僚議員がこのインフルエンザ予防については切実な要請も出されております。近隣の感染であるが上にこれは他人ごとではありません。先程の状況によりますことを町の関係のある皆様が会合に出ているとでございます。それで本町ではこの立ち上げた対策本部をフル活用してこの感染予防対策や特に混乱防止に向けて正確な情報を収集し、町民に速やかに伝え、不要なパニックや偏見を生まない努力をし、万全の対策で対応していただきたいことを願望しておきます。また町民の皆様も、うがい手洗いを励行し、人寄り等はマスクを着用するということによって感染予防に努めていただきたいと思っております。
	それでは通告に従いまして以下大きく2 点について質問を行います。1 つとして定住自立圏構想と自立を目指す本町の対応について、2 つとして活力と創造にあふれるまちづくりの将来像について、順次質問を続けてまいります。時間の制約がありますので簡明な答弁をお願い申し上げます。

町 長 経済不況が住民生活に大きな影響を及ぼしております。このような状況下の下で地方分権の改革は個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本に、２つの基本路線に基づいて作成をされております。ひとつに国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確とする。２つとして地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進すると唱えております。この地方分権改革推進法、この概要について国と地方の役割を町長はどう受け止めているか先ず最初に所信をお伺いいたします。

それでは平沢議員の質問にお答えをしてみたいです。まず定住自立圏構想と自立を目指す町の対応について地方分権改革推進法の国と地方の役割についての所見ということでございます。簡便にお答えということでございましたけれども、なかなかこの奥の深いテーマでございますので、少し内容を掘り下げながらお答えをさせていただきたいと思ひます。国民がゆとりと豊かさを実感をし、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するために平成１８年１２月に地方分権改革推進法という法律が成立をいたしました。この法律は地方分権改革の推進についてその基本理念や国と地方双方の責務・役割等の施策の基本的な事項を定めて、必要な体制を整備をしていくものでございます。この地方分権改革の推進の基本方針といたしまして、ひとつには地方公共団体への権限委譲の推進と国の関与のあり方を見直しということ、２つ目にこれに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方を見直し、３つ目に地方公共団体の行政体制の整備と確立を図ること、この大きな３つの点が盛り込まれておるわけでございます。具体的にはこの法律に基づいて平成１９年の４月に設置をされました地方分権推進委員会、ここで調査審議が行われて内閣総理大臣に勧告が最終的になされるということでございます。その勧告を踏まえて政府において講ずべき必要な法制上、あるいは財政上の措置を定めた地方分権改革推進計画を策定することとされております。地方分権改革の方向としては地方が主役の国づくりが謳われておりまして、自治行政権、自治財政権、自治立法権、これらを有する完全自治体を目指した地方の政府の樹立などが高くまあ謳われておるところでございます。地方分権推進委員会の議論の中で目指す方向性としましては、分権型社会の転換をすること、それから地方の活力を高めて強い地方を創出をすること、地方の税財政基盤の確立をすること、そして簡素で効率的な筋肉質の行財政システムを構築をすること、そして自己決定自己責任、受益と負担の明確化などを通じて改革を行って地方が主役の国づくりを進めようとするということでございます。今までに平成２０年の５月には第１次勧告そして昨年１２月に第２次勧告が行われまして、今年度中に最終第３次の報告がなされるというふうに聞いておるところでございます。ただまあこの中で国はその基礎的自治体の人口規模を１０万人ということで想定した上で地方分権改革をはじめとした様々な政策が進められるという観点から、果たしてこの地方分権改革の全てを１万人規模の当町で対応できるかどうかということについては、はなはだ疑問のあるところでございますし、慎重な対応をしていかなきゃならないというふうにも思っておりまして、最終的に役割分担やこの税源移譲がどう実施をされるのかということを含めた全容が明らかにならない限り、具体的な単独での自立を目指した自治体としての住民の皆さんの理解と合意を得た、この暮らしを守りながら福祉の増進を図るという自治体の本来の基礎的な役割を成し得るか、担い得るかどうかということが最大の課題でございまして、財源移譲とともに今このそうしたまあどういう方向付けが最終的になされるかということを注意深くいま見守って

平沢議員 おるところでございます。若干長くなりましたけれども所信を申し上げました。

町 長 只今説明ございましたとおり、この住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるということで、まあこの第３次には基礎的自治体１０万人という規模、これは当然当町にはそぐうものではないと思いますが、やはりこの地方分権改革推進計画これに基づいて、やはり今、町長も見守っているといひますが、この時限立法でありますから平成２２年３月３１日ですか、ここに失効するということでございます。ですからまあ当町としても何らかの取り組みがあつてしかるべきであらうと思ひますが、この点についてただいま見守っているというくらいの判断でよろしいのでしょうか。その点についてお答えください。

町 長 この分権改革推進委員の最終答申が今年度と申し上げましたけれども、１２月までにはなされるということになっておりますが、特にあのその枠組みであるとか権限委譲の部分についてはある程度は見えてはおるんですけども、１番肝心のこの財政、財源委譲の問題、自立し得る財源委譲の問題が全く現在白紙といつても差し支えないくらいの、見えておりません。従つてそのことをもつて果たして自立したこの国の考えるような方向に行くのかどうかということとは皆目まだ五里霧中でございますので、そうしたことを見守つて最終的にはこれはあの飯島単独で対応できるものでもございませぬし、やはりそれぞれの郡、県内、あるいは全国町村会等連携しながらこの対応策を方向を出していくという形になろうと思ひますけれども、非常に今の段階では私としては懐疑的に思つておるところでございます。

平沢議員 まあ財源移譲それらの問題大変難しい問題があらうかと思ひます。しかし今度はこの人口減少と少子高齢化は着実に進んでおるわけでございます。総務省の調査ではこの総人口は２００５年から２０３５年まで３０年間、これで約１億１，０００万人になると１３％の減少、それから年少人口は約１，０００万人で４０％の減少見込み、それから高齢人口は３，７２５万人で４５％の増加の見込みを立てております。昨日報告ありました本町でも３２年度にはこの長期予測でいきますとまあ一応９，２００人というような数字を昨日はお聞きしております。本町でもこの実施計画に基づき人口増活性化対策について鋭意努力していることは認識しておりますが、当然結果は出ておりません。社会情勢も相まって人口減少と少子高齢化が進んでおりますこの社会問題も含めたこの最近の状況を町長はどう受け止めているかをお伺いしたいと思ひます。

町 長 この最近における人口減少まあ少子高齢化の厳しい現状をどう受け止めるかということでございます。今後のまあ国立社会保障あるいは人口問題研究所が発表をしておる推計につきましては、今もお話がございましたし昨日もちょっと申し上げましたのであえて申し上げませぬけれども、かなりのまあ加速度をもつて人口が減少していくというような方向が示されております。まあそうした推計を持ちますと昨日も申し上げましたように、次期第５次の総合計画の最終年度であります飯島町の場合の平成３２年人口が９，２００人というようなことも、一応まあ推計としては出されておるわけでございます。大変な状況になるんだというまあ一つの気持ちもあるわけでございますけれども、それに加えてあの少し申し上げます。つい先日ご承知かと思ひますけれども、この国から人口動態に関する発表、出生率等を含めた統計数字、傾向が発表になりまして、平成２０年度の合計の特殊出生率が１．３７になったという形でございまして、これはあの１．

34から0.3上がったという形になるわけですが、数値は3年連続で上昇をしておるというまあ一方ではうれしい傾向にはあるわけですが、これはやはりいろいろ中には要因があるわけですが、出生30代の方の出生率上昇が主な要因であるというふうにも言っております。ただまあ出生率自体は横ばいで少子化傾向は依然として続いているということでございまして、人口は全体としては減少傾向に歯止めがまだかかっていないということになるわけで、その裏付けの発表がございました。でそうしたことを踏まえながらこれからの社会は少ない労働人口が多くの高齢者を支えていかねなければならない、こういう時代が今後長く続くという形になってまいります。従って労働人口が少ないということは所得の減少や購買力の減少、税収減というようなことになりまして、国の活力はもちろんでありますけれども、町の活力にも大きな影響を及ぼす、大変住民の皆様暮らしに影響も大きく出てくるということが考えられます。まあこうした状況の中ではありますけれども、町としましては第4次、現在の総合計画に定める子育て支援や少子化対策、雇用対策に重点投資をしながら、住民の暮らしを支えていくことに全力をあげていきたいという考え方は何ら変わるものではございません。ただまあ今後のこうした推計を基にした議論、施策のあり方については再三申し上げておりますように、次に策定を始めます第5次総合計画の中で位置付けながら、これが最大のまあ議論のポイントになるんじゃないかというふうに捉えておるところでございます。以上でございます。

ただいま言うようにこの人口減問題はこれは大きな社会問題であります。人の流れの喪失の中からもその中からやはり今言う定住自立圏構想、これが浮上してきております。地方の厳しい現実に対応した政策ではあるが、医療や福祉などいずれは都市部でもこれは困難な状態が起こりうると、各圏域でインフラ強化をすることにはこれは地方の人口流出を食い止めるとともに、長期的には都市部の住民を招き入れることとなり、定住関係の固定観念を変えることで地域の存続につながると私は思っております。この構想は地域の存続にどんなサービスの充実が必要なのかという発想から出発しております。将来的な合併や地方分権の受け皿であってはならないと思っておりますが、この点については町長はどのような所信でおりますかお聞かせください。

ご質問のまあ主題でありますこの定住自立圏構想、これについてまあ今、自立を歩んでおる町との兼ね合いの中で、町としてどういうふうに考えていくべきか、あるいはまた近隣、特にあの上伊那全体としてどう考えていくかという課題になるわけですが、まあご承知かと思っておりますけれどもこの定住自立圏構想、新たに地方分権制度の推進の中で総務省の打ち出されたこの新しい地方制度であり、地域振興の枠組みづくりというふうに言われておるわけですが、ちょっと話はそれるかもしれませんが、広域連合というのが今現在それぞれ全国的にも機能しておるわけでありまして、この広域連合は端的に申し上げますと、この事務の共同化処理ということをつくもの市町村が集まって処理することによってスケールメリットを出していくと、こういうことになろうかと思っておりますけれども、この定住自立圏構想というのは形成協定をそれぞれの市町村間で結びまして、それでそのそれぞれの自治体間で中核となるその市だと思っておりますが、市なら市が中心になってそれぞれの機能分担をしながら、ある施設をお互いに連携して有効に活用しながら、全体的に医療の問題、交通体系の問題、福祉の問題等の施設、ソフト・ハードを含めた連携によってその活性化を図っていくというふうにまあ

平沢議員

町長

平沢議員

考えられておるわけですが、で具体的なあのサービスのそれぞれの向上っていうのはやはりこの中核市になる市が中心になってそれぞれの連携という形になりますから、どうしてもやはり今のニュアンスとしては中核になる中心市の施策にやっぱり添いがちになっていくんじゃないかというようなことが言われておりまして、今あの全国で初めて下伊那地域が取り組んでおって、全部で13市町村があるわけでありまして、それぞれの6月定例会でその協定の議決というものがなされておるわけですが、いろいろと議論を呼んでおるということは平沢議員もお聞きのとおりでございます。従ってあの一つの将来的な考え方ではあるかと思っておりますけれども、今の上伊那また飯島を含めた考え方としては今この定住自立圏構想をひとつのテーマにして議論をしていくという段階では上伊那の場合はないというふうに思っております。

広域連携の話が出ましたのでちょっとその件に先に触れたいと思いますが、やはりこの自立と連携、この推進を一応どう考えていくかっていうような質問をしたいんですが、この定住自立圏構想が生まれてきた背景にはやはりこれまでのようにこの全ての市町村がフル装備で住民サービスを提供することが財政面などから非常に難しくなっているとそういう現実があると思います。この大きな範囲で新たな協力関係をつくり医療や福祉それから教育や文化も含めたこの幅広い住民ニーズに対応することが喫緊の課題と思いますが、この点は町長はちょっと先ほちょっとニュアンスが違っているんですが、どのようなお考えでしょうか。

幅広い住民ニーズに如何に対応をしていくかということの中でまあ定住自立圏構想との関連したご質問かと思えます。お話にございましたようにこの幅広い住民の皆さんのニーズに対応をして、安心して暮らせる医療体制の充実や高齢者の皆さんが生きがいを持って安心して暮らし続けられる地域づくりをするために、町独自の対応とともに現在上伊那の市町村による圏域づくりが大変重要であるということで事実まあそのとおりに進んでおるわけですが、でこの圏域づくりにつきましては地域医療の対応では昭和伊南総合病院、伊那中央病院、辰野病院の公立3病院が中核的な役割を果たしながら、救急医療整備や産婦人科、小児科における緊急対策、医療機関の広域連携による医療体制の整備充実が求められておると、今いろいろとこの模索をしながら連携を強化をしておるところでございます。それからまた福祉の面でございますけれども、この対応では上伊那の福祉協会、それから伊南では伊南福祉会というのがございまして、それぞれを通じてこの地域の福祉ネットワークの構築によって住民同士の支え合いのある圏域づくり、地域の関係づくりがなされておるということで、それぞれの地域を包含したこの自立支援や、障害者や高齢者の皆さんがそれらの限られた施設を有効に等しく利用できるように今努力をされておるところでございます。従いましてまあ当町としてのこうした幅広い住民ニーズということの中で、広域連携を深めながら住民の付託に応えていく必要があるということで今後とも努力をしてみたいというふう考えております。

前段でちょっと今町長の方から話がありました。飯田市、飯田市長はまあこの自立圏構想の検討委員でもありますからまあ下伊那はいち早く取り組んでいると思いますが、先程申したとおりこの13市町村がお互いに役割分担をしながら生活に必要な機能を確保するとそういう定住自立圏がまあ一応始まっております既に。まあそのあれはエリアの中で自立した住みやすい地域を作っていこうというこういう政策でございます。先ほど

	前段で申したとおりこの上伊那広域連合、まあこれは行政の総合性を確保するためにまあ一応先ほど申した福祉関係とか高齢者医療それから上伊那情報センター、それから新ごみ中間施設、また土木振興会や病院等でまあ幅広い広域連携を取り組んで、既にまあ成されております。それから伊南行政にしても消防、福祉、火葬場、それか老健施設にしても衛生施設、不燃物、病院等、まあ既に完備した状態でまあ推移している状態でございます。この一体化の流れの中で私は今重大な岐路に直面しているんじゃないかと考えております。まあこれは先程申した相手のあることではありますけれど、まあ即とは申しませんが町長はこの定住自立圏構想これに前向きに取り組む気持ちはお持ちでしょうか。
町　　長	まああの全市町村一応まあ参加を目指しての定住自立圏構想で今スタートしております。まあ中川、飯島あたりはその隣接地域ということで、いろいろとまあ経済圏・行動圏も相共通する部分もあるわけでありますけれども、やはりこれはあの私どもは上伊那の傘下の中でひとつの組織として広域連合を組織して行財政運営をしておりますので、具体的な呼びかけ等もございませんけれども、今後上伊那の中でそうした議論が高まれば一緒になってこれは研究していかなきゃなりませんけれども、今の段階としては私としてはこの定住自立圏構想に組みしていくという考えは持っておりません。
平沢議員	当然上伊那連合それから伊南行政とはひとつの住み分けをしていかなければならないと思っておりますが、本町では平成23年からの第5次総合計画が始まるわけでございます。この地方分権推進改革法では国と地方との役割を明確にすること、それから地方の自立性、独立性を高めることをこれは基本理念に置いているのは先ほど申したとおりでございます。この地方自治体はこうした分権の担い手として自治体に即した政策を住民とともに考えて、自己責任の下で実践していく能力が今後ますます求められてくるんじゃないかなろうかと考えております。従ってこの地方分権時代に対応した住民自治はこの新たな創造と意識改革が必要だと思います。町長は12月の一般質問の答弁で中心都市と周辺が連携して生活に必要な機能を確保し、人口増の施策を推進する考えは次期基本構想の具体的な取り組みの中では合致すると申しておりますが、この定住自立圏構想を見据えてのその時の答弁であったのかこの点をお聞きたいと思います。
町　　長	昨年の議会で答弁申し上げました内容につきましては、総務省が出されたこの構想が将来の一つのまあ地方自治体運営のあり方であるというようなことの広い意味の中から、その展望をした上で申し上げた発言かと思っておりますけれども、今具体的にあの下伊那地方の議論を聞いておりますとなかなかそうばっかもいかない面が出てきておると、どうしても周辺部がこの中心中核都市の主体性に偏りがちだというような議論がかなり見えてきて、それぞれの参加市町村もいろんな議論が出されておるのが、連日まあ報道されておるわけでございます。だからこれはやっぱり慎重にまあ捉えていく必要があると同時に、今この取り組んでおります上伊那広域連合の枠の中でさらに何ができるかということの考えの中でまあ考えておるわけございまして、当然これはあの国の出された方針でございますので、次期長期構想の検討の中でも課題としては捉えていく必要はあるというふうには思っておりますけれども、今、今日現在の私の考え方の中でこれを具体的に進めて織り込んでどうしても行きたいという心境ではございません。
平沢議員	この当町に本町に暮らす全ての皆様がこれは何よりも日々の暮らしが安定して安心して毎日が生活することのできますように、是非その今の信念に全力を傾注していただき

	たいと申し添えておきます。
	次に活力と創造にあふれるまちづくりの将来像について質問いたします。平成21年の重点施策に子育て支援、若者定住、新規企業導入等、人口増と活性化を促進との施策があります。若年層が町外に流出するので住民は高齢化する、これに従って活性化しようにもまあ打つ手がないといったことがまあ全国市町村共通の悩みではないでしょうか。まあ本町でもそれなりに工夫もして鋭意努力をしておりますが、まあ人口は横ばいと言いながらまあ下降線をたどっている。必然的に高齢化が上昇しておる状態だと思います。まあ早い道、人口を増加させる近道は社会増、これはつまり町外の人を町内に流入させることでありますが、これはどこの市町村でも全く同様の施策で推移しております。従って人口減に歯止めをかけるためには定住促進を進めてきましたが、これが既に今見直す時期にきているのではないかと私は思いますが、この点町長はどのようにお見受けをしておりますかお答えください。
町　　長	2つ目のご質問でございます活力と創造あふれるまちづくりの将来像について、この担う若者が住みやすいまちづくりを進めることは行政の責任であると、その対応策というようなことでございます。現行の中期総合計画策定にあたって若者が町外へまあ流出をする原因をまとめたアンケートがございます。若者が町外へ流出をする最大の要因は自分の自らの可能性を外に出てチャレンジをしてみたいという強い願望があることはもちろんだと思いますけれども、やはりその他にこの町に住む魅力があるかどうかということが大変大きな要素としてあるんじゃないかというふうに思います。その魅力の大きさが要素としてはひとつには働く場所があるかどうか、住む場所の適否、商店や娯楽施設があるかどうか、それから子育て環境、都市機能などなど様々な整備が整っておるか不十分であるかというようなことによって、大変若者の皆さんがこの町に留まるかどうかのひとつの考え方の基本に旨になるというふうに思います。それでこうしたまあ課題解決に向けて、後期の中期総合計画においてはこれらに関する施策を総合的にまあ実施をする中で、若者定住、人口増、活性化を図ろうとして現在まで施策を進めてきたところでございます。お話にございましたようになかなかあの行政ができる施策には限界もあるわけでございますし、その時代時代の流れに沿った考え方も取り入れていかなきゃならないということでございますけれども、今この時期にきてこの方向を転換するかどうかということについては、まだまだ私としてはこの施策を続けてやはりその充実をすることによって少しでも若者定住が図れるというようなことを図っていかなきゃならないという段階であるというふうに思っておりますので、次の長期計画、中期総合計画の中にもそうしたことを盛り込んだ一つの考え方も入れていただくようなまた議論もしていきたいというふうに思っております。
平沢議員	ただいま第5次総合計画、この辺の中にいろいろな形の中でまあ盛り込まれるということではございますが、子ども達に未来を与えて希望を感じてもらうことのできる地域づくり、これが活力と創造にあふれたまちづくりを行うことが次代を担う若者が住みやすいまちづくりにつながると、これは町長施政方針で述べられております。それで町長2期目のまあ一応集大成としてまあ第5次総合計画が始まると思いますが、この活力と創造の町政、その対応策について今一部述べられておりましたけれど、もう少し突っ込んでお話を聞きたいと思います。
町　　長	まあこの活力と創造ということは言葉にして言えばそういうことになるわけござい

	ますけれども、非常にあの単独の施策ではなかなかこれは難しい問題でございます。いろんな要素施策を加味して総合的に推進していかないとやっぱりこれは成し得ないというふうに思っております。でまあ基本的にはこれはあの人口の問題が一番大きなウエートを占めるということであります。大変まあ少子化、減少傾向の厳しい時代でありますけれども、その施策を行うことによってやっぱり踏ん張る、歯止めをしていかなきゃならないということもございますので、これが現在の構想12,000人でございますけれども、やはりこれは掲げてある数字は数字として、それに向かっていかに努力をして少しでもその食い止めていくかというところにこの施策の価値観があるというふうにも思っておりますので、そのことの人口を基本にしてあとはまあ産業の問題、福祉の問題、それから住環境の問題、環境の問題、それぞれのまあ魅力あるその施策を取り上げることによって、若い人も年寄りも生きがいを持ってその全体の思いが町の活力の創造につながるという確信をいたしておりますので、具体的な個々の施策いろいろあるわけでございますけれども、そうした総体的な考え方で進めてまいりたいというふうに思っております。 私も全く今あれが同感でございます、人口問題がやはり政策的には一番ウエートが占めると思っておりますので、それについてちょっとご提案をしたいと思います。ちょっと話題を変えまして、花嫁確保について新たな縁結び支援の考え方についてを質問してまいります。厚労省が11日に結婚支援を盛り込んだ総額2億5,000万円に上る安心子ども基金、まあこの概要を明らかにしております。この自治体やJA、NPOなどが新たに結婚や子育てを支援する場合に最大でまあ10,000,000円、これを助成する、「婚活支援」というそうなのですが、これに踏み込んだのはまあ今度が初めてとのことです。この結婚支援は同基金の地域子育て創生事業で行う地域の子育て支援だけではなくて、この結婚への意欲のある若者の出会いの場の提供や、結婚相談員の配置等もこの助成対象にするということでもあります。この結婚支援を町長はこれはどう受け止めているか、これを活用できるかどうかこの点についてお伺いをしたいと思います。 まあそうしたあの結婚をする皆さんに財政的な資金的な支援をして人口を増やすという一つの例があちこちにあるようでございます。町といたしましても定住支援というようなことの中で、新たにここに住所を移して新居を構えて自分の持ち家をしていただく場合には、500,000のまあ支援補助というような形の中でやっておりますけれども、なかなか今この趣旨としてはおおいに結構な制度かと思っておりますけれども、そうしたことに加えてのまた結婚支援というような形になりますと、非常にまたこれも財政支援、願望とは半面相反する部分になりますけれども、大変厳しいということでございますので、まあ思いはあるわけではございますけれども、なかなか財政上の問題っていうようなことで今後のまあ検討課題とさせていただくということでお答えしたいと思います。 只今お聞きしたとおり、まったく12月から町長の意味は変わっておりません。私は昨年12月の定例会一般質問で少子化社会は結婚からというテーマで人口増を目指し活力生むまちづくりの観点から、少子化対策、結婚問題は最重要課題と受け止めて子育て支援同様に結婚支援をする施策を町を挙げて取り組むべきと提言をいたしました。まあその時の答弁は今町長申したとおり、まあ行政も含めて連携をとりながら一体的な結婚相談業務が大切だが、財政支援も続けて複合的サービスに期待し今後の検討課題と申されておりました。しかし私は今これまさに今チャンスが到来しているんだと思っております。
平沢議員	
町長	
平沢議員	

町長	ますが、その時代の12月からの時代が変わっております。この点について町長はどういうふうに思っているかお伺いしたいと思います。 まああの12月から半年間ということでございますけれども、まあ事情というかあの何ら事情も変わっておりません。また後ご質問があるかと思っておりますけれども、この結婚の相談にかかわる結果としての成果というようなものも含めて大変厳しい状況は依然として続いておりますし、であの町の住民登録からみる結婚件数もそう大きな変化もないというふうに思いますので、趣旨としては大変まあ私もそう思いますけれども、今の状況では前のお答えと同じことを申し上げざるを得ないということでご理解をいただきたいと思います。 ちょっと残念なご答弁でございます。この結婚に悩む農村部の自治体からはこの出生率より死亡率が高くて、この自治体が結婚支援をしなければやがて地域が破綻してしまうんじゃないかという声が相次いでおります。この事業への関心がそういうことで高まってきていることで、まあ本町でもこの少子化を解決するにはこれは私は結婚は待ったなしだと思います。少子化対策を総括する内閣府は事業の助成対象に結婚支援メニューこれを加えております。国は地方独自の取り組みを応援していきたいという方針ですから、私は前段で申し上げたようなこの定住自立圏構想、これもひとつの開示した形の中では併せて考える課題ではなかろうかと受け止めております。ですから検討課題ではなくて町長の強い決意をここでお聞かせ願いたいと思いますがいかがでございましょう。 まああのいろんな考え方をしながら相談所も設けたりお願いしたりして、そのことを進めておるわけでございますけれども、なかなか思うような成果が得られないということでございます。でこのまあ古くて新しい、新しくて古い問題かと思っておりますけれども、ここ何十年来そのことがまあ言われてきております。で、じゃあこの支援、予算で支援することによってこの結婚が果たしてその人間本来の縁組というものが進むかどうかというようなことについても、これはちょっとまた別の次元の問題であるというふうにも思います。いろんな努力をしていかなきゃなりませんけれども、やはりこの世に生まれたこの男女がひとつの世帯をもってまた後世をつないでいくというようなこの尊いまあ気持というか精神というか、そういう基本的なところがない限り予算を投入するから支援するからどうぞ結婚ということを行政が自ら直接の手で促すということはおのずからこれは限界があるんじゃないかというふうに思っておりますので、やはりこれはあの国に生まれた一つの人生の中での基本的な意識として、先ずそのことを教育面から始まって持っていただくことからやっぱりお願いしていかなきゃならないんだと、行政が何でもかんでも手を差し伸べてこの成果が上がるというふうには到底考えられない問題ではないかというふうに思っております。 まあ遠回しで言いますと結婚は行政にはなじまないっていうようなご答弁と判断します。それでは次に定住促進対策について質問をいたします。人口増と活性化の手段としてこの若者の定住に向けた住宅対策の1弾としてまあ飯島では既に地域住宅交付金制度を活用して特定公共賃貸住宅建設はこれはまあ確かに大きな成果があったものとこれは高く評価するところでございます。既に第2弾としての実施計画では既に平成23年の建設予定が組まれておりますが、この現在の進ちょく率はどうかお伺いいたします。
平沢議員	

町長	次の定住促進対策でまあ進ちよく率等も含めてのご質問でございますけれども、地域の住宅交付金事業がございますが、これにつきましては平成14年度に策定をいたしました飯島町の公営住宅のストック総合利用計画活用計画これを一部見直しをいたしまして、平成19年度から5カ年計画で町営住宅の整備を現在進めております。整備内容につきましては若者定住に向けた若者の求めるこの住環境に合った町営住宅の建設と、老朽住宅の再生整備が大きな柱でございます。このうちの老朽住宅の再生整備といたしましては、建築後50年以上を経過した老朽化の著しい新田と上ノ山住宅を除去をいたしまして取り壊しまして、代わりに舟久保と豊岡住宅について必要な再生整備を図ってまいるといことで現在進めております。それから北梅戸、上通り住宅につきましても建築後約30年が経過をしておりまして雨漏り等に対する必要な修繕と下水道整備に合わせたこの上通り住宅の水洗化を行うところでございます。それから若者定住促進に向けた住宅整備といたしましては、ご承知のように平成19年度に特公賃住宅、これは特定公共賃貸住宅というふうに呼びますけれども、これを鳥居原の地籍に建設をして町外から12世帯の皆さんが入居をいただいております、即まあ入居というような形で大変若者の定住に大きな手応えを今感じておるところでございます。こうした状況を踏まえて来年度には第2期目の若者定住促進に向けた、ちょっと補助事業名が変わってまいりますけれども、地域の優良賃貸住宅、優良賃貸住宅というふうに呼びますけれども、これを建設を目指していま用地の選定等を行って準備をしておる段階でございます。今後ともまあ町営住宅から町内に住宅を建設をして定住をしていただく方法の支援として、本年からも飯島町の若者定住化促進住宅補助要綱、先程もちょうと触れましたけれども、これによって定住化を支援を行っていくと、こんなような組み合わせの中で若者の定住促進を図ってまいりたいというふうに思っております。	から宅地分譲等の情報提供、いわゆる情報ネットワークを活用した連携をして町の若者定住の促進を図ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。空き家情報のことについては担当課長から申し上げます。
平沢議員	ちょっと時間も押してきましたので、それでは次に空き家の活用対策について質問をいたします。平成21年23年の実施計画の生活の質を高める快適環境のまちづくりの中にもこの空き家住宅の活用が謳われております。この空き家を活用するといってもその実態が分からなければ活用もできないのであります。町内に空き家が何軒あり、どこに存在し、それから面積はいくらで利用が可能であるかなど、これらの実態を把握しておるかということと合わせて、まあ現在民間業者との連携で構築している住情報ネットワーク、これが現在どのような状態で機能しているか、この2点についてお願いしたいと思います。	それでは私の方から空き家の実態はどうかということですのでよろしくお願ひしたいと思います。空き家の情報提供につきましては毎年区長さんそれから総代会の皆さんにお願いをしているところでありますが、総体の実態調査につきましては平成20年度総代の皆さんにご協力いただいた中で実施をいたしました。この結果全体で64件の空き家が報告をいただいております。この空き家の管理につきましては時々帰郷して管理される方、あるいは近くの親せきをお願いをしている方、また住宅の近くの方をお願いをしている方、様々と思われます。町では空き家の借用を希望される方に所有者の方が貸してもいいですよという物件につきまして、数軒ではありますがこの斡旋をしております。ぜひ活用をいただければと思います。また先程申し上げました実態調査いたしました家屋につきましては、今後順次事後調査を進め、斡旋できる空き家台帳として整備してまいります。空き家につきましては防犯上の観点それから人口増の観点からなるべく少なくすることが重要かと思います。地域全体で取り組むことも必要であると考えておりますので、これからの関する情報がございましたら是非担当までご連絡をいただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。
町長	先にこの民間住宅業者とのネットワークについてお答え申し上げて、また空き家情報の具体的なことにつきましては担当課長の方から申し上げたいと思います。まあいわゆる借り上げ型の町営住宅制度を活用して民間アパート経営をまあ支援したらどうかという今議論もあるわけでございますけれども、今町の状況からそうした状況にはございません。当町では最近のまあこうした経済状況によって住宅需要の供給需要が大変まあ低いというようなこともうかがえます。この民間アパートの借り上げによる住宅のストックの戸数を増やす状況ではないという前提に立ちまして、こうした中で民間アパートを経営される皆さんの支援策として、飯島町の住情報のネットワークを民間アパートの情報も含めて町内外に発信を行っておるという状況でございます。かなりのまあ手応えもあるというふうに聞いておまして、具体的な入居も実現しておるというふうに聞いております。今後におきましても町営住宅は元より民間アパートあるいは戸建て住宅それ	まあ今言ったように64戸というような莫大な住宅があるわけでございます。是非相乗効果がいろいろ望めると思いますのでしっかりと取り組みをお願いしたいと思ひます。先程ちらっと申しましたがこの借り上げ型住宅について、これも前回っていうか飯島町アパート・マンション経営者の会より提出された請願がありまして、一応町内の賃貸住宅の経営を通じて町の発展と人口確保に貢献されると認めて議会ではこれを採択しておりますので、まあ本町としてもこの22年計画の特公賃と合わせて複合的に調査研究をしていただきたい、この前向きの姿勢で取り組んでいただきたいことを申し述べて、それからこの緑映えて若者の集うまちづくり、これを実現するためのまちづくりは無限であります。無限度でありますから活力と創造にあふれるまちづくりに向けての町長の決意をお聞きして質問を終わります。 まああの活力と創造の一番の源はやはり人口の維持、増ということに繋がってまいりますので、特にその中でも若者定住、若者が増えるということは非常に町の活力に大きなインパクトを与えるというようなことでございますので、それを目指すいろんな施策を総合的にできる限りの組み合わせを行って、施策を進めていくことに努めてまいりたいとこういう決意でございますのでよろしくお願ひします。
	時間です。 質問を終わります。	
	議 長 平沢議員	
	議 長 4番 浜田議員	4番 浜田 稔 議員 それでは只今から通告に従って質問いたします。最初の質問は世界的な景気減速に伴う雇用と生活問題についてであります。100年に一度といわれる大不況が世界を覆ってからすでに半年以上が経過いたしました。今日の報道などを聞いておりますと日米の最近の株価の戻り、あるいは生産現場での若干の残業、輸出の増加ということで、多少

世界経済の先行きに期待が生まれているようでもあります。まあしかしながらその一方で失業率は悪化の一途をたどり、大企業も昨年の大量の派遣労働者の雇い止め、あるいは非正規労働者の雇用の減に加えてですね、依然として正社員に対する退職勧奨ですとか、あるいは工場の統廃合、閉鎖などが現在も進行しているというふうに私は認識しております。そういう意味で少なくとも日本経済はですね依然として楽観できる状態にならないのではないかというふうに思います。最近の総務省の統計局の労働力調査、4月分の速報値によれば、全国での失業率は4月に5%を超えて346万人、それから過去1年間に職を失ったという方々が71万人というふうに記録されています。この数字は今から1年前に既に長野県の総人口を超える方々が職を得ることができず、この1年間にほぼ山梨県の総人口に相当する方々がですね、仕事を失ったというある意味では空恐ろしい状況がですね全国的に生じているとまあこんなふうに大変憂慮するところでございます。ではそういった中でこの飯島町はどうであるのか、こういった域を免れているのか、実は私も飯島に来てまだ4年足らずでありますけれども、身のまわりでですね8名の方々が職を失ったということを具体的に存じ上げております。その大半は日本国籍、しかも30代から50代の働き盛りの方々であります。まずこの大不況が飯島町の雇用にどんな痛手を与えたのかこの実状についてですね、行政、議会だけではなくて認識を町全体で認識することがまず必要ではないかと思えます。既に12月と3月の議会でも雇用問題が取り上げられてまいりましたけれども、私の認識ではまだその失業の全体像がですね報告されているようには思っておりません。新しい議会の初めでもあり、それから今後の雇用対策の効果やあるいは他の政策との優先順位、これを考える上でですね、まず町がつかんでおられる飯島町の雇用の実情を改めて総合的にお聞かせいただきたいと思います。

それでは浜田議員の質問にお答えをいたしますが、まず世界的な景気減速に伴う雇用と生活問題に関して、町内のこの職を失った方、まあ失業者等の発生状況それから状況把握どうなっておるかということかと思えます。お話にもございましたようにここ数日來の新聞報道、それから正式には内閣府が5月に発表した月例の経済報告等々見ますと、景気は厳しい状況にあるものの、このところの悪化のテンポが緩やかになってきておると、そういうことで企業収益や雇用情勢、個人消費が減少しつつも輸出や生産が下げ止まりつつあるというような報告がなされております。4月では若干このニュアンスが違っておりまして、国内景気は急激に悪化をしており厳しい状況にあると、これに比べるとまあ急激な下降線がやや緩やかになって移行してきたということで、大変まあ少し光が見えてきておるのかなというふうにも伺えるわけでございますし、また先行きについても当面雇用情勢が悪化する中で大変厳しい状況が続くものの、対外経済環境における改善の動きや在庫調整のこの調整圧力の低下、経済対策の効果が景気を下支えすることが期待されてと、こういうふうにまあ言われておるんですけれども、やはり今お話にございましたように雇用情勢、これはまだまだ悪化の途上にあるということ、それから世界的な金融危機やここへきてまた原油の高騰っていいですか少し値上がり、それから資源物質単価等の高揚等もこうした世界的なリスクも上がってきておるということで、先行きまあ非常にまた不透明感が出ておると、こういうふうにまあ分析をしておるところでございます。従って雇用関係は非常にまだ依然と厳しいということでございす。で少しまあ身近なこの最新の伊那公共職業安定所ハローワーク、有効求人倍率は会

議の冒頭でも申し上げましたように0.31となっておりまして、これは全国のあるいは県内の平均をやや下回っておるという大変厳しい状況でございまして、この数値も月を追うごとに悪化をしてきておるというふうに捉えております。この失業者数と求職者数は裏腹の関係にありますことから、この求職者の動向は伊那所管内においてこちらのお聞きしておる把握しておる数字は1,430名となっておりまして、このうち常用の労働者の方は51.2%、パートは17.1%増加しておるというふうに考えております。で町内におきましても商工会や金融機関等の関係機関との連絡や限られた人員の中でのでき得るこの範囲で直接出向いて、私自身も直接出向いてまあ経営者等の生の声を聞くなどして把握をして参っておりますけれども、概ねまあこの伊那公共職業安定所管内の出ておる数字と同様な傾向にあるというふうに思っております。特にこの町内の製造業における外国籍の契約派遣労働者につきましては、主に雇用しておる大手の企業、事業所も含めて約450人以上がもう既に出身国へ帰国をしたというふうに判断しておりますし、まあそういうところでございますけれども、他のまあ従業員、特にあの日本の方の正規の従業員、いま失業された方も身近におられるというふうに私も聞いておりまして、そういう方も当然おられるわけでありまして、いろいろお伺いしてお話を聞いたところではいずれまあ近い将来に必ずこの景気は立ち直るという強い確信のもとに、その時の必要な人材や技術者の確保というものはどうしてもあらかじめ維持していかなければならないということでございます。まあ一部的にこのワークシェア的なこの勤務時間の分散といったような対応をしながらも、従業員の絶対数の確保については何としてもまあ維持しておきたいという、大変まあありがたい決意もお聞きしておるわけでございます。細かいまあなかなかリアルタイムでのこの統計数字というものは掴みにくい状況ではございますけれども、そうした認識の上で今後とも関係機関と連携をとりながら実態把握に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

私はあのお尋ねしたのはもっと具体的な数字のつもりであります。今年の3月18日に厚生労働省社会援護局保護課長から各都道府県、それから中核都市の民生主管局長あてに通達文が出ていて、まあそれがどういう形でこの町に伝わっているか私は存じませんが、その中の第5項目目にこういう要請があります。生活困窮者の早期発見、生活困窮者の中には極度に困窮した状態になるまで行政機関等に相談することがなく、結果として労働施策や福祉施策等による支援を受ける時間的余裕がない者もいる、このような方については本来その前段階で行政機関等が生活相談を実施し、必要な法的支援を紹介または実施することが必要である、このため保護の実施機関については保健福祉部局及び社会保険水道住民担当部局、ハローワーク、求職者総合支援センター等の関係機関並びに民生委員、児童委員との連携を図り、生活困窮者の情報が福祉事務所の窓口につながるような仕組みづくりを推進されたい、こういう要請に比較しますとですね、ただいまの町内の掌握状況は非常に遅れているのではないかとというふうに私は懸念しておりますけれども、この点いかがでしょうか。

それでは私の方からあの先ほど町長が言いました聞き取り調査、実態調査という状況の中の数字をご報告いたします。町内の主要企業約40社を聞き取りをいたしました。その結果でございますが、まあ先ほどからも出ておりましたけれど、希望退職を募っていくんだという会社が2社、それから基本給はまあそのまんまという中でボーナス、要

	するに賞与をカットする、それから役員報酬をカットしていくというのが2社、それから雇用の絡みでは正規社員、正規社員は現状を確保していくんだというところ、そこがまあ11社ほどです。それからその代わり先程も出ておりましたけれども派遣とか請負関係につきましてはもうカットしていくんだという、その段階ではカットしているところもありましたし、カットしていくというところが10社、ただしあの正規社員は現状のままとするんだけど、もう残業はなしというようなところが3社、反面ですがまあ新規の採用をしたいというところも3社ほどありました。それから先程町長が申し上げましたようにワークシェアリングですか、それを実施しているところ、またこれから対応したいというところが3社ほどありました。 まあの全体的に雇用の関係については機械製造業についてはやはり派遣とか請負関係についてはカットしていくんだということ、ただしあの食品関係については若干雇用関係についてはいいんではないかっていうそんなような状況であります。あの全社について同じような形で雇用の関係について聞き取りができたっていうことでないですので、今言った数字については全社同等の形で聞きとったという形じゃないですのでよろしくお願いしたいと思います。
住民福祉課長	世界的な景気低迷に伴うご指摘のことでございますけれど、当然あの民生委員等も敏感に感じておるわけでございます。常々窓口では相談窓口を開けましてそれらに対応しておるところが実情でございます。
浜田議員	まあ結局お聞きしたところでですね企業側からの聞き取りはやっているかもしれないけれども、先程の通達に従ったようなですね住民の側に立った現場側に立った調査が非常に不十分ではないかというふうに私は感じました。是非仕組みづくり、もう3月に通達が出てるわけですからすでに3カ月経過しているわけです。企業の側の聞き取りだけではなくてですね先ほど列举されていました様々な機関からの情報を総合して、この町内にどんな問題が起こっているのかということのを漏らさずに発見していただくということのを改めてお願いしておきたいというふうに思います。またそういった中で先程も窓口のあの相談窓口を開設しているというお話がございましたけれども、3月の議会でも数名の方が相談に訪れて、それぞれハローワークですとか商工会にご紹介したとまあそんな報告があったというふうに私認識しておりますけれども、その後の進捗はどうだったのでしょうか。お尋ねしたいと思います。
産業振興課長	ただいまのあの相談窓口の関係でございますので、その状況等につきましては私の方からお願いをしたいと思います。今申し上げましたように不況対策、雇用対策の相談窓口という形で設置をした中で相談に応じてきました。これまでの相談件数につきましては電話、来庁等を含めまして約49件、町のそれから社会福祉協議会の相談を含めまして全体で57件という状況でございます。その中で雇用主につきましては相談はなく、新たに職を探す方の相談が多くありました。なおあのその内の約半数につきましては今回操業をいたします栗の加工施設、その関係の求職の情報を聞きたいというようなことがございました。なおあの今後につきましてはその栗の関係を除いた件数ぐらいがまああの今後もあるんではないかというような予測しております。以上です。
浜田議員	かなりの特に栗加工施設に対する期待があったということは非常によくわかりましたけれども、全体としてですね私が掴んでいる状況とはまだまだ温度差があるという印象があります。昨年あの大きく報道されました「年越し派遣村」というのが東京でありま

	してけれども、まあその動きに移行する形ですねこの上伊那でも「命と暮らしを守る反貧困ネットワーク」まあSOSネットワークっていうのが立ち上がっております。3月からです。これは医療生協や諸団体、個人のボランティアがですね、当面は伊那市や南箕輪を中心に相談活動や食糧支援を行っているということであります。私もこの相談会の案内については飯島町のJRの駅ですとか道の駅、コンビニや食料品店、スーパーなどにですね宣伝をお願いして、大変心よく協力をしていただきましたことはまあこの場でお礼も込めてご報告しておきたいと思っておりますけれども、その結果、3月末の相談会にはですね上伊那から52家族がこられました。そのうち3分の1は日本人18件であります。で中には3日間水だけで過ごしたとかですね、ビルの階段で寝泊まりしていたとまあ大変悲惨なケースもまあ全てではございませんけれどもありました。その後16回の食糧支援を行いまして、現在113世帯が利用者として登録しております。そのうち12世帯が飯島在住者であります。まあ飯島の登録者は現在は全て外国籍の方々だということですね、まあ中にはあの生活保護や就学援助を求めるご家族もいらして、これはあの住民福祉課は教育委員会等にご相談申し上げましたからご記憶にあるかとは思いますが、これはあのわれわれが活動している範囲は非常に限られておりますので氷山の一角ではないかというふうに心配しております。それから国際協力会からもういろいろ情報いただいておりますけれども、目下のところは飯島町で生活が非常に切迫してですね深刻だという話は聞いていないということでやや安心はしておりますけれども、一方7月あたりで雇用保険が切れると、その後どうなるかということが大変心配だと、まあこんな報告でありました。で先のボランティア組織はですね、これまでにお米を約600キロ、それから野菜等の食糧も含めて11トンの物資を供給してきましたけれども、現実にはボランティアで支えられているということでですね、資金も限られております。それから地域的にも非常に飯島町からみれば遠いということで、半分徒歩であるいは友人の力を借りながら支援を受けにこの南箕輪まで行っているという話も聞いております。これが私が認識していることとまあ残念ながらですね町が把握をしていることとの温度差を申し上げているところであります。でこの相談会にはハローワークの所長ですとか県地方事務所の課長などもお顔を出していただいております。そういったことで私は活動の拠点ですけれどもこの伊南の方にも広げなければ十分なことができないのではないかとということが一つと、それからボランティアだけで支えていていいのかということをもう一つ申し上げたいと思います。是非町にもですねこういった取り組みに加わっていただきたい、と言うかむしろ先導していただきたい、それから国の補正予算も改めて発表されておりますけれども、雇用対策の活用等でかなりの金額が計上されていると思います。私詳細は存じませんが、まあそういったことを活用してですね、まず緊急事態を乗り切るための活動を積極的に行う用意があるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。 まああのSOSネットワークの活動、ボランティア活動でございますけれども、その取り組みに対しては敬意を表するところでございます。であのこうした全体的な景気対策、緊急対策について行政の役割ということでございます。これまでも補正予算を含めて当初予算の中にも経済対策、雇用対策、中小企業対策、総合的にまあ行政の責任として予算計上をもってまあ推進しておりますので、当面はこれに全力を注ぎたいという形で今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。
町長	

浜田議員

大変私から見ると残念な答弁であります。先程の通達にも十分に応えていないのではないかというふうに思います。ぜひ再考をお願いする次第です。それから生活難の問題というのはですね、教育面に与える影響というものも私は大変心配しております。4月26日にNHKがですね「そりゃあんまりだ!「お金がないと学べない?」」というタイトルで学用品が買えない修学旅行に行けない授業料が払えないなど経済危機の中でですね、今教育現場で起きている様々な問題をレポートしておりました。自分の力でどうすることもできない経済問題で傷つく子ども達の姿をですね、大変心の痛む映像だというふうに記憶しております。飯島町の教育現場でこうした問題が生じていないのか、まあ大変気にかかるところであります。就学援助の実施率これは最悪の大阪府では28%の家庭がですね就学援助を必要としているというデータもあったというふうに思いますけれども、教育委員会としての対応、また教育委員会が掴んだ子どもの実情が例えば住民福祉課の方に積極的に伝えられているかどうか、まあこういった状況についてお答えいただきたいと思います。

教育長

お答え申し上げたいと思いますが、教育の機会均等ということは当然のことです。すし、今お話にありましたテレビの番組ではありませんけれども、経済格差がですね教育格差を生み出すようなことがあってはなりませんし、そうした立場からも教育委員会としても各家庭の経済状況、あるいは子どもの生活実態については慎重にかつ最大限の努力と配慮をしているところであります。対応であります。保育園それから学校とちょっと分けてお答えをしたいというふうに思いますけれども、先ずあの保育園でありますけれども、それぞれの状況の把握については特にあの送迎時を利用して、特にあの気になる保護者については園の職員が積極的に送迎の時間に接して、家庭の状況あるいは子どもの生活状況について情報交換をしながら、家庭生活、保護者の仕事などを把握しているというところであります。まさしく地道な取り組みでありますけれども、そのような各個、ケースごとの対応であります。その中で経済的困難さが明らかになった場合には個別的に支援制度がありますのでその説明を行いまして、本人の申請に基づいて保育園管理規則による保育料の減免を措置を講じているところであります。この制度によりまして昨年度は保育園関係で4名、今年度になりまして現在複数名の支援者ということで対象となって支援をしております。

もう一つ学校関係であります。児童生徒の対応につきましては教育委員会には要保護、準要保護児童生徒支援制度がありますのでこれを最大限活用するわけですが、手続きとしてはですね4月の家庭訪問の折りに家庭の状況を担当が掴んでまいります。また保護者などの意向を伺いながら、その申請に基づいて保護者の内容を審査し、これはあの民生児童委員、福祉部局等にもですね連携をとりまして、民生児童委員を通じて審査し教育委員会が認定をしているというそういう手続きであります。またこの要保護、準要保護支援制度にありますがこの周知につきましては、今申し上げました家庭訪問だとかあるいは学級懇談会の折りにこの制度があるということを説明しておりまして、周知を図っているところであります。この制度を今受けている人数であります。小・中合わせて38名おります。支援制度とは別ではあります。まあ高校生以上にも枠を広げまして、飯島町の奨学金貸与制度により経済的に困難な理由によりまあ就学が困難、収入が非常に難しいというような該当者については、一般的な県やあるいは国の制度がありますが、その非認定者を対象として町独自ということで限定はありますけれども、高校

浜田議員

教育長

浜田議員

生には月額10,000円、高等専門学校生徒には月額15,000円、大学生には30,000円以内をですね就学期間貸与しているというそういう制度もありますし、こういう制度もいろいろな機会に活用していただくという広報等を通じて行っているところであります。

ただいまの要保護、準要保護の数字はですね、まあ日本全体あるいは近隣と比べてどのように判断しておられますでしょうか。つまり私が心配しておりますのは本来必要でありながら様々な事情でですね申請をためらっておられるとかそういうご家庭がないかどうかという、一つの判断基準という意味で。

他市町村あるいはあの国レベル、大きな県レベルと当町を比較したことは現在のところありません。まあ申し出をためらっているということについてはですね、こちらから働きかけてまあ支援制度の説明を行って理解をしていただくというのが最大限のものではないかなというふうに認識しておりまして、場合によってはあのプライドと申しますか教育に対する、あるいは子育てに対するそれぞれの家庭の思い入れというのがありますので、そこまで踏み込んでいいかどうかというのはまた別の考えであるというふうに認識しております。以上です。

只今の件に関しましても3月11日の文部科学省からの通達が出ているというふうに私は認識しております。その中で就学援助の認定にあたってはそのものの経済的状況を適切に把握して行うことということで、認定をすべて学校任せにしてしまうことや保護者の申請の有無のみによって認定することのないようにということで、まああの躊躇しているからということですね判断しないようにという趣旨だというふうに思いますので、まあ是非積極的なご支援をお願いしたいというふうに思います。またあのこういった経済的困窮がですね、教育そのものだけではなくて家族のストレスから児童生徒への家庭内暴力になるという不幸なケースもないわけではありません。労働災害では「ハイリッヒの法則」というのがありまして、一つの重大事故の背景には29件の事故があって、その背景には300件のひやりとする出来事があるということですね、やはりその300件についての敏感なアンテナがないと、なかなかわれわれもですね重大な1件を見逃してしまうということになるのではないかと思います。まあ先程の話では大変細かい配慮いただいているようでありますけれども、少なくとも経済問題が友情や家族のきずなを引き裂いたりですね、あるいは子ども達のSOSのサインを見逃すということがないように引き続ききめの細かい配慮を期待する次第であります。

それから次に質問項目として町内企業の状況をお尋ねしておりましたけれども、先ほど大体のご説明がありましたのでお願いだけしておきたいと思いますが、やはり個別企業の数字はいただきましたが、その総合的な数値といいますか、それについては整備されていないように見受けられます。一方であの様々な投資を行いながらですね工場を誘致する、その結果20名の雇用ができる、30名の雇用が期待できるというまちづくりの政策が進む一方で、失われていく雇用を正確に見ないということは非常に片手落ちではないかというふうに思います。ですので決して喜ばしい数字を把握することではありませんけれども、マイナスの面から目を逸らさずにですね、その両方をきちんと見ていくことが今後のまちづくりを正確に進めていく上でのまあ必要なアクションじゃないかというふうに思いますので、また次の議会でもご質問したいと思います。そういった取り組みを行ってですね、起承転結のはっきり分かる状況掌握ということをお願いする次第であります。

	それと先程あの町長でしたかワークシェアリングについて再三言及がありましたけれども、これについて若干お尋ねしたいと思います。ワークシェアリングはまあ日本経団連の御手洗会長などはですね、単に1人の労働者の賃金を2人で分け合うというふうな発想でお話しされているようですけれども、私の認識しているのはそうではなくて、例えばオランダ政府がああ行った有名な政策がありますけれども、行政も介入してですね、政労使でまあある意味では三方一両損で経済全体を復興させるというまあそういうむしろ積極的な政策であったと思います。どういうお考えなのか簡単にご説明いただきたいと思います。
町長	まあこのワークシェアリングの件につきましては今度の雇用問題が発生した段階から、にわかにもろんなまあ議論がなされてきておるように思います。全国的な一つの経済団体連合会的な考え方もございますし、それから私ども身近に回ってお聞きしたその企業主の考え方もいろいろございますけれども、元はその何としてもまあこの正規の労働者を維持確保していきたいという企業主の方の強いこの思いの中から、そうした一部取り入れもやむを得ないという形の中でまあ承知をしておる内容でございまして、全体の従業員の方で勤務時間を割り振って雇用の確保とそれから受注量の何とかこなしをしていきたいということの中で生まれてきておるもので、内容的にはあの各企業、町内千差万別かと思いますが、まあ今お話のような大きい国の政策的な考え方はまた別にいたしましたし、今後ともそうしたことが取り入れた形でまあ企業は取り組んでいくんだろうというふうに思いますけれども、その状況等もまた推移ながら更にまた現状把握というものも、今お話のように次に向けてのまたより実質的な数字との把握も加味しながら、ひとつ今後の情報収集に当たってまいりたいというふうに思っております。
浜田議員	ワークシェアリングというのは単に企業の中で労働配分するというだけでは全く内需の拡大にも何にもならない。まあこうじて雇用をつなぎ止めたということに過ぎなくなるのではないかと思います。これに対してはやはりオランダでというのはワッセナー合意という政策がとられたわけですが、政府が介入してですね雇用を守った企業に対しては手厚い支援をするとそういった内容が含まれていたと思います。ここでは詳しく申し上げませんが、まあ今後の経済対策の中で雇用を守った企業に対する様々な支援策があればですね、是非、企業任せにするのではなくて具体的な施策を打ち出していただきたいというふうに思う次第であります。 それから次に町の雇用対策でありますけれども、同じく3月の議会でまあ当時の小林総務課長からですね 20,000,000 円の雇用創出で33名から35名の雇用が創出されるという見込みを述べておられました。それから町の期待を担っている栗の里の菓工房では18名ですか、これ全てがああ町内からかどうか私よくわかりませんが、この数字は今日でも変わっていないのか、ちょっと私 20,000,000 で33名の雇用というのはどういう意味なのか数字的にもうひとつ理解できません。非常に短期雇用なのかどうかですね、それからその後の補正予算も含めて国、県の雇用対策はどのように活用されて、これが今後ですね町内の雇用の回復に寄与していくのか、まあ具体的な施策それから金額、それからそれによる期待雇用人員増、進捗、それから当然大事なことはですね、透明性、公平性をもって雇用が行われることではないかというふうに思いますけれども、例えば雇用を求める皆さんが町に何らかの形で意思表示をすればですね、等しくそういう機会を得られるのかどうかですね、こういったあたりについてお伺いしたいというふうに思

町長	います。 国のまあ打ち出された施策、緊急対策施策が町でどのようにまあ受け止めて消化して事業実施に向けておるのか、その具体的な内容と今、国の施策がどういうふう to 今後とも活かされて行くのかというようなことの関連してのご質問かと思ひます。当然のことながらまあ今現在悪化をしておりますこの雇用情勢に鑑みて、国では各都道府県別あるいはまた市町村、創意工夫の中で地域の雇用再生のために地域求職者等を雇い入れて行くこの雇用機会を創出する「ふるさと雇用の再生特別基金事業」、並びにこの離職を余儀なくされた非正規の労働者、それから中高年者等の失業者に対しての次の雇用までの短期の雇用、あるいは就業機会を提供するための緊急雇用の創出事業というものを20年度の第2次補正の予算で計画しました。ご承知のとおりでございます。でこの2つの事業は交付金によって各都道府県で造成された基金によってこれを運用活用としていくという方式で実施をされてまいりました。県があらかじめ市町村の事業枠を定めて、その枠の中で事業申請をしていくというトータルで3年間で10割補助という形で捉えておる事業でございます。当町の事業枠につきましてはふるさとの雇用再生特別の基金事業で 15,000,000 円、緊急雇用の創出事業の方で 12,000,000 円というふうになっております。各事業につきましては平成21年度分事業につきましては当初予算に計上をし、認めて既にいただいておりますわけでございますけれども、現時点でふるさと再生事業が1件、緊急雇用事業が4件、でございます。秋以降に実施をする桜育成事業等を除いていずれの事業もすでに実施をされておるところでございます。これによる新規の雇用の失業者等を救済する数は25名というふうに予定をしております。なおこの失業者の求人方法等につきましては委託事業は事業主体が、町が直接行う事業については町が有線テレビや告知放送、ハローワークを通じて求人をする事となっております。 それからもう一つのこの悪化している雇用情勢に鑑みて今実施をしておる事業の中で、この、ふるさと特別雇用再生基金事業によって次年度までに及ぶこの与田切の河畔林整備事業、これを委託事業として既に発注をしております。また緊急雇用の創出事業の中で公共施設の環境整備事業、それから町の堂前線、今進めておりますが、これの遺跡の発掘調査及び資料収集の収蔵の環境整備事業という名称のもの、それから飯島町の歴史民俗資料館の資料の整備事業、これらを町が事業主体として実施をいたしました。なお千人塚の桜事業につきましては今申し上げましたように今後秋に発注をしまひると、それからもう一つ予定をしておりましたこのシオジ平の自然園を整備していくための与田切の溪谷の遊歩道、登山道整備につきましても実施をしたい計画でおるわけでございますけれども、ちょっと落石等の急な状況が発生したために少しまあ持ち越して計画をしまひたいということでございます。なおまたあの農業を実施をしたいという方につきましてもいろいろと情報があるわけでございますけれども、これにつきましても極力町として斡旋をしまひたいというふうにも思っておりますので、産業振興課内の相談窓口 to その旨をお越しいただいてまたご相談をいただけたらというふうに思っております。以上です。
浜田議員	町の直接行う事業は町で有線放送等ということとは理解できましたけれども、委託事業は委託先というのは私から見ると少し片手落ちではなからうかと、これはあの国の税金を使ってですね広く雇用を回復するという趣旨だと思いますので、当然その機会は公平に、透明に、町内で職を必要とされている方々に周知されるべきではないかと思ひま

町 長 すけれども、この点いかがでしょうか。

事業のとらえ方としては町の方で設定をしまいいりますけれども、実際のこの着手から実施に向けての内容というものは委託でございますので委託先の責任でもってやっていただこうという考え方で現在進めております。

浜田議員 もしそうだとしますとこれは委託先の業務の、事業の改善にはなってもですね、それが実際の雇用の増大につながったかどうかということの検証が非常に難しいのではないかと、この点についてはどうお考えでしょうか。

町 長 これは臨時雇用創出の特別交付金でございますので制約がございます。従ってあの他の目的というようなことは決して考えられることではございませんので、またチェック等も十分してまいらなければなりませんけれども、正当な正規な扱い方を申し上げた上でその委託を委ねておるとこういう考え方でございます。

浜田議員 まあ時間も押してまいりましたのであのこれ以上細かい討論は差し控えますけれども、実際にそのことによって雇用が具体的に創出されのかどうなのかということについてはまた機会を改めてですねお伺いしたいと思います。いずれにいたしましても先程の離職の数字ですとか、それから今回の雇用の効果ですとか数字で捉えなければですね日本語表現に終わってしまうということは私は非常に懸念をしております。積極的に取り組んでいただく全体的な意欲は十分に理解した上でですね、やはり町民全体でその成果を喜べるような施策が遂行されることをお願いする次第であります。

次の質問に移ります。2番目は今度はあの雇用される側ではなくてむしろ企業の側ということでありまして、先程から既にお答えをいただいておりますので項目だけ読み上げてですね総括的なご答弁をいただきたいと思います。町を取り巻く経済状況についてということで、この景気減速が飯島町の商工業に及ぼしている実情、それから生産高、付加価値への影響、業種別の影響、をどう評価しているか、それから町がどのような支援策を講じているか、それからこういう産業構造がですねまあかなり大きな世界不況の影響を受けたわけですがけれども、今後の基本計画、基本構想の策定にあたってですねどのような材料としてそれを反映する予定であるか、ごく簡潔にお答えいただきたいと思います。

町 長 時間も迫っておりますので2つ目の質問総括してお答えをしまいたいと思います。こうしたあの取り巻く経済状況、全国的な傾向の中を受けての町のいろんな把握の面、それから影響の面、そして具体的に個々にまあ取り組んでいくこの施策の面ということかと思います。当地域まあ上伊那地域のこの製造業、長野県下においてもまあ屈指の冠たるこの上位に位置し、いろんな面で出荷額から始まって雇用数もそうでございますけれども、上位にランクされたことで君臨をしまいいりました。特にあの製造品の出荷額それから付加価値率、あるいは労働生産性等はほんとにトップクラスでございましたが、その反動がいま大変大きくこの地域に押し寄せてきておるという状況でございます。いずれも県下の平均をこの上伊那地区は下回っておるという形でございます。ただまあこれはあの上伊那、北から南までいろいろあのあるわけでございますけれども、特にあの統計としては伊那から北の北部の製造業に占めるウエートが高くてまあそういうことがあったと、数字で出てきておるというふうにも言われておるわけでもありますけれども、そうは申してもやはりこの伊南の管内においても優良企業もございしますし、大きなこの企業の出荷額あるいは製造のボリュームに対しての君臨はしてきたというふう

浜田議員

に自負をされておるところでございます。で今後この付加価値あるいは受注量をどう高めていくかということは、一にこれは経済回復にかかっておるわけでございますので、一飯島町だけの分析でどうこう対応できる問題ではございませんけれども、いろんなまあ国、地方を通じてのこの予算手立て取り組みがなされておるわけでございますので、そうしたことの効果が上がって一日も早く回復することによって当地域の経済もまた回復活性化につながっていくということをまあ期待して、いろんな施策をしておるとこういってご理解をいただきたいと思います。

でこの町の支援策について現在も行っておりますし、今後まあどう考えていくかということに触れてちょっと申し上げますけれども、まあ地域全体のこの立て直しの中にまあ飯島町の占める中小企業、何としても町独自で対応していかなきやならないという考え方の下にまあ現在進めておるわけございまして、いろいろと今までも予算審議の中でもご説明を申し上げて理解をいただいまいりましたけれども、特にあの当面の問題として中小企業の利子の軽減措置の問題、あるいは更にまたあの納税相談等の問題も具体的に上げていかなきやならないというふうにも思いますし、それから工業振興、受注量確保の面では全国的な企業展に当町商工会の工業部も出店をしておりますので、その辺のまあ増額的な補助の考え方、それから大きくは臨時交付金の問題、公共事業の交付金の中でこの中小企業振興策に対するこの考え方も是非公共事業も含めて前倒ししてでもやっていきたいという幾つかのメニューを考えておるところでございます。であの次期長期構想の策定に絡んでこの現在の経済状況をどう判断をして組み入れていくかっていうことにつきましては、少しまだちょっと時間がございます。素案作成はまあどンドン進めてまいりますけれども、ただその考え方として今こうした萎縮したっていか、萎縮という言葉は語弊があるかもしれませんが、この縮まった経済状況のままをそのまま現状だからということで長期構想に入れていくことは、これはあの本意ではないというふうに思います。やはりあの将来の町のあるべき姿というものを据えた上で、そして個々の経済変動、社会変動にはやはり中期計画、実施計画、それから予算の面で編成の中で臨機にこれは変更を伴って見直しローリングをかけて修正をしていくべき問題だとかいうふうに捉えておりますのでよろしくお願いいいたします。

まあこの件も論じればきりがありませんわけでありまして、またの機会に譲りたいと思います。最後に先ほどの2点とはまったく毛色の違う質問を今回加えさせていただいておりましたけれども、実は私もこういう行政に初めて関わって大変なカルチャーショックを受けたわけでありまして。会議でかなり激しいやりとりがある民間企業の会議とは違ってですね、まあ大変粛々と行儀よく進む会議が多いなという印象であります。昨日同僚議員がこの件についてはかなり似通った趣旨の質問をされましたので、ごく絞ってですね私の質問を申し上げたいと思います。やはりかなり形式に流れている部分があるのではないかと、それから町民の意見がそのまま反映されにくい形になっているのではないかとことを私は心配をしております。事務局提出の議案がそのまま採決されるということですね、意見具申がないかあるいは事務局が非常に優秀であるか、それから毎年同じ事業計画が提出されるということも同じく意見具申、つまり住民参加が非常に希薄であるか、あるいはもう委員会がですね所定の役割を終えて水平飛行に移行しているからではないかとまあそんなふうに考えます。私の経験上会議はだいたい大きく2種類あると考えていまして、討議のための創造的な結論を出すための会議は概ね10人以下、

議 長 浜田議員 町 長 浜田議員	それから広く総意を確認してですね関係機関に意志を伝達するというふうな会議はまあ１０人、２０人でもよからうというふうに考えています。まあそういう意味では委員会としてはですね１０人以下に減らすということは考えてはどうかと、まあ情報が必要なところはオブザーバーとして参加していただければいいと、それから会議はとかく増えるものですので例えば委員会を立ち上げたときには解散時期を最初から定めてしまう、あるいは安定軌道に乗った委員会は１つに統合する。	
	時間です。	
	まあこんなことを提案する次第であります。	
	ご提案ですか。お答えですか。	提案です。ではあの時間でございますのでちょっと尻切れトンボでありますけれども、以上で質問を終わります。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻を１１時１５分といたします。休憩。	
	午前１１時００分 休憩	
	午前１１時１５分 再開	
議 長 7番 三浦議員	休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。 7番 三浦寿美子 議員	
	それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に介護保険制度の見直しの影響について質問をいたします。介護保険制度が発足をして１０年目に入りました。介護保険制度の導入の目的は介護の社会化であり利用者が自らサービスを選択できるという制度であります。それまでは国が５０％の負担をするという措置制度として行われ、社会福祉制度として国、自治体の責任で行われてまいりました。当時を紐解いて見ますと介護保険制度に変わり介護度が付かずデイサービスに行けない、ヘルパーを利用できない、などそれまで必要とされていた介護サービスが受けられない人が生まれました。福祉としての介護から自ら申請をし介護認定を受けなければ介護サービスが受けられない、認定されなければサービスを受けることができなくなりました。特に２００６年の見直しでは新予防給付が実施され介護度が７段階に改正をされました。要支援１、２と要介護１の方は軽度者とみなされ介護ベッドなど福祉用具の利用や訪問介護サービスに制限が設けられました。それまで受けていたサービスが受けられない方が生まれました。更には介護報酬の削減で施設の運営の悪化や低賃金のために介護労働者の離職者が増え、いま重大な社会問題となっているところ です。そして２００９年の見直しではコンピューターによる１次判定を重視、８２項目の調査項目が７４項目に減らされ介護度が軽く判定されるように改正をされました。３月定例会の答弁で町長は発足するまで取り組みの中で影響を十分見極めて判断する とい いたしました。４月改定による介護サービス利用者への影響の状況をつかんでいるのか、対策について検討をしているのかお聞きをいたします。	
町 長	三浦議員から介護保険制度、まず４月改正に伴う介護保険サービスの利用者の影響対策でございます。介護保険事業における要介護認定及び要支援認定の方法の見直しにつ	

三浦議員	きましては、国で定める基準によりまして平成２１年この４月１日より実施をしているところでございます。認定方法の見直しによりまして介護サービス利用者への影響の件について、町だけでなく国に対しても対策を求める意見が寄せられ、平成２１年４月１７日付の厚生労働省老健局長より要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置についてということで通知がございまして、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、見直し後の要介護認定等の方法の検証期間において経過的な措置を市町村において実施するという内容でございます。で具体的には検証期間中において更新申請前の従来の要介護として従来のサービスを受けることを申請者の意思を確認をするという方法で実施をするというものでございまして、また見直し後の要介護認定等の方法の検証に用いるよう町においてはデータ及び判定結果の把握をいたしまして、国での検証のための情報を提供をいたしております。なお４月分、スタートして間もないわけでございますけれども４月分の審査の判定結果につきましては、認定審査４６件中２８件の更新審査を行いまして重度に変更された申請が７件、軽度に逆に戻した変更というのは件数はございませんでした。が介護サービスの利用に影響がないよう引き続き検証を実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。	
	上伊那広域連合の要介護認定、要支援認定の経過措置についてという資料がここにあります。４月２７日から５月３１日で上伊那の該当者２７０人中、２３５人が経過措置を希望したというふうなデータとなっております。その中で軽度となったために重度に戻した人が４１名、重度と出たため軽度に戻した人が１５人あったとなっております。伊那市でも重度に戻した人の方が多くなっております。先ほど町長の答弁にもありましたように重度に戻した方が多いというのが実態です。行政報告書の介護保険制度の発足当時から介護度別に比較をしてみました結果、現在に至るまで介護度が軽くなる人は極めて少ないことが読み取れます。２００６年以降の新予防給付が取り入れられてからの傾向も同じというふうに私は読み取っております。要支援１より２が１．６倍も増えております。しかしにもかかわらず要介護１は２００６年４月１７６人いましたが、２００８年３月末ではなんと８４人と２分の１となっております。その結果見えてくるのは本来であれば要介護１、２と判定されたであろう人が要支援２に囲い見込まれているということではないでしょうか。ここに４月２日に国会で共産党の小池晃参議院議員が明らかにし追求をした厚生労働省の内部文書についての記事があります。給付の見直しで３,３００億円の国庫負担を削減するという内容のものであります。そのために要介護２以上のみの給付を実施すると書いてあります。今回の介護保険制度の見直しにより更に必要な介護が受けられない人が増えるということが明らかになりました。舛添厚生大臣は初めて見る資料なので調査をしたいということで、１０日後には厚労省内の検討資料であった。省を挙げて反省をしなければならないとして要介護度が変わった場合に希望すれば従来の介護度を継続できるという措置制度を発表いたしました。そういう経過で措置制度が発足したわけです。問題のある制度改正であるということは私は３月の一般質問の中で言いましたけれども、こうしたことが明らかになったわけであり ます。これらの問題がこれから大きくなってくるとい うふう に考えられるわけ です。介護が必要な人が認定の段階で軽い判定になります。当面は措置がありますのでこれが廃止されれば軽い介護度になるということです。またこれから新たに申請する人にはこの措置制度は適用されないとされております。軽く判定された事例について内容を具体的に把握をしてい	

住民福祉課長 るのかどうかお聞きをしたいと思います。

 それではお答えをいたします。今回の経過措置の内容につきましては、いわゆる従前に要介護認定あるいは要支援認定を受けていた方の更新の方に当たる部分についての経過措置でございます。従いましてその申請の段階におきまして経過措置の適用を希望するあるいは希望しないということで、従前の要介護を希望する場合にはその旨の意思確認をした上での申請と、更新申請という手続きになります。具体的に申し上げますと経過措置を適用しない場合については新基準の審査判定による要介護認定を行う。また経過措置の適用を希望する場合については軽度になつた場合については従前の要介護を希望するという確認をし、従前の重度の要介護の決定をする。また重度になつた場合従前の要介護とする、いわゆる軽くなつた方については従前と同じ経度の要介護等に決定をする。また軽度になつても従前の要介護を希望した場合は新基準によらない従前と同じ要介護という形で、３段階で区別をいたしまして、本人のあるいは介護者の意思を確認した上での経過措置という形になっております。先ほど議員さんお話がございましたが、その後５月末までの当町の更新申請に関わる経過措置の状況が出ております。全体更新者が６名おりまして重度に変更された方が、いわゆる重度になられた方が５名、また軽度になられた方が１名という状況でございますので、これからの申請につきましても本人あるいは介護者の意思を確認した上で介護申請、更新の申請をしていただくということに努めてまいりたいと思っております。

議　　長 三浦議員に申し上げます。質問の範囲を町事務に限って、もしくは町事務に関するような組み立てに配慮をしてください。以上です。

三浦議員 ただいま経過措置によつての変更についてのお話をお聞きしたわけですが、先ほど私が具体的な内容、事例について内容を具体的に把握をしているかというお聞きをしたことは、例えばその重度の方が軽度に判定になつたが軽度から従前どおりの重度にしたいと申し出があつたという方がいるわけですし、そういう方たちというのは実態として経度が妥当であつたのかどうかというような、その実態を把握しているかどうかということをお聞きしたいと思います。

住民福祉課長 先程ちょっと触れましたとおり申請に当たつた場合については本人あるいは介護者の意思を確認してということでございますので、現在軽度になつた場合の方につきましては従前と同じ重度の介護に本人の意思あるいは介護者の意思確認ができればそれに返るわけでございますので、そういうケースがあつたかどうかということについては具体的に制度上は把握しておりますが現状は把握をしていないのが現状でございます。

三浦議員 介護保険制度の前は行政が直接責任を負つておりました。業者に委ねることで数字だけの把握になっているのではないかということが大変に危惧されるところです。私の知っている町内の方は社会復帰を目指してリハビリに必死で取り組んでまいりました。その結果が要介護度が軽く判定されまして、本来努力が実つて喜びもひとしおのはずのことですが、この方はベッドがないと生活ができないにもかかわらず介護度が軽くなつたために介護ベッドが介護保険の適用から外され自費負担となつてしまいました。まったく実態にそぐわない判定結果にケアマネージャーも驚きを隠せないと同時に、怒りをあらわにしておりました。本来介護にランクを付けランク付けをして受けられるサービスに制限を持ち込むということに私は誤りがあると考えておりますが、そう思わないでしょうか。そこで実態を間接的にではなくて行政として直接把握するという手法を

とっているかどうか。またケアマネージャーなどと直接かかわっている関係者から状況を聞く機会を持っているかどうか。介護に関わる悩み事の相談を受けているかどうか。その点についてお聞きをしたいと思います。

住民福祉課長 お答えします。介護支援専門員、ケアマネージャーあるいは町で臨時職員で採用しております認定調査員等を通じて介護のケアをしておるわけでございますが、それらの情報収集につきましては直接私が参画をしてそれらのご意見をお聞きしているという場面はございません。係の段階であるいはその前段の段階で把握をした上で問題のケースについてはそれぞれ検討をしているというふうに承知をしております。

三浦議員 実態はいま中村課長がお話したとおり、先程も具体的ななどのような状況で重度の状態から軽く移行したかという内容について、具体的な内容は把握していないというふうにお話ありましたが、今もお聞きしましたとおり住民の皆さんが実際に介護を受けながら大変なそうした状況がどういう場面で起きているのか、まあ介護が先程申し上げたように一生懸命努力した上で軽くなつた方、私、先程もデータの中で言いましたが、本来は統計をとつてみましても重度から軽くなるという方は本当に少ない、ほとんどいないに等しいくらいな状況があるわけです。そういう中で今回の改定の中では重い方が軽く判定をされ、また措置制度ということで是非元へ戻してほしいとそう希望する方が多いということが実態であります。そういうことを考えてみますと間接的に関係者から話を聞くだけではなくて、やはり直接ケアマネージャーの皆さんがお集まりになつて意見交換をする場面があるのですから、係、担当者がきちつと行ってそこでいろんな実態をお聞きするという、そういうことが強く求められているのではないかというふうに感じるわけです。是非今後の取り組みとして積極的にそういう場面に出ていってそういう情報収集をし、住民の皆さんがそうした苦難に陥らないような対策を講ずることを念頭に情報収集することが必要ではないでしょうか。是非そうしたことを私は求めるわけです。また介護に関わる悩み事の相談を受けているかというふうに先ほど私質問いたしましたけれども、その点について先程答弁がなかつたように思いますのでお聞かせください。

住民福祉課長 当然あの要介護者の介護保険サービスの利用される方につきましてはケアプランに基づき提供をされておるわけでございます。介護保険制度についてはケアマネージャーによりまして、心身の状態や介護に対する意向等を細かく把握をしてケアプランに反映をしております。まあ反映できない事項についてはケアマネの担当地区会議等で検討を行つて支援をする、要介護者あるいは家族の支援をすることとしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

三浦議員 私はですから今言いましたのは結局行政として住民の皆さんの介護にかかわる実態を直接把握する努力をしていないというふうに受け止めるわけです。そこでやはりこうした例えば先程言いましたようにベッドがなくなつてしまつた、自費負担になつてしまつた、そういう方たちの実態をきちつと把握をしてそれなりの住民の皆さんに対する対策というものを講じなければならないではないかというふうに感じているわけです。この先ほども言いましたが、今まではこの介護保険制度が実施される前は当然町の仕事として担当者が状況を把握していたというふうには私は理解しております。この制度になつて事業者が代わり、ケアマネージャーが入り町がかかわらずとも数字を把握すればいいと管理をすればいいというような状況に陥つたために、本当に住民の皆さんの介護

町長	の実態というものを町が把握をできていないということが現実ではないかというふうに思います。是非その工夫をしていただきケアマネージャーさんの会議に出れば、その直接の実態をケアマネージャーさんからお聞きすることもできるわけですので、そうした住民の皆さんの今介護にかかわる重大なそうした問題について把握をする努力を今後取り組んでいただきたいというふうに私は申し上げているわけでした、この点について町長の見解をお聞きしたいと思います。 まああの今までの措置の制度の時代からこうした介護保険制度に移行したということの中で、従来の措置の時ではこうであったからそのことを踏襲してというわけにはなかなかまいりませんこれは。新しい制度に伴っての対応でございますので、その制度の枠の中でできるだけ努力をしていくということと、今回のこの見直し改正の中で重度になる者、一部軽度落ちる者あると思いますけれども、この辺につきましてもやはりこれはあのきめ細かくですね、実態にそぐわないこの変更はこれはまずいだろうというふうに思っておりますし、その辺よくまたあの郡の判定審査会もありますけれども、その下の準備の情報についてはケアマネなりまた介護支援センターの意見交換の中で積み上げていく問題でございますから、これは正当な評価を得ておるというふうに思っておりますけれども、より一層まあ適正なこの対応ができるように努力をしてまいりたいと思いますし、またあの各家庭のいろんなこの介護についての悩みや問題点もあるように聞いております。従ってあの所管課のみならずですねケアマネージャーや包括支援センターという一つの行政自体の組織もあるわけでございますから、その辺の意思の疎通、意見交換、連携を十分とりながら問題点、課題、もし具体的な対応が必要があればまた必要な対応はしていかなきゃならないというふうに考えてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。
三浦議員	前向きな答弁をいただきました。是非よろしくお願ひしたいと思います。やはり住民の暮らしを守ること福祉の増進を図るのが行政の仕事でありますので、実態をあらゆる方法で把握をし行政の責任を、先に挙げたような事例のような必要な人が介護を受けられないことのないような施策を是非講じていただきたいというふうに思います。町内のある女性の方は認知症の母親の介護をし仕事をしながら、くたくたになって面倒を見ております。時にはショートステイにもお願ひするなどしていますけれども、本人の年金では全く足りずに必死に働いた給料はほとんど介護費用に消えてしまい、何のために生きているのかと思うと言っておりました。長い介護にすっかり疲れ果てている様子です。介護の目的とは一体何であったんだろうとつくづく思うこのごろです。今社会問題となっております老老介護や介護費用のために家族が犠牲になっている実態を把握し、どのような支援が必要か具体的な対策をとる必要があるのではないかというふうに最近とみに感じるところです。介護の認定にかかわる実態調査とともに、そうした家族の抱える問題などそうした実態も調査する必要があるというふうに私は感じているところですが、その点についてどのようにお考えであるかお聞きをしたいと思います。
町長	今も少し触れましたけれども、まあ介護サービス利用者またそのご家族、いろいろあの現実問題の課題も多いと思います。で町としましてもできるだけあの対応をしていかなければならないというふうに思っております。そこであのまあ具体的に要介護者の介護保険のサービス利用につきましては、いわゆるまあ居宅のサービス計画、まあケアプランというふうに申します。これに基づいて提供されることになりますので、この介

三浦議員	護保険制度では介護の支援専門員、いわゆるケアマネージャーによりましてこの心身の状態や介護に対する意向等を細かくまあ各その利用者ごとに把握をしながら、必要なサービスを組み合わせていろいろ調整をしてこの計画を作成をして、そして保険者である町にもそのことが提出をされて、地域の包括支援センター職員によってサービス内容というものを具体的に確認をしてまいるという手法でおります。従いましてあのサービス利用者はあるいは家族から直接その相談のない限り、サービス利用者と家族の抱える問題についてケアマネージャーの業務としての確な把握をし、ケアプランに反映されていかなければならないということで、極力そのまあ申し出と申しますかそうした課題の提供によりましてこれを反映していきたいというふうにこれまでもやっておるわけでございますけれども、これからも更に先程申し上げたように努力をしていかなければならないというふうに思っております。なおまたあのこのケアプランに具体的に反映をできないこの事項等もあるわけでございます。その辺のところがまあ各ご家庭、介護者とのいろんなあの意思のズレというようなことも生じて、結果になってくるわけでございますけれども、その辺についてはあの定例、地区の担当ケアマネージャー会議、先ほどもちょっと課長触れましたけれども、個々の個別のケースの検討を行いまして、要介護者あるいは家族の支援をすることとしておりまして、ご家族以外の方でも介護に関して問題、情報がありましたら是非担当ケアマネージャー、あるいは包括支援センター、これは役場で結構でございますのでご相談いただければありがたいというふうに考えて思っております。以上であります。 是非住民の皆さんの様々なこうした介護に関わる苦難について親身な相談をできる窓口として頑張っていただきたいというふうに思うわけです。そこで次の項目で質問に出しておりますが、社会的に介護をめぐる悲惨な事故が起きており原因を究明をして行政として対策が求められているのではないかなというように私は質問を出しておりますけれども、ただいまも私、例として挙げましたけれども、こうしたことがだんだんだんだん募っていった悲惨な事故も起きているというのが現状ではないかというふうにも思うわけです。そしてテレビやなんかでワイドショーなんかを見ていますと、ほんとによく日々のようにそんな事例も挙がっております。こんなことが投書に投書というか上っております、例えばですね殺意が抑えきれなくなったとき姑がいつものように「なにしとんのよ」と声をかけてきました。いつもになく優しい笑顔でこの笑顔にどれほど助けられたことだろうと涙があふれ姑を抱き締めた、という60歳の女性の方や、この人を殺して自分も死のうと夫の首に手を持っていったときに、夫の口から「おかあちゃん」、その一言で我に帰って手を緩めて、その日から夫の病氣と付き合っていこうと決めたという77歳の女性の方などのお話が載っておりますけれども、やはり本当に介護、今先ほども言いましたけれども介護は社会の全体で担っていこうというような制度となって介護保険制度が生まれましたけれども、実態は今なかなか受けられるサービスが少ない、利用の限度額やまた利用料が払える払えない、そうしたことでもって自宅で介護を余儀なくされるという方も増えております。そういうことを考えますとほんとにあの他所事ではない問題も抱えているのではないかなというふうに思います。そういうことで本当にあのこうした原因、原因というかどんな時にこんな悲惨な事故が起きるのかと、またあのこの前も群馬の渋川で起きましたように、結局まあ安い価格で入居のできるそういう施設に入れざるを得ないという実態もあり、あのような悲惨な事故が生まれたわけです
------	---

町 長 けれども、そういうことに対してどのような認識をお持ちでおるのか、またこれからどんな対策が求められるというふうにお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

三浦議員 まあ今あの具体的な他県での施設の悲惨な事故を例にとられてのご質問でございます。お話のとおり最近群馬県のこの無許可の福祉施設で火災が発生をいたしまして死亡事故が発生したわけでございます。グループホームでございましたけれども、まあこの辺の安全対策の問題につきましてはやはりこの消防法の改正によってグループホームのスプリンクラーの設置が義務づけられておるわけでございます。なかなかあの料金を安くいただいて、施設も安全対策が講じておらなかったということに、今回のこの悲惨に結びついたということがございますけれども、まあそうした具体的な内容を伴って町内の2施設これが関連する施設がございます。「まんてん」さんそれから春日平にあります「道」でございます。これらにつきましては国の交付金事業によって整備をされるように今手続き中というふうに聞いておりますし、またその他の介護に関するこの悲惨な事故防止のための対応ということでございますけれども、個別事案を把握した中で町が指導すべき事項についての確に対処をしまいたいというふうに考えております。

町 長 是非介護の必要な弱者の方またご家族の方が安心して介護を続けられるような施策を今後検討し、そうした立場で住民の皆さんと親密な関係を持っていただきたいということを言っておきます。

町 長 次に循環バスの利用状況と課題についてということで質問をしたいと思います。4月からデマンド方式を取り入れて運行となりました。利用状況と住民の反応また意見などを把握しているのかどうかその内容についてお聞かせお願いします。

町 長 続いてのご質問が循環バスの利用状況、課題でございます。4月から一部デマンド方式を採用いたしまして、それについて利用状況、反応、意見等でございます。4月からご案内のように飯島・田切地区の東部それから西部の2路線が予約制のデマンド方式運行となりまして、病院線につきましては従来どおりの定時定路運行という形になってございます。そこで東部・西部線の2路線につきましては3月まで定時定路運行としてそれぞれ1日5便、時刻表に基づいて町内運行をしまいましたが、4月1日から6便の時刻表の時間によりまして最寄りの停留所を電話で予約していただく、この予約のあった利用者のバス停までバスを直接運航して予約制のデマンド方式という方式になりました。まあこれにつきましてはあの他に予約の利用者がいなければ目的地のバス停まで路線上を直行できるというようなこと、そして路線を全て回らずに短時間、時間短縮ということで路線上であればどこにでも自由にバスを降りることもできるというようなことになりまして、非常にまああの声をお聞きする中では便利になったと利便性が増したというふうに受け止めております。またあの1枚分を割り引いた10枚つづりの回数券を車内販売をしておるわけでございますけれども、これもまあ利用者の皆さんの利便性が向上したということでご意見を承っております。で、今回の予約制やフリー降車、車を降りるこの変更につきましては住民の皆さん利用者の皆さんそして生活交通確保の対策協議会の皆さん、それから実際の運行をしておる乗務員の皆さん等、まあ意見を集約をいたしました結果でこういうふうに方向変更したものでございまして、変更したこの2カ月間の利用者や住民の皆さんのご意見はかなりまああの利便性も増したし、予約せずにバスを待っていてその時間のことがなかなかあの定時に来なんだというような反省も解決されたんではないかというふうなことも承っておりまして、概ねまあ好評に受け

三浦議員

町 長

とめておるところでございます。なおまた反面、予約制になったことで病院線から東西線への乗継が不便になったというご意見もいただいておりますが、更に既存の病院線の役場経由の停留場所もほしいといったようなこと、それから全路線もっと停留所を増設してほしいという一つのそれぞれのご意見もいただいております。まあそんなようなことで集約をしておるところでございますけれども、4月からこうした運行に切り替えて現在までの運行日21日を振り返ってみますと、利用者数が639人、それから5月の運行日数18日、4月が639人、5月が18日で利用者592人となっております。で路線利用者の割合では予約制の東西線がそれぞれ15%、定時路線の病院線が70%というような数字でございまして、昨年の同時期と比べると1日の利用者、5月が少し落ち込みましたけれどもこれは連休運行の問題ございましてあの運行しなかった経過もございますので、平均いたしますとこれまで2－3人全体的に増えておるとこういう統計のデータが出ておりますのでご理解をいただきたいと思います。

町 長 ただいま利用状況をお聞きいたしました。また寄せられているご意見についてもお聞きしたわけですが、私、委託業者の方の予約を受けている方から様子をお聞きに行ってまいりました。4月になってまあ前年度よりは利用者が減っているという感覚を持っておいでのようです。であのその方のお話しではなかなかデマンド方式ということについての理解が難しいのではないかと、要するにあの私お聞きしたのはこうデマンド方式になった路線で反応はどうかというふうにお聞きしたのでこのようなお話になっているわけですが、まあそういうこととそれから以前は利用をよくしていたけれども自分で予約をすることができなくなったために利用できないと、そういう方がいるのではないということも言われておりました。また自分だけのためにバスを呼ぶということにちょっと引け目を感じるという方もおいでのようです。それから私が直接住民の皆さんからお聞きしている中では、デマンド方式にするにあたって、まあその方たちの利用者の方の意見を直接聞いてもらえなかったというふうに言っております。そういう方がおいでになりました。次に週に決まった日に来てくれた方がいいと、まあ予約をしなくていいということだと思わうんですけども、それだと医者や買い物はその日に合わせて行けばいいのだからというお声でした。また90歳過ぎのおばあさんに自分で予約しろというのは無理だと、今までは本人が自由に自分の行きたい時にバスを使って街に出かけていたが、出かけなくなってしまったというお声も聞いております。それからまあ4月になってデマンド方式になった直後ですけども、バス停でさんざ待っていたら通り掛かった人に「頼まんとバスは来んに」と言われたと、そんなことを全然聞いていなかったという話が1人ではなく複数の方から似たようなお話をお聞きしております。ということでいくつも言っているとまだまだ切がありませんけれども、そんな声があるということ承知をしておいででしょうか。交通弱者の方に気軽な交通手段として利用してもらうことがこの循環バスの目的のはずであります。また運転手さんにとってはやりがいのある仕事として運行をしてもらえることが私は大事だというふうに思っております。そこで今後の見直しには直接利用者の声が議論をされるような配慮が私はされるべきだというふうに考えておりますけれども、次回の運行の見直しまでにどのような準備をするのかお聞きをしたいと思います。

町 長 まああのデマンド方式を導入してスタートしてまあ2カ月あまりということで、今あの私から申し上げた意見、それぞれの利用者の意見、また三浦議員からも言われた意見、

それぞれいろいろあると思います。でまあその辺を集約してさらに次のまた改正につなげて、少しでも多くの方に利便性のある循環バスにしていかなきゃならないという形で取り組んでまいりますけれども、とりあえずまあ当面の一つの考え方として7月1日から、まあちょっと1日と時間はずれるかもしれませんが、予算で認めていただいた実質的な容量のバスに切り替えてまいりますのを契機に、今までのこの循環バスという名称を「いいちゃんバス」というふうに名称を変更をして、更に親しみのあるまた対応をしていきたいということでございますので、その辺につきまして今これからそのことに向けて今いろいろと下検討をしております。総務課長の方から具体的にちょっと申し上げたいと思います。

総務課長

それでは補足説明をさせていただきたいと思いますが、今までにもいくつかのあのご意見いただいております、できることは改善しておりますし、その他のことについては今後いろんな委員会等にもはかりながら検討していくということで、まあひとつ主な点をいくつか挙げてみますと、まずあの予約制やフリー降車の内容について十分理解されていないというような意見が寄せられておりまして、何度もPRもしてきましたけれども、再度時刻表などを配布したりまた各種の広報手段を通じまして十分に周知できるように努めてまいりたいというふうに思っております。また予約制になったことで病院線から東西線へのこの乗り継ぎが不便になったという点がありまして、その点につきましては4月から当分の間でありますけれども西部線、東部線とも乗り継ぎの場所が飯島駅になっておりますので、当分の間バスがそこで待機するという方法で、まあ本来であれば予約をするということですがちょっと当分の間はそういう措置をいま講じているところでございます。それから病院線の関係で役場経由の停車場が欲しいといった意見も寄せられておりましたけれども、7月1日から役場経由での運行ということになります。それからまた停留所を増設してほしいという意見がきておりまして、この点については22カ所増設する予定にしております。で今後の運行の見直しにつきましては予約制に運行した後の利用者の住民の皆さんの意見、それからいまでもお客さんから寄せられた意見、要望、それから住民の皆さんの利用者の皆さん、それから乗務員の皆さん、一度5月の末にそういった意見交換を行ったりしてもおりますので、そうしたいろんな意見を集約いたしまして生活交通確保対策協議会、ここに諮りながらみんなで利用率の向上、利便性の向上についてまた検討をし、改善するところがあれば改善をしていくという形で皆さんの意見をもとにまた改善を図る努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

三浦議員

ただいま準備についてお聞きをしたわけですが、例えば中川村ではこんなふうに冊子を皆さんにお配りしてとても分かりやすいというようなことでやっておりますので、いろんな工夫を是非していただいて利便性に心掛けていただきたいというふうに思います。また地域のそうした皆さんに分かりやすい説明を是非求めていきたいと思ひますし、今もお聞きしますと4月1日からの運行については見直しもされるというふうに思いますが、またその先は長いというか1年後というようなふうになるのでしょうか。見直しの期間についてお聞かせをいただきたいと思います。それからもう一つ付け加えておきたいのは先だって駅前ですと夕方時間駐車場で見えておりましたら、飯島町の循環バスは電車の前に3台ともいなくなってしまいまして、中川村の巡回バスは電車が来て生徒さんが大勢の方が降りましてそれからバスが来まして10人ほどの学生さんが

町長

乗って帰っていかれましたが、やはり電車との乗り継ぎということについては大変な配慮が必要ではないかと思ひますのでその辺も配慮をお願いしたいというふうに付け加えておきます。時間がないので次の質問に移りたいと思ひます。

協働のあり方についてということで質問いたします。協働のまちづくりは住民が自分たちのできるところで行政任せにしないで自分たちでできないだろうかというところで、まちづくりへの住民の参加がするという形と考えております。今あらゆる分野に協働が求められるようになっております。まあ多少大変な仕事であっても自分たちの力で何とかできそうと思ってしまうこともありますし、また内容や技術者が居る居ないなどによってもできる範囲というのは大きな違いが出てくると思ひます。またそのための労働や費用の負担にも違いが出てくるのではないかとこのように感じておるところです。また更に危険なこう作業を伴うというものについてもまた問題があるのではないかとこのようにも思っているところ。このように点で協働のまちづくりで使われる協働として住民の皆さんの力に頼って行くことを可能というふうにする事業の内容と範囲が、私は実際現場、現状を見ていてあいまいではないかというふうに感じているところ。すけれども、どのようなところでその判断をしているのかというところをお聞きしたいと思ひます。

協働ということのあり方についてこの協働を進めていく事業の範囲と取り組み、判断ということかと思ひますが、現在のこの5年間後期中期総合計画の策定にあたって、真のこの住民自治を展望しつつ、町民の知恵や技術それから主体性を生かした協働によるまちづくりを進めていくためには、町民と行政が協働の考え方やそれから基本原則、役割分担などについて理解を深めて、この共通の認識を持つことが不可欠ということの考え方の中から協働のまちづくりの基本指針というものが定められておるわけでおるわけでございます、これを共通のいわゆるまあガイドラインとして協働のまちづくりを進めておるところでございます。でこの基本指針において協働ということについて町民と行政がそれぞれの役割を認識をして、目的達成のための良きパートナーとしてお互いのよりどころのパートナーとして協力しあって取り組むことを、これがまあ大前提でということ。でまあ定義をされておるわけでございます。従ってこの協働のまちづくりの理念のひとつとしては、町民と行政はそれぞれの役割分担を明確にして、自助と共助それから公助によりお互いに補完をしながら町民が主導して行政が支援するというこの構図の町民主体のまちづくりを進めるということに基本理念でまあしておるわけでございます。今お話にございましたように、なかなかあの実践面ではまだまだこれが緒にいたばかりで、その実効性もなかなかまだまだこれからということがございますけれども、半面2年あまり経過をいたしまして、非常にまあ各地域の地域づくり委員会をはじめ、新たな農地・水・環境の事業の取り組みも含めてですね、いろんな地区独自のイベントなんかの開催それぞれ、大変まああのこの2年間の中では思った以上にこのいろんなメニュー的には取り組んでいただいております。ではないかというふうに、そのご努力に対してほんとに感謝と敬意を申し上げておるところでございます。であの質問のようになかなかその内容的にはあのそれぞれまあ自助、自分のことは自分で、共助、組織団体でできることはまあお互いに助け合ってと、それからまあ公助、いわゆる行政が主体で自ら責任を持つと、まああの住み分けがいろいろあるわけでございます、その内容を各まあ取り組むメニューごとに指針の中でまちづくりのこの役割分担の例という形で

	示してあるわけでございますけれども、まあ一部このとおりに行っておる部分と、まだそうでない部分とありまして、これはあの三浦議員もご承知のとおりでございます。特にあの危険を伴うような仕事についての住民協働っていうものは、その後の万一の結果を伴う事情もございますので難しいと、特にあの車の運転の問題、それからいろんな機械を扱うというような問題、その他まあ危険負担もあろうかと思いたすけれども、十分またあのそれぞれ取り組む地域のいわゆるパートナーと言っておりますけれども、皆さん方と協議をいただいて、で町が手を差し伸べてそのリスク回避をしなきゃならない部分についてはまた町の方とも相談をしながら進めていっていただくということで、これだという型にはまった形でなくてですね、取り組んでいただきたいとこのようにお願いをしておるところでございます。以上であります。 三浦議員 次の質問をする時間がなくなりましたので、この件についてはまた次回に持ち越しをさせていただきますがお願いいたします。以上で質問を終わります。
議 長	ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後１時３０分といたします。休憩。 午後１２時０７分 休憩 午後 １時３０分 再開
議 長 ５番 堀内議員	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 ５番 堀内克美 議員 それでは今議会最後の質問者となりましたが通告に従いまして一般質問を行います。質問時間が控えめにしておりますので答弁につきましてはできるだけ簡潔によろしくお願いいたします。先ず初めに官民一体となった協働のまちづくりについてお伺いします。平成１８年３月に策定されました中期総合計画のこれからのまちづくり重要戦略のひとつとして、協働のまちづくりが掲げられております。計画の中では協働のまちづくりが必要な要因として２つ挙げられています。１つは地方分権の中でこれまで以上に住民参加による個性あるまちづくりが必要なこと、２つとして持続可能なまちづくりを進めるため簡素で効率的な行政運営による財政基盤の確立が必要になったこと、とあります。協働のまちづくりの究極にあるものは、町民の意思に基づくまちづくり、まあこれは住民自治の確立、まあそういうふうはこの計画では言われております。 そこで幾つもの団体がこの合言葉のもとにボランティア活動と称しましてまちづくりを進めておるところであります。ボランティアの協働のまちづくりもひとつの方法だとは思いますが、地域や団体の役員、議員、役場の職員、など顔を会わせる皆さんはほとんど同じようなメンバーであります。住民自治の確立のための地域づくりにはちょっとなじまないのかなあと私は思います。町が目指す協働のまちづくりは地域における協働活動が定着してこそ住民自治の確立という効果が見えてくるものと考えます。またこの協働のまちづくりとは、昭和３０年から４０年代ごろまでわれわれの先輩たちが道路改良、用水路改良等を地域の住民の共同作業で行った歴史があります。まあこのことの現代版として過去に学んで復活した活動ではないかなあとまあそんなふうに思います。そこで町では地域の共同活動を推進するため４区にそれぞれ地域づくり委員会を設立し、
	町 長

地域での協働活動の推進を図っているところだと考えます。私も田切区会議員を勤めておりますが、田切区は従前から総務、建設、水利、そういう各委員会を構成し、山林の管理だけでなく区単独で道路補修や水路改修も行い、公民館活動以外の田切の地域内のことは区会と耕地総代をはじめ地域の役員と連携をとって行っておりまして、なんとなく地域づくり委員会は屋上屋的な存在のようなふうに私としては感じているところであります。

さて質問の本題に入りますが、地区耕地担当職員制度については中期総合計画に掲げられてあります計画のキャッチフレーズ、「みんなでつくる自然豊かなふれあいの町」づくりの切り札として始まったものと思われます。私も４年前から田切区会議員としてお世話になっておりますが、この４年間で地区担当職員ということで区の会議に顔を出していただいたのはただ１回のみであります。まああの地区耕地担当職員制の資料から見ますと、地域から要請があつての活動が主なようなふうになっていますから、こちらから要請しないとうまくそんなようなことが出来ないのかなとは思います。今年の４月に区長さんから職員の耕地担当制の資料が配布されました。その資料によりますと各耕地に２、３名の担当職員が配置されており、保育士等の専門職員も同じように配置されております。新任議員研修での総務課長の話では全職員が地区担当耕地担当となっているとのことですが、役場内の職員でも部所が変われば行政事務の内容がわからないほど現在は事務が複雑化細分化されている中、専門職の皆さんはその専門分野についてお願いしたらどうでしょうか。そんなふうに私は思います。また現在の役場職員は非常に多忙であるということでもあります。負担軽減のことも考えて耕地担当職員１耕地１名が２、３年くらい担当したらどうかとそんなふうに思います。そしてもっと地域や耕地の中に入りまして地域の住民の皆さんに顔を覚えていただき、行政と地域のパイプ役としてきめ細かな連携をとるようにしたら、役場と住民がもっと身近になるのではないのでしょうか。また職員の耕地担当活動に対する手当等についてはどんなふうになっているのか、この２点についてお伺いをいたします。

それでは今議会一般質問の最後の質問者であります堀内議員の質問にお答えいたします。大きくは官民一体となった協働のまちづくりの中で、まず地区耕地担当制度についてご提案も含めてご質問をいただきました。お話にございましたようにこの町では住民と行政のこの協働によるまちづくりの具体的なまあ取り組みのひとつとして、区長さん耕地総代さんをはじめ多くの皆さん方のご意見をお聞きしながら、平成１７年の８月から職員の耕地担当制度を導入して、正規職員全員を各耕地自治会の担当として課長職については各地区の区の担当者として進めておるところでございます。でまあご承知かと思いたすけれどもこの制度の目的は大きくは３つに分けてその目的としておるわけでございます。ひとつはお話にございました住民自治の推進の部分、２つ目はこの自治活動の推進支援のこと、それから３つ目には職員自身のまあ意識改革を伴ったこの育成という部分にございまして、更にこの同時に職員の役割として７つほどの方向付けをしておるわけでございます。１つには地域と行政のつなぎ役を務める、２つには情報の収集と提供を行うこと、そして３つ目には耕地宛て等の文書の配布、收受、それから住民からの役場宛ての文書の受け取り、必要に応じて地域主催の会議等に同席をしてコミュニケーションを図ること、それから自治活動そのものをまあ支援する、まあその他あの目的のためにいろんなことが考えられておると、でまああのいろいろこれに対する考え方も

広く住民の方からご意見を寄せられておりまして、過去に2回にわたって総代さんや自治会長さんに対するアンケートを行いました。その意向を確認する中でこれまで改善すべきことは改善をして制度を今現在継続しておるわけでございます。でちょっと申し上げますと20年度の調査では、耕地担当制の必要性については必要であると、どちらかといえば必要であるという方が合計およそ8割に上ってございます。そしてこの担当制度の効果については効果があった、あるいはどちらかといえば効果があったと合計しますと52%、効果ありというふうに回答をいただきました。効果なしというふうに答えられた方も37%ほどあったわけでございます。で耕地の担当制度に期待するものをそれぞれ複数的な部分も含めてお聞きしたところ、多い順にはやはり地域との行政とのつなぎ役を果たしてほしい65%余り、それから自治活動の支援をしてほしいやはり65.8%、それから文書の配布等効率的な事務行政の運営ということが63%余り、これらが上位を占めていずれも65%以上の方がその効果に期待しておるというふうに答えていただいております。なお自治活動の支援としては様々な支援が考えられることからアンケートではいくつかのケースに分けて調査しておりますけれども、まあ65%余りというふうに高くなったのはやはり何かあった折、特にまあ災害の連絡を受けた場合の危険箇所や災害の弱者の把握であるとか、それから関係機関への連携連絡等の自治組織そのもの、まあ区なら区、耕地なら耕地のその組織の対応を連携を含めてサポートするということが多かったわけでございます。でこの調査はあのその発足直後の翌年の18年度にも行っておりますが、まあほぼ同じ同様な傾向にありました。まああの各地域でいろいろとあのとらえ方もありますし、なかなかあの地元からの要請がなくてこちらから一方的に出かけていってというの、いろいろまあ渉外的な考え方もございまして難しい面もございますけれども、やはりこれはあの是非ひとつ地域に活用をいただくという前提の中で、今申し上げたそれぞれの職員の質向上、それから開かれた行政と地域とのパイプ役を果たしてもらうということでやっておりますので、ご活用いただくと同時に職員にも積極的なその対応をするようにということで支持をして現在おるところでございます。であのご質問にもございましたまあご提案と申しますか、全職員が例えばまあ保育士も含めてこの地域の担当者として行くのはいかがなものかという形でございます。確かにあの保育士以外でも役場の組織の中にはいろんな仕事をしておりまして、現場の問題それから教育、ソフト・ハードの問題まあいろいろ担当が分かれておりますので、そのことを持って担当者が全てのオールマイティーで全部そのことを掌握してお答えしたりお繋ぎしたりということはなかなかまいりません。主にはまあこれは職員自身の一つの意識の高揚ということと、行政の果たすこのパイプ役ということもございしますので、あの若干地域にとってはご迷惑をかけておるというふうにはお感じになる部分もあるかと思いますが、そんな考え方でございますので、全職員が同じ意識を持ってまあ対応させていただいておるということでは是非ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。個々の問題についてはまたお繋ぎをしてまた専門的な回答なり取り組みなりはしていかなきゃならないということでございます。

まあアンケートの結果では約3分の2の皆さんが効果があるというふうにお答えになっているということです。私もこのことは否定するわけじゃなくて、むしろ役場の職員の皆さん忙しいから1人くらい耕地担当は1人をお願いしたらどうかと、また地域としても1人ならその人をお願いすればいいということではっきりわかるんで、そのこ

とを是非やったらどうかなのということでご提案申し上げましたのでまた今後ご検討できたらお願いしたいと思います。

続きまして耕地未加入者対策についてをお伺いします。今年3月現在の飯島町の世帯数はまあこれは広報配布戸数から見ておりますが、3,553戸、日本人世帯が3,181戸、外国人世帯が371戸であります。この内で組外が695戸、約20%に上ります。この内仮に外国人世帯の皆さんが全部組外と想定しましても日本人世帯でも324戸、約10%の方が組外に当たります。こういうことになると区への未加入者は耕地の未加入者よりさらに多くなると思われます。この耕地未加入者の皆さんに如何にしたら組織に加入していただけるかが協働のまちづくりが定着するか否かの大きなポイントではないかなとまあそんなふうに思います。耕地という呼び名につきましては転入者がどのように感じているのか、これにつきまして新任議員研修の際、住民福祉課の窓口担当の係長にお伺いをいたしましたところ、どうもその外から来た皆さんは耕地ということが農地のことを指しているのではないかと、まあそんなふうに思われる方が多いようです。でそういうことになると耕地っちゃうのは農家の皆さんの組織だと勘違いをしている人もおるようで、どうも耕地っちゃう名称の印象が極めて転入して来た皆さんには悪いようです。町部の皆さんももしかしたら違和感を持っているのではないかなと、まあそんなふうに思います。新しく町民になった皆さん達に地域の組織加入を進め、協働のまちづくりを進めるためには名称を自治会、地区、例えばであります、そんなような名称に変えたらどうかと、どうも耕地っちゃう名前使っておるのは飯島町だけではないかなというふうに感じますので、まずそこをお考えをいただけたらと思います。

協働のまちづくりは地域 みんなが協力して、地域でできることは地域が行うということでございます。基本計画では先の質問者に町長がお答えしましたが、自助、自分でできることは自分で行う、共助、地域でできることは地域で行う、そうあります。それで自助・共助でできないことは公助、公助ってというのは公に助けるという字を書いて公助と言いますが、ということで行政、町がそのことは補完するというふうに計画書の中に明記されております。現在、区・耕地で地域の組織加入についてお願いしておりますが、なかなか加入していただけません。この際にこの公助ということで町の方が積極的にこのことを推進していただけたらと思います。まあなかなかこれも時間のかかる問題だと思います。ちょうど次期基本構想策定の時期でありますので、これらのことも含めてお考えをいただきたいということでお伺いをいたしたいと思います。

協働のまちづくりを進めていく上でどうしても一つのまあ隘路と申しますか課題になっておるのがこの耕地未加入者対応の問題でございます。大変まあ頭を痛めておるわけでございます。で当然のことながらこの耕地や自治会、区もそうでございますけれども、私たちがこの地域で日常の生活を営んでいく上で基本的な組織であるこうした組織に町内の同じまあ生活、町の一つの活力ある町の一員として求めていく一員としてまあお願いをしており、そうしたやっぱり加入していないということについてはいろいろな面でまあ支障もあるということでお話のとおりでございまして、何としてもこれは是非少しでも加入組織して一緒になって、そのことが協働のまちづくりの一つの方向にということであやっておるわけでございまして、現実にはなかなか厳しいという状況にございまして、まあそんなこともございまして前々からいろいろと検討もしたり、また当議会の

中でも質問も再三いただいております。一度まあ大々的にこの未加入者の意向を調査してみる必要があると、それで生の声を集約し、それから現実に私自身も出席をしたこの未加入在住者のこの懇談会もいたしまして、まあ出された意見はいろいろ千差万別でございます。ちょっとその内容につきましては総務課長の方からまとめてご報告をいたしますけれども、いずれにいたしましてもこれはあの未加入解消ということで町の窓口もそうでございますし、それから区長さん総代会にも通じていろんな対策、知恵も出していただきながらやっておるわけでございますけれども、飯島のみならず各町村とも非常にこの問題苦慮しておりまして、なかなかこれはあの特効的な判断措置ができないというのが実状でありますけれども、やはりこれはアンケート調査等の結果を踏まえましても、やはりこの迎えていただく環境といいますかムードといいますか、そういうその受け入れていただく側のひとつのまた考え方も是非足を向けていただきたいと思ひますし、それから町もまあ今公助というお話の町の責任部分もございますので、従来から窓口指導もいろいろまあやっておりますけれどもなかなか最終的にこの条例や規則で縛ってというような、こういうわけにはまいりませんものですから、難しい点がありますけれども、引き続き地域の方といい提案を申し上げながら、まあ地域によってはもう具体的に歩を運んでいただいているとお話合いもしていただいておりますというふうに、ありがたい行動も活動もいただいておりますけれども、是非また繰り返し進めてまいりたいというふうに思っております。

それからそのなかなか地域に入りにくいということの中で、耕地という呼称についてのお話がございます。まあこれにつきましても堀内議員ご承知かと思ひますけれども、今の現在の第4次の総合計画を立てるときにやはりこの問題が提起をされまして、いろいろとあの素案についての地域懇談会やらそれから基本構想審議会やらでかけて議論をしたわけでございますけれども、なかなかこれはあのそれぞれの特に各耕地の地域の歴史もあり実状もありというようなことで、また中心部もあり本当のまあ中山間農地を抱える地域もありということで議論を重ねてまいりましたけれども、最終的に合意形成ができませんでした。当面この形で継続ということで今日に至っておるわけでございますけれども、やはりあの最近のいくつかの耕地はもう自治会というふうに呼んでおる、自らの呼称で呼んでおる地域もございますし、それから最近の特に若い者、転入者等もみまますとアンケートの中にもちょっと違和感があるということも十分承知しておりますので、もう一度これはひとつ議論をし直したいというふうに思ひます。具体的にはあの基本構想審議会、いわゆる屋上での議論ではなくてですね、当然これはあの素案作成の段階から地域に入ったり、またいろんな団体やら皆さん方と議論のコミュニケーションをしまっているわけでございますから、そこにまあ投げかけてもう一辺まあ白紙から議論をし直したらというふうに計画をしておりますので、是非ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

それではあのアンケートの調査結果について私の方から補足説明をさせていただきたいと思ひます。耕地未加入の課題についてはその原因を探ることによって何かその解決の糸口が見いだせるのではないかとということで、平成20年度に耕地未加入世帯の世帯主を対象にいたしまして調査を行ったところでございます。この調査は20年の8月1日現在の住民基本台帳に基づく日本人世帯3, 145世帯のうち、耕地等の自治組織への未加入世帯が325、コンピューター上ではそのように整理されておりましたので、

この325世帯について調査を依頼したところでございます。その結果69名21%の方から回答をいただいたところでありまして、ちょっとあの回答率が悪かったわけでございますが、これをもとにしていろんな分析を行ったところであります。その69名のうち28名の方につきましては既に自治組織に加入しているという回答でございました。このことを考慮しますと未加入世帯325戸のうちまあおよそ60世帯は転入や転居の届け出以降に自治組織に加入されているものと思ひれますし、またあの今、親と同居しておりましても世帯分離によって世帯を別にしてはいる家庭もおりまして、実質的には耕地に加入しているという実態にある世帯もあるものと思ひれまして、この世帯を除きますと未加入世帯は約260世帯くらいのかなと想定されます。またあの県営住宅とか民間アパートにまあ居住されている方々がおおよそ110世帯あるということがわかっておりますので、実質的この110世帯を引きますと自治組織への未加入世帯は110世帯くらいになるものと思ひれまして、大体全体のまあ5%くらいかなというふうに想定をしているところであります。でその原因についてその理由を多い順に見てみますと、過去に加入していたけれども耕地とのいろいろなその問題があつて脱退したという方、そして2番目に多かったのが仕事等の関係で日曜日とか平日不在であるというようなことから加入していないっていう人、それから加入金とか毎月の耕地費が高額だから加入していないんだという理由、それからまあ親とまあいろんな個人的な理由があつて世帯分離をしていて自分は加入していないとか、高齢者のために加入していないんだとか、あるいは勧誘の際に説明や対応が悪かったので加入していないんだというような理由が挙げられております。この調査結果につきましては区長さんや耕地総代さんにその資料をお渡ししてありますので、まあ耕地としても課題を検証していただきまして、対応できるところはお願いしていただきたいということで資料を申し上げてありますので、まあ行政もPRしていきますし、地域としてもできることは対応していただきたいというふうに思ひます。以上でございます。

町長のお答えでは今度の基本構想の中でも名称については検討いただくということですのでまあそのようにお願いをいたしたいと思ひます。もっと突っ込んでいきたいところですが時間がありませんので次の方に移らせていただきます。

次に当面の問題として耕地未加入者の共同作業への参加要請についてをお伺いしたいと思います。耕地等の自治組織では道普請、井ざらい、道路や水路の草刈り等の作業を地域の皆さんの労力奉仕で行っております。地域の組織に入っていただくのはまあ個々の課題としましても、当面組合の皆さんにも作業を手伝っていただいたらどうかと、そのことを耕地担当職員等を通じてお願いしたらどうかというところでございます。都会のマンションだとか団地とかそういうところでも当然自治会という組織がありまして、自治会費の徴収、あるいは役員、それらをその団地の中の皆さんがやっておるわけです。組外のみなさんもし都会におられてもそういうようなところに多分入っていたんではないかなと思ひます。それからこちらへ来まして道路とか用水路は当然通行上あるいは雨水排水なんかで水路なんかは当然利用をされております。さっきも言ひましたが耕地担当職員と地域が連携を密にして耕地行事等を、まあ総代さんから直接というとなかなか未加入者も難しいところがあると思ひますので、町が中間に入って連絡をしていただいで出て来ていただくようにしたらどうかとそんなふうに思ひます。これで参加をしていただければ地域の皆さんとのつながりができてきますので、飛んでいくように

町長	はいきませんが、耕地加入が推進できるんじゃないかなとまあそんなふうに思いますので、参加要請については地域でなかなかできないということです、行政の方で一肌脱いでもらって連絡をするについてのことを町の方で行っていただきたいとまあそんなふうに考えますのでお伺いをいたしたいと思います。 まあこの問題につきましても未加入者の一つの気持ちの中にある問題かと思います。地域の皆さんまあ区長さんなり総代さんが言ってもなかなか難しい、行政でやって道が開けるといってもなかなか思えませんが、中には懇談をしてみますと本来これはあの道の管理、美化作業、あるいはゴミの処理というのは行政が本来この税金を払っておるこの予算の中からやるべき問題だという、もう本当に割り切った意見を堂々と述べる方もおりまして、なかなかこの地域に溶け込むには大変だなという実感を強くしておるしておるわけでございますけれども、まあそういう難しさがございますので、まあ耕地担当者を通じてというようなことで、なかなか担当者がそのことを介してできるかどうかはまたいろいろ課題も多いと思いますけれども、もう一度まあそうした面に少し思いをひとつ持っていったってですね、検討させていただきながらまた地域の各責任者の区長さんや総代の皆さん方と、どういうことで進めていけるかっていうことをひとつ課題にさせていただきたいということで、今日そうさせていただくということはちょっと申し上げる段階ではないもんですからご理解いただきたいと思います。
堀内議員	私も難しいことは十分承知のうえでの質問でございます。まあ課題として考えていただけるということですのでよろしくお願いをします。 次に2つ目の竜東線の早期着工と周辺整備についてでございます。まずひとつとして詳細設計の早期地元説明についてをお伺いをいたしたいと思います。主要地方道竜東線は村井知事になってから平成19年度に事業凍結が解除され、ルートについても大幅な変更がされまして、中平から田切地籍の国道153号伊南バイパスに接続することになりました。今年の3月には地元耕地であります中平、南割、関係の皆様と地権者の皆さんにルートの説明があり、詳細設計を行いたい旨の話があり皆さんも了解をしておるところでございます。この問題は4区からの陳情の中にもありますが、現状どんなふうになっているかその点についてお伺いをいたしたいと思います。
町長	それでは2つ目のご質問の竜東線の早期着工と周辺整備ということに関して、詳細設計の早期地元説明を含めた現状について申し上げたいと思います。この竜東線につきましては堀内議員も地元の区会議員の一員として、また地域の区長さんはじめ各地区の皆さん方大変まあご心配をおかけし、お力添えをいただいておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。この竜東線につきましては今お話にもございましたが平成10年にルート発表が行われまして、平成12年4月に1期工事として駒ヶ根市吉瀬から中平間の840メートル事業着手をされ、昨年3月にはご承知のような吉瀬田切大橋の開通式が行われて供用開始をされておるところでございます。また中平地籍からの先線につきましては、地元の地権者、期成同盟会をはじめ地区の皆さん方のご理解により伊南バイパスを活用する方向で現南割集会所交差点へ接続することが了承をいただいたところでございます。当初のルート発表から変更してこういう形になってきたわけでございますが、で中平から南割バイパスの国道バイパスの交差点までの約1キロメートル強の区間の今後の予定でございますが、南割集会所から北側をトンネルで中平へつなぐという計画になっておりますので、工事の手順とすれば南割から中平へ

堀内議員

町長

向けて工事が進められるということになるかと思います。まあそうした中で本年21年度中に南割地区の詳細設計と用地買収が県の単独事業で行われるという予定になりまして、合わせて22年度全線事業化に向けて県で事業を推進をいただいておりますので、22年度に事業化されますとトンネルから中平地区の間の詳細設計が行われまして、用地が確定をされることになります。また中平と南割地区について事業着手に若干の時間差ができることを今申し上げましたけれども、状況をご理解の上ご協力いただきたいようお願い申し上げます。まあこうした状況の中で町といたしましても一刻も早く開通を望んでおりまして、県との連携を密にしながら地元の皆さんへの説明、また地元要望をできるだけまあ反映できるように伊那建設事務所とも十分打ち合わせの上、地元説明会を開催をしまいたいと思います。このように竜東線中平先線につきましては県へ早期事業化早期着工について強くまあ働きかけを行いまして促進を図ってまいりますので、地元関係の皆さん方の一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。以上であります。

既にご案内いただいておりますが7月2日に地元説明会もあるようですので、是非鋭意町長の方で努力の方をお願いをいたしたいと思います。それから関連しまして伊南バイパスに竜東線が接続となりますので関連していくつかお伺いします。田切区内の伊南バイパスルートは郷沢川から中田切川まで田切地籍で約2キロという距離であります。南割から北河原を経て駒ヶ根市に接続する間約1キロ、北河原のところは約高さ30メートルから40メートルという長大橋が架かるということでありまして。竜東線が接続するところが田切では唯一の概ね平面交差となる場所であります。また用地買収により残地は両事業ともほとんどが不整形となると思われます。中には田んぼの真ん中を道路が通過して両側にまあ小さい不正形なところが残る、まあそんなようなことがありますので、これらへの対応も是非ご検討をいただきたいと思います。それから飯田国道事務所の担当官の話では田切区の地権者皆さんは非常に協力的で用地交渉も予定より非常に早く進んだと、20年度中には概ねのメドが立ったと言って非常に喜んでおりました。地元ではこの協力的な田切地域に何か残していただきたいまあそんなように考えます。バイパス工事、県道工事どちらの方でも結構ですが、是非その唯一平坦な地域に例えば道の駅のような地域に元気の出るような施設を町としても考えていただきたいと、田切にはほとんど公共的な施設がありませんので、是非そんなことをお願いをいたしたいと思います。また竜東線が伊南バイパスを経由するのは道路の規格としては不自然ではないかなと思います。それで既存の国道153号、田切の駅の東ですがそこまです県道として延伸していただけたらどうかということをお伺いをしたいと思います。町長は主要地方道竜東線期成同盟会の会長をお務めにもなっておられますので、そこらも含めてお伺いをいたしたいと思いますのでよろしくお願いをします。

153号のバイパスを含めた周辺整備、それから地形が変化する田形(たがたち)等の対応の問題、それから更にこの幹線網が大きくまあ様変わりするというようなことへに対する、このどういうふうこれをとらえていくかということになりますが、田切地区に計画されておりますこのバイパスそれから主要地方道の竜東線につきましては、地形の関係上圃場や宅地を斜めに横断をする計画の部分がかなりまあ多くなっておるというふうにご指摘のとおりでございます。でこれらの不整形地残地につきましては希望によって町が仲介をしながら、この不整形の残地の集約斡旋を行ってまいりたいと、合意が得

議 長

議 長

られた土地については売買の上ある程度の面積の土地として集約をしまいたいという考え方で今現在検討を進めております。竜東線につきましてもこれから用地が買収が進められていく中で、不整形地残地の集約について同じように町で調整を行ってまいりたいというふうに思います。それから伊南バイパスの南割地籍につきましては田切地区では唯一この平面交差的な交通の交差箇所になりますので、今後におきましては沿線地権者による景観形成の問題、それから土地利用の住民協定のあり方の問題、また田切地区の地域活性化に向けての地元の皆さんの要望等をお聞きする中で、民間活力への期待も含めましてですね、共々に検討をしまいたいと思っております。同時にあの具体的には次期長期構想、これも先ほどとあれと関連してまいりますけれども、この中には土地利用計画の飯島町計画というものを、主要幹線道路網を伴っての土地利用計画を定めなければなりませんので、そうした幹線道路網計画の合わせた中でひとつ検討をさせていただいて、できるだけまあ地域が単なる通過交通にならないような形の中で、これはまああの全体的な飯島下在の１５３、堂前線アクセスの周辺もそうでございますけれども、土地利用計画を全面的に見直して位置付けする中で対応してまいりたいというふうに今思っておるところでございます。

それから当然まあこれらの工事が進むにつきましては、作業用道路等との関係もなっ
てまいりますけれども、いずれにいたしましても今あの追引の駅の下の追引南田切線と
いうふうになりますか、それを改良をして交差点の改良工事、それからその左右の先線、
竜東線と、いう形でどうしてもご協力をいただかなきゃあならないという形で、いま
内々の計画を進めておりますけれども、そういたしますとやはり今度のこの既存の１５
３、今の国道のまた流通交通体系というものも大きく様変わりするのではないかとい
うふうに思っておりますし、１５３の交差点からまた竜東へ向ける車の車両の動きとい
うものも大変大きく変わってくるというようなこともございますので、まだちょっとはっ
きりした考え方では申し上げる段階ではございませんけれども、私も今お話の同盟会の
会長の立場でもございます。少しその幹線網の流れをこう整備するような計画の中で、
県や国とも話をし、近くそうした課題について三者協議を進めていくという段階でござ
いますので、もう少しひとつ時間をいただいて、またそういう形になれば是非また地元
のご意見も聞いてまいります。よろしくご協力をいただきたいというふうに思います。

時間です。

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 ２時１２分 散会

- 平成21年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）
平成21年6月19日 午前9時10分 開議
- 1 開議宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 請願・陳情等の処理について
- 日程第 3 議会閉会中の委員会継続審査について

- 平成21年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）
平成21年6月19日
- 追加日程第1 発議第 7号 雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第 8号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第 9号 35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第10号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

- 1 町長閉会あいさつ
- 1 閉会宣告

- 出席議員（12名）
- 1番 久保島 巖
3番 坂本紀子
5番 堀内克美
7番 三浦寿美子
9番 竹沢秀幸
11番 平沢 晃
2番 中村明美
4番 浜田 稔
6番 倉田晋司
8番 北沢正文
10番 宮下 寿
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者	
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 総 務 課 長 住民福祉課長 産業振興課長 建設水道課長 会 計 課 長	箕浦税夫 中村澄雄 中村芳美 鎌倉清治 塩沢兵衛 豊口敏弘
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 教 育 次 長	山田敏郎 浜田幸雄

- 本会議に職務のため出席した者
- 議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千村 弥紀

本会議再開

開 議
議 長

平成21年6月19日 午前9時10分
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さます。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中には委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。
去る11日の本会議において付託した請願・陳情案件について、各委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。
本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いいたします。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。この16日に上伊那広域連合議会議長から構成市町村議会議長に対し、リニア中央新幹線建設促進に関する要請がありました。内容はBルート of 早期実現を求める決議を6月定例会で議決することの要請でありましたので、17日の午前8時50分から急きょ議会運営委員会の開催を願い、その扱いの審議をいただきました。また議会運営委員会の決定を下に同日開催の総務産業委員会において急きょ審議をいただいた結果、近隣市町村の動向も踏まえ、上伊那郡市の全市町村議会が足並みをそろえて決議する、もしくは広域連合議会として決議することがより効果的であるとの結論を得ましたので、当議会といたしましては今定例会中における決議は行わないことといたしましたからご報告を申し上げます。
なお昨日18日午後1時30分から上伊那郡市議会議長会が急きょ開催され、上伊那広域連合議会として決議することに決定いたしましたので併せてご報告を申し上げます。
なお今まではリニア中央エクスプレスというような名称であったわけですが、正式名称としてリニア中央新幹線となりましたので付け加えてご報告を申し上げます。

議 長

日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題とします。
議事進行についてお諮りします。各請願・陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。
竹沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました21陳情第3号「雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」につきましては、6月17日に委員会を開催し、参考人として陳情者である上伊那地区憲法を守る会、上伊那地区

議 長

議 長

労働組合会議の議長、宮島良夫氏の出席を要請し、代理として北原組合書記より説明を求め、内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、経済の動向により雇用を変化させるのは誤りである、100年に1度の経済危機であり法の見直しは必要、などであります。

続いて21陳情第4号「ソマリア沖への海上自衛隊派遣の中止を求める意見書の採択を求める陳情」につきましても6月17日に委員会を開催し、参考人として同者である北原組合書記より説明を求め内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお、審査の過程で出された主な意見につきましては、ソマリア沖の海賊対策は必要であるが自衛隊派遣ではなく海上保安庁を派遣すべきで、武力によらない対策が必要である、一方、ソマリアの無政府状態の中で対策として必要である、8名の海上保安庁が派遣されている、基本的には自衛隊は容認されており合憲である、などです。

次に21陳情第5号「農地法の改正に反対する陳情」につきましても6月17日に委員会を開催し、参考人として陳情者である上伊那農民組合組合長、竹上一彦氏の出席を要請し、竹上氏より説明を求め内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお、審査の過程で出された主な意見につきましては、耕作主義を守るべき、大企業などに農地を集積すると飯島町の個々の農業者に悪影響がある、企業は採算性迫りであり事業失敗すると農地汚染などの危険性がある、また従事者はサラリーマン化し農地に対する意識が希薄である、一方、耕作者に限定しない考え方は発展的である農協も容認している、農業委員会の許可制であり市町村長の意見書も必要となる、また許可の取り消しや原状回復義務も担保される、などです。

次に21陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情」についてですが、6月16日委員会を開催し、四区の各区長さんにも出席願い現地調査を行いました。6月17日に委員会を開催し21陳情第6号「飯島区旧井の清水落とし施設の改修」について内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、長年の地元要望の課題であり実現願いたい、などです。

次に21陳情第6号「竜東線の早期着工と関連する道路網等の整備」について内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお、審査の過程で出された主な意見につきましては、陳情書中の最終行で表記されている道の駅等の施設の建設について地元の熱い思いは理解するが全体を捉えて慎重に検討する必要がある、などです。

最後に21陳情第6号「本郷区本郷ため池の砂・泥等の浚渫について」内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお、審査の過程で出された主な意見につきましては、長年の懸案であり実施すべきである、などです。以上報告といたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を終わります。竹沢総務産業委員長自席へお戻り下さい。

議 長 社会文教 委員長	宮下社会文教委員長。		議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
	それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る6月11日の本会議において本委員会に付託された21請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」、21請願第2号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」、21請願第3号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」の3件については、6月17日に委員会を開き、参考人として飯島町公立学校教職員組合の執行委員長、小林孝行氏ら3名に出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の配布のとおり21請願第1号については採択すべきもの、21請願第2号については採択すべきもの、21請願第3号については採択すべきものと決定をいたしましたのでご報告申し上げます。なお審査の過程に出された意見について以下申し上げます。先ず21請願第1号について主な意見は、機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責任、教育費や諸費も削減され保護者、市町村の負担が増えている、厳しい経済状況の中、県、町ともに減収が予想されることから国に負担してもらうべき、全国平等な立場で教育を受けることが国にとって必要不可欠である、地方の教育費が削減されるのは納得がいかない。という意見がありました。21請願第2号について主な意見は、昭和30年頃は50人学級で生活の記録など夏休みくらいにしか出なかった、昔と現在とでは先生の事務量はどのくらい違うかという質問では、特に中学校では生徒と一緒にいる時間がない、授業に追われ生活の記録を見ることでしか生徒全員の気持ちを知らることができない、担任は空き時間が1、2時間しかない、その中で学級通信など全てを行わなければならない状況であるという答弁があり、また現在の飯島中学校の実態をどう思うかの質問では、現在はほぼ条件を満たしているので助かっている、しかし現在の1年生は数名減ってしまえば2クラスで40人を超えてしまう、10人の差は大きい、そうならないためにもお願いをしたいという答弁がありました。小学校の現状は等の質問では年齢が下がれば下がるほど手が掛かる、落ち着いて学習に臨ませるのに人数が多ければ大変だ、たとえば20人であれば目が届き丁寧な指導ができと思う、そこはやはり小学校も中学校も同じであるという答弁でした。国の法律改正により学級定員が各都道府県でばらつきがあるので教育の機会均等の立場からすると全国で35人学級にすべきだ、行き届いた教育という面、学習面における成果あるいは不登校の減少といった効果があるという見地から、推進すべきだ、といった意見がありました。21請願第3号について主な意見は、複式学級を解消するということはその学校を廃校にすることにつながるのではないかという質問では、確かに難しい問題であるという率直な答弁もありました。長野県は山間地が多く過疎化が進行している町村が数多くあって、多分複式学級を設置しているところがあるであろう、等しく教育を受けるために複式学級の解消を中心に賛成である。また国は40人学級を進めている中、県は独自に枠を広げ小学6年生まで30人規模学級を実現、今度は中学校までという強い思いが保護者、教育の現場からも出ている。複式学級も飯島町にはないが他にはあると理解する。子ども達が等しく教育を受ける環境を作ることが大切であると考え、という意見がありました。以上主な意見を申し上げまして報告を終わります。		議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
			議 長	質疑なしと認めます。質疑を終わります。宮下委員長自席へお戻り下さい。
			議 長	以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。 なお21陳情第6号飯島町四区連絡協議会陳情につきましては委員長報告に基づき項目ごとに討論・採決を行いたいと思いますがご異議ありませんか。 (異議なしの声)
			議 長	異議なしと認め、21陳情第6号飯島町四区連絡協議会陳情につきましては項目ごとに討論採決を行うことに決定しました。 最初に21請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
			議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 21請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」についてを採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
			議 長	異議なしと認めます。これで討論を終わります。 21請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」についてを採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
			議 長	異議なしと認めます。従って21請願第1号は採択することに決定しました。
			議 長	次に21請願第2号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
			議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 21請願第2号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」を採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
			議 長	異議なしと認めます。従って21請願第2号は採択することに決定しました。
			議 長	次に21請願第3号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
			議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 21請願第3号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」を採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。従って2 1 請願第3号は採択することに決定しました。
議 長	次に2 1 陳情第3号「雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。反対討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 2 1 陳情第3号「雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。 [賛成者起立]
議 長	お座りください。起立多数です。従って2 1 陳情第3号は採択することに決定しました。
議 長	次に2 1 陳情第4号「ソマリア沖への海上自衛隊派遣の中止を求める意見書の採択を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。
3番 坂本議員	賛成の立場で討論いたしたいと思います。ソマリア海賊の背景を探ると1 9 9 1年ソマリア政府が崩壊してからやむなく漁民が海賊化してきて、そこに身代金という多額のお金が入ったため、ソマリアの海岸が海賊産業になってしまったわけです。2 0 0 7年ころから状態が悪化してきました。そのため各国からの海軍が出動する事態となっています。戦闘により海賊が死亡したり海賊に乗っ取られた漁船に乗務員がいるのにもかかわらず撃沈させる事故が起きています。2 0 0 8年6月国連安保理で人道支援物資の輸送と通商航路の安全確保のため、6カ月間加盟国の海軍艦艇に国連憲章第7章に基づき武力行使を含む必要なあらゆる措置によって海賊行為を阻止する権限を認める安保理決議が会場一致で採択されました。ソマリア暫定政府の要請に基づいて日本政府は同決議を共同提案国として提出していたということでした。しかし日本は憲法9条の中で武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するとあるのにもかかわらず、この内容に同意して共同提案国となるのは私は憲法違反だと思っています。現在多くの国が海軍を出しているのであれば、日本は憲法9条に則りソマリア暫定政府が自立できる国家となるべく経済的人的支援をし、平和的な外交手段をとるべきです。以上によっては私は賛成といたしたいと思います。
議 長	反対討論はありませんか。
2番 中村議員	私は反対討論をします。私は反対意見を述べます。確かに船舶による護衛は対処療法であり海賊の根絶にはソマリア情勢の安定化した近隣国の海上保安能力の構築向上が不可欠です。しかし公明党でも中期的課題としてこれからについて支援強化をする必要を指摘しました。日本政府も政府開発支援ODAの活用など積極的に取り組む姿勢を示しています。しかしながら現実問題としてこの海賊問題を対処することが不可欠であります。そこでソマリア沖のように日本から遠隔地である海賊が重火器で武装しているケースは海上保安庁

議 長	の対処能力を超えています。既に各国機関は海軍の軍艦で対応しています。このように海上保安庁で対処が困難な場合には自衛隊法に基づく海上警備行動で自衛隊が対処することができると規定されています。また武器使用についてですが警察活動で認められている警職法第7条の範囲を基本として新たに認めたのは船舶を攻撃する接近してくる海賊船を制止させるための停船射撃だけと留めています。ですから法に基づいた自衛隊の派遣であるということで、今回のこの派遣は日本国民の生命財産を守り公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とした重要な責務であると思いますので、この陳情に対しては反対意見です。 次に賛成討論はありませんか。
4番 浜田議員	この陳情を採択すべき立場から何点かに触れたいと思います。まず第1点ですね、これは国と国との間の交戦ではなくて犯罪に対する対処だという意味で、これを担当すべきは海上保安庁であって自衛隊ではないということであります。国内においては警察、公海上においては海上保安庁これを基本だというふうに考えます。で次に海上保安庁は対処能力がないのか、私は事実誤認だと思っております。海上保安庁には2 0、 0 0 0海里の航行能力を持つ大型の巡視船があります。これが開発されたのはかつてヨーロッパから日本まで無給油でプルトニウムを運ぶときに建設された船であります。これはテロリスト対策を目的とした船舶であります。それと先般、不審船の撃沈に関しましてこれに対処する能力を持った巡視艦が多数建造されております。これも航続距離が約4、 0 0 0海里、4、 0 0 0海里といいますので大体6、 0 0 0、 7、 0 0 0キロくらいですね。中長距離の航続可能な船舶を所有しているということであります。で実際にこのソマリア沖以前に海賊問題が発生したことがありました。東南アジアですね。海上輸送の問題で。このときに活躍したのは海上保安庁であります。でこの時、何をしたかと言いますと近隣諸国に対する海賊対処のさまざまな技術支援を行い、更に日本で不要となった巡視船をですね近隣諸国に提供する、それと同時に経済援助を行うという、いってみれば日本独自で出来るより高度な支援の形で海賊に対処したというのが当時の経験であります。これによってマラッカ海峡沖の海賊は減少したというふうに記録されております。こういった点からみて今回のソマリア沖への自衛官派遣はですね従来日本が取ってきた対処の方針とは全く異なると、この点にわれわれは注意を向ける必要があるだろうというふうに考えます。それから今回の法律の中にはですね、実は日本の警察権力でも許されていないような先制攻撃の可能性が残されております。停船射撃という説明がありましたけれども、これまで許されているのですね、あくまでも敵側からのあるいはその犯罪者側からの攻撃があった場合の発砲、正当防衛といいますかね、急迫性の侵害に対する防衛であります。しかし今回の法案の中にはそうではなくて異常に接近する船舶に対して先制発砲してよいという、従来の日本の法体系から許されないような条項が盛り込まれております。で結局こういった背景を見えますとですね、実は今回の自衛隊派遣は海賊に対処するという口実を借りながら、日本の自衛隊の行動範囲をかつての極東の範囲をはるかに超えて中近東にまで及ぼすという、非常に危険な政治的な意図を持った法律であるということにわれわれは注意を向ける必要があるんじゃないかとこのように考えます。これは従来の日本国憲法9条の規定をはるかに踏みこえるものであり、しかもかつて1 9 2 9年の経済恐慌の時に行われたと同じようにですね、経済の軍事化によって国民の目をですね海外に逸らせる国内の不満を海外に逸ら

	せる一環とさえも思えるような、そういった法令だというふうに私は考えています。よってこの請願を採択すべきということを強く強調したいと思います。発言を終わります。
議 長	反対討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	2 1 陳情第 4 号「ソマリア沖への海上自衛隊派遣の中止を求める意見書の採択を求める陳情」を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。
	〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立少数です。従って 2 1 陳情第 4 号は不採択することに決定しました。
議 長	次に 2 1 陳情第 5 号「農地法の改正に反対する陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。
3 番 坂本議員	賛成の立場で討論いたします。優良農地は何年にもわたる耕作者の努力によって作られてきたものであり、それが耕作者自らが所有することを最も適当であることを認め、が今度は削られることにより大企業に農地所有の道をあける危険性をはらむことになります。改正されても農業委員会で審議されることには変わりはありませんが、現在の農業委員会は都会では農業者ではない方も多く委員になっておられます。農地を効率的に利用することは今後必要でしょうからこの文面を大企業にとっての一つの足かせとするためにも、是非残してほしいと思います。安心安全な作物を作っていくためにはあまりにも大きな土地では農業生産物は工業製品と違うのですから、気候、作物の種類により単一のものを作るということはなかなか難しいことです。おのずとそういったものを作るため大型の機械、農薬、化学肥料、遺伝子組み換えの種など環境に付加することをせざるを得なくなります。大量に作られた単一の野菜により市場の価格は低下し、その大手企業は儲かるかも知れませんが、同じ作物を作っている中小の生産者は大きなダメージを受けます。農業者は商品を作っているのではなく食べ物という命の素を作っているのです。政府はの農地法の趣旨を生かして輸入自由化や市場原理主義になってしまった農業の現実を顧みて、もっと農業者の足元に立った政策や支援を打ち出すべきです。以上です。
議 長	反対討論はありませんか。
2 番 中村議員	反対意見を申し上げます。この農地法の改正は耕作放棄地の解消に向けての重要な指摘だと考えます。また農地法改正後も高齢化や農村の過疎化が速いペースで進むことを懸念されているため、改正法後も不断にチェックをしていくとなっておりますので、この農地改正法は必要だと思いますのでこの陳情に対して反対いたします。
議 長	他に討論ありませんか。
4 番 浜田議員	この農地法に対して陳情に賛成する立場から討論を行います。この陳情の趣旨はですね、まず第一に農地の利用を国内外の企業を含む多くの企業にですね利用権を認めたと、まあこの点にひとつ問題があると思います。でこれは企業の利益行動からして当然のことが

	ら優良な農地のみを優先的に取得する、言ってみれば逆にわれわれが耕作放棄地になりそうな地帯を守っていたですね、そういったところはどちらかといえば企業の興味の対象外になるという意味ですね、決して耕作放棄地の減少には繋がらないだろうということでもあります。それからもう一つは農業法生産法人へのですね、農商関連企業の出資割合を 5 0 % 近くまで認めたということでもあります。われわれ飯島町はこれまで、法人等の積極的な努力によって農地の荒廃を防いできたわけですがけれども、それに対してはるかに資本の面で競争力を持つ企業の参入を許してしまう、1 兆円企業にとってみればすね 1 億、1 0 億の出資というのはたいした意思決定を伴うものではありません。1 0 ヘクタール、1 0 0 ヘクタールの農地の取得というのは極めて容易に行われる、まあそういった規模だというふうに私は考えております。で、一たびそういうことが行われるならば、われわれはこの例えば飯島町の農地に対するですね主導権を失うであろうと私は考えます。これまでのまちづくりの方向についても、それから来月行われる「どうする飯島・中川」というふうな討論においてもですね、私はその基調になるのは農業を中心とする自然景観の保護と発展、それを広く日本全国、特に都市の皆さんにアピールしていくということがたぶん基調になるだろうし、それが私は飯島町が生きていくひとつの方向だというふうに思っておりますけれども、一旦われわれがその主導権を失うならばですね、われわれは単なる農業耕作の従事者として農業に関わるだけになってしまうのではないかと、つまり、われわれのまちづくりを決めていくべき大きな方向を決めるべき力を失っていくのではないかと、いうふうに私は非常に懸念をしております。そういう意味で耕作者主義、耕作する者が農地を所有すると、この理念はですねあくまでも守られるべきだというふうに考えまして、この陳情を採択すべきだというふうに考えるところであります。
	他に。
議 長	
7 番 三浦議員	私はこの陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。この新しい農地法の改正案は多くの国民の皆さんには十分知らされておらない、そうした内容でもって今国会で議論がされているところです。私は_____というところです。国民の多くの皆さんがこの問題ついて理解をしていない中で国会の中で決められていってしまうということは大変に問題であるというふうに先ず認識をしております。先ほど浜田議員も討論の中で言っていましたけれども、大企業は企業にしてみれば営利が目的であります。そうした中で採算が合わなければ放置をするということも、今の例えば他の工場などを見ても採算が合わないところは閉鎖をしてそのまま放置されるというのが実態でありますし、現実には北海道では企業が大きな農園を結局採算が合わないということで放棄したというようなニュースもあります。そういうことが実態として利益を目的に行われるわけですので、放棄されるということが起こりうるというふうに考えております。それは大変に環境を守るうえ、農業を守るうえでダメージが大きいというふうに私は捉えております。また企業の経営になるということは、そこで働く人々は農業者ではなくサラリーマンということに置き換えられていくというふうに考えております。そこで放棄をされればそこに農業者もまたそこで働いている労働者、今の実態があるような気もしますがけれども、農業の場面においても今のような状況が起こりうるというふうに私は捉えております。そういうことで本当に農業を守っていく上では農地は耕作者自らが所有することを最も適当であるという今の農地法が守

議 長 1 番 久保島議員	られることが、これからの農業を守っていく農地を守っていくということに繋がるというふうに捉えておりますので、陳情について賛成をいたします。
	他に討論ありませんか。
議 長	私はこの陳情に対して反対をする立場から発言をいたしたいと思います。この改正はですね農地をまあ第2の解放といってもいいんじゃないかと、新しい新規参入を求めて農業を発展させていくんだという表れであると、この食糧危機、それから自給率の低下、これをカバーしていくのはですね、今の農業の体系ではとても無理なんだということの中で見直しをしていこうということで、耕作者に限らないという決定という条例が出ていたわけですが、その辺が「どうする飯島・中川」のところでもですね、たぶん出てくるんだろうと、大企業ということに懸念しているようですが、中小企業の例えばわれわれ商業者が農地を取得して、農業を核とした新しい産業を起こしていこうというところでそれは可能になってくるんじゃないかという面からしても、私はこの陳情に対しては反対をいたす考えであります。以上です。
	他に討論ありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	2 1 陳情第5号「農地法の改正に反対する陳情書」を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。
	[賛成者起立]
議 長	お座りください。起立少数です。従って2 1 陳情第5号は不採択とすることに決定しました。
議 長	次に2 1 陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情（飯島区旧井の清水落とし施設の改修について）」討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	2 1 陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情（飯島区旧井の清水落とし施設の改修について）」を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って2 1 陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情（飯島区旧井の清水落とし施設の改修について）」は採択することに決定しました。
議 長	次に2 1 陳情第6「飯島町四区連絡協議会陳情（竜東線の早期着工と関連する道路網等の整備について）」討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	2 1 陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情（竜東線の早期着工と関連する道路網等の

議 長	整備について)」採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って2 1 陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情（竜東線の早期着工と関連する道路網等の整備について)」は採択することに決定しました。
議 長	次に2 1 陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情（本郷区本郷ため池の砂・泥等の浚渫について)」討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	2 1 陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情（本郷区本郷ため池の砂・泥等の浚渫について)」を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って2 1 陳情第6号「飯島町四区連絡協議会陳情（本郷区本郷ため池の砂・泥等の浚渫について)」は採択することに決定しました。
議 長	日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。会議規則第7 2条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について申し出があります。お諮りします。申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻を1 0時2 0分といたします。休憩。
	午前 9時5 8分 休憩
	午前1 0時2 0分 再開
	[追加議案配布]
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。議長から申し上げます。気温が上昇してきておりますので上着の着用は自由と致しますのでよろしくお願いいたします。
	ただいまから、お手元へお配りいたしましたとおり、坂本紀子議員から1件、三浦寿美子議員から3件の議案が提出されております。お諮りします。本案を日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って議案4件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

議 長	追加日程第 1 発議第 7 号「雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
3 番	3 番 坂本紀子 議員
坂本議員	雇用と住宅など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書についての趣旨説明をいたします。労働者派遣法は 1 9 8 5 年に常用代替の恐れのない I T など専門的知識を要する業務ということで、ソフトウェア開発、事務用機器操作、通訳、翻訳、秘書、ファイリング調査、添乗・点検・案内など 1 3 業種を当初適用とするものでした。しかし 1 9 9 6 年 2 6 業務へと拡大し、1 9 9 9 年建設、港湾運送、警備、医療、物の製造以外は原則的に自由加しました。そして 2 6 業務以外の新たな業務は派遣受け入れ期間を 1 年と制限するものでした。それが 2 0 0 3 年製造業務まで拡大され、2 0 0 6 年 2 6 業務以外の業務について派遣受け入れ期間を 1 年から最大で 3 年まで延長してよいことになりました。厚生労働省の調査によると、1 9 9 6 年派遣労働者数 7 2 万人が 2 0 0 6 年 3 2 1 万人、常用換算派遣労働者数 1 9 6 6 年 3 0 万人が 2 0 0 6 年 1 5 2 万人と法改正のたびに高い増加率で増えてきたのです。2 0 0 7 年人材派遣業のグッドウィルの不透明な天引きが社会問題となり、給料の返還を命ぜられ、返還対象者は 1 5 0 万人総額 100 億円以上ということです。2 0 0 8 年キャノンなど大手企業の違法派遣が社会問題となり、また派遣労働者の若者たちにネットカフェ難民といわれる貧困が広がっています。派遣労働者の実態は登録型派遣においては雇用が不安定な中で通勤手当の支給がなされてないところがあったり、社会・労働保険の適用が完全でないところもあり、また教育訓練の機会がなく正社員と同じ仕事をして、賃金面では低いというものです。日雇い派遣においては仕事の当日キャンセルがあったり、労働基準法に則った賃金および労働環境が守られておらず、労災事故が起きやすい状態です。よって政府においてはこのような事態に鑑み、離職者の住居などの確保、円滑な再就職、職業訓練の実施など必要な支援をさらに機動的に行うよう緊急に全力で取り組むべきです。また企業は安易な解雇や内定取り消しに走ることなく、雇用の維持確保に全力で取り組み、政府は企業に対し雇用維持のための十分な支援を行うべきです。また労働者保護の立場に立ち派遣業者に対する規制と責任を強化するとともに、登録型派遣は専門的、一時的、臨時的業務に限定し、これ以外の一般業務は常用型派遣とするなどの労働者派遣法の見直しを行い、労働者派遣の規制緩和に歯止めをかけるべきです。以上この意見書に多くの方のご賛同をお願いします。
議 長	次に本案に賛成者の意見を求めます。
4 番	4 番 浜田 稔 議員
浜田議員	ただいまの意見書に賛成する立場から意見を申し述べます。提案趣旨と重複を避けるために何点か追加する形で意見を申し述べます。1 つはあの派遣労働が労働者側の要求でなされたという意見が一部世論にありましたけれども、実態はかなりの部分がですね派遣労働以外の選択肢がないという状況の下で派遣労働が拡大してきたというところにあるとい

	うふうに私は思っております。それから 2 番目に私自身、製造部門並びに開発部門で数十人の派遣を抱える職場の経験を持っておりますけれども、これは企業の力自身を弱める結果になったというふうに認識しております。製造部門においてはですね反目が、正社員と派遣労働者の間の反目が生じ、それから技術部門においては専門的な知識が社内に継承されないという問題を引き起こしておりました。で、企業というのはやはり利益を求めるためにより安い労働力を求めるものでありますけれども、その結果、規制緩和が起こったわけですけれども、実は日本でもそうではない例が実際にありました。今から数十年前、日本に大量の公害が発生したときに社会が企業に対して規制を求めました。これは当時企業はですねこれはあの収支を悪化させるものだということで、だいぶ反発したわけですけれども、結局世論に押されて公害対策を次々に盛り込んでいったと、それが現在どういう形になったかというとですね、実は日本は公害に対する先進国だということですね、逆に世界に貢献すると、当時規制されたことがですね実は日本の企業の力を高める結果になったと、まあこんな結果を生んだわけです。ですので低賃金の他国に対して低賃金で対抗するのではなくて、日本はより健全な労働体系を持ってですね世界から尊敬される形での産業を発展させるべきであるというふうに思います。これが 2 番目です。それから 3 番目、現在の世界不況の中で非常に大きな打撃を受けた国がですね実は日本と韓国です。なぜかといいますと輸出依存度が非常に大きかったのがその一つの理由であります。で、輸出産業のみに偏重した経済構造がそういった結果を引き起こしているわけですけれども、派遣労働法というのは結果的には賃金を引き下げ内需を衰退させると、その結果、結婚も子育てもできないという形ですね、実は内需拡大の経済を非常に傷つけてきた制度でもあったというふうに私は考えております。ですので現在の経済状況を受け止め、今後の国の発展を促す上でもですね、こういった不正規の労働を減らし、正規の本来の日本の持っている技術力、企業力を発揮させる形での経済を発展させる上でもこうした派遣労働に対する規制を行うことが必要であるというふうに考えます。そういう意味でこの意見書に賛成するものであります。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
1 1 番 平沢議員	
	私はこの意見書に反対する立場ではありません。賛成するものでございますが、この文中の誤字の関係で内容が若干変わってくると思います。文中中段、「政府は起業(起こす方)に対し雇用維持のため」、それからその 2 行下の「これ以上の一般業務」、「これ以外の一般業務」これはどちらを提出者は引用をしているのかちょっとこの点についてお聞きをしたいと思います。
議 長	暫時休憩。
事務局長	[文章内容の説明]
議 長	それでは再開します。平沢議員に申し上げます。間違いであったことを今事務局の方から説明がありましたので、それでよろしいでしょうか。
1 1 番 平沢議員	はい結構です。
議 長	他に質疑はありませんか。
	(なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 発議第7号「雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って発議第7号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第8号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。 (議案朗読)
事務局長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
議 長	7番 三浦寿美子 議員
7番 三浦議員	それでは義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出することについての提案をいたします。義務教育費国庫負担制度は昭和60年度予算において旅費、教材費が国庫負担から除外をされました。事務職員、栄養士が対象外とされたとも聞いております。平成元年度までの5年間の恩給費、地方交付税不交付団体への退職手当での補助率を大幅に削減、教材費の追加費用の負担率の引き下げが行われました。平成5年度には教材費追加費用については1年前倒しで一般財源化され、平成15年度は共済長期給付と公務災害補償基金負担金が一般財源化、続いて16年度は退職手当と児童手当が一般財源化、さらに17年度、18年度は8,500億円が一般財源化されました。しかも18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、一層の教育の地方格差が拡大するものになっています。だれもが等しく教育を受ける権利が憲法で保障されています。義務教育は国の責務で行うべきものです。どのような環境でもどの子にも等しく教育を受ける権利があります。100年に一度と言われている現在の社会状況の中で子ども達の置かれている環境、財政は大変厳しくなっています。自治体の財政状況によって教育環境に格差が出ることは教育の機会均等を奪うものであり、義務教育の水準の維持向上と機会均等など地方財政の安定を図ることが必要です。そのためには国の責任において財源を保障することが求められております。よってお示しいたしました2項目について関係機関への意見書を提出することをご提案致します。全員が皆さんのご賛同をよろしく願いいたします。
議 長	次に本案に賛成者の意見を求めます。 2番 中村明美 議員
2番 中村議員	賛成の意見を述べます。現在の地方の財源は大変に厳しい状況であります。また義務教育の全国水準や機会均等等を確保するためには、義務教育費国庫負担率2分の1の復元、国庫負担金からの教材費等の復元を求める意見書には賛成いたします。

議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 発議第8号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って発議第8号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第3 発議題9号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。 (議案朗読)
事務局長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
議 長	7番 三浦寿美子 議員
7番 三浦議員	それは35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書を関係機関に提出することをご提案致します。いま学校や子ども達を取り巻く状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、荒れ、学級崩壊など心を痛める事態が進行しています。このことは私たちの地域でも決して例外ではありません。更に先今の社会状況の中で子ども達に様々な困難が生まれることも心配をされ、子ども達への心身への影響を危ぐするところです。こうした学校での諸問題を解決するには一人ひとりの子どもと教職員との関係が密接であることが大事だと考えております。先日、中学校の先生のお話をお聞きいたしました。現状では担任が子どもとじっくり向き合う余裕がほとんど作れず、生活の記録を通して子どもの考えていること何があったかを知ることができると言っておられました。一人ひとりにきちんとコメントを返すために時間がいっぱいいっぱいである。受け持つ子供の人数で全くかかる時間が変わる。できるだけ子ども達に良い教育を行き渡らせたい。特に35人学級を中学校にも実現したいと切実な現状をお聞きいたしました。世界では20人学級が適正規模と言われております。現行の40人学級定員を引き下げ、一人ひとりの子どもたちと深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のできる環境を作る事が今求められております。多くの都道府県や市町村が独自財政措置で小人数学級を行っており、長野県では県独自の30人規模学級を実施しております。教育の機会均等を保証するために国の責任で実施することが本来の姿と考え、35人学級を早期実現するよう求めるものです。またそのためには学校現場の実態に応じた対応をするため必要な教職員の人員、人材確保が不可欠と考えております。お示しいたしました意見書を関係機関に提出することをご提案いたしますので、全員が皆さんのご賛同をよろしく願いいたします。
議 長	次に本案に賛成者の意見を求めます。 5番 堀内克美 議員

5番
堀内議員

それでは35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出につきまして賛成の立場から意見を申し上げます。現在の国の学級定員数は40名でございます。しかし財政のある都道府県では35人あるいはそれ以下の定員数で実施しておるところがあります。こういう厳しい財政状況の中、引き下げのできない都道府県がまだ多くあります。次期定員改善計画を早期に実施し、学級定員数を見直し、教職員の定数も見直して、児童、教師ともにゆとりのある教育ができる体制を実現するため、国の学級定員基準を早期に35人定員にし健やかな子どもの教育が実現することを求めまして意見とさせていただきます。以上です。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第9号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第4 発議第10号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

議 長

(議案朗読)
本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
7番 三浦寿美子 議員

7番

三浦議員

それでは長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書を長野県知事に提出することを提案いたします。先程、国に対しての35人学級の早期実現と教職員定数増を求める意見書提出の提案の際に申し上げましたが、子ども達の置かれている状況、更には教職員の忙しさの中で子ども達一人ひとりと向かい合おうと努力をされている姿からも、子どもの教育環境を早期に改善することが求められていると言わざるを得ません。長野県独自の30人規模学級は本年度から小学校6年生まで拡大をされました。更に中学校全学年への早期に拡大することが求められております。教育の機会均等の見地からも拡大しつつある複式学級解消の措置の充実も必要と考えます。行き届いた教育をするための教職員配置の大幅増を実現することは、飯島町の小・中学校においても重要な施策と考えております。どの子にも行き届いた教育を保障し、教職員がゆとりを持って子ども達と触れ合うことのできるようにするために、お手元にお示ししました意見書の提出を提言するものです。全員の皆さんでご賛同をよろしく願いいたします。

議 長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番

倉田議員

本件について賛成の立場から意見を申し上げます。長野県独自の30人規模学級は2002年度、小学1年で実施がされ、その後順次拡大をされて2009年度からは小学6年生まで実施されることになりました。どの子にも行き届いた教育をとの観点から、今後30人規模学級は中学まで拡大することが望ましい、また複式学級の改善、教職員の配置増についても同様の見地から、本意見書を提出することに賛成をするものであります。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第10号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って発議第10号は原案のとおり可決されました。

議 長

議 長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会の挨拶をいただきます。

町 長

それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。去る11日から本日まで9日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件の全てを原案どおり議決、承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。さて当地域も先週梅雨入りとなり本格的な梅雨の季節を迎えました。今のところ小康状態にありますが近年異常気象が続いており、全国各地で大きな災害が思わぬ場所で発生をしております。当町でもつい数日前、神社の太木が雷によって倒壊をいたしております。どうか災害が起こらないことを祈るとともに災害を想定した対応を重ねて万全を期してまいりたいと考えております。

当町における経済情勢や雇用情勢は依然として大変厳しい状況が続いております。今後平成21年度の予算を計画的に執行をするとともに、国・県・町が連携した経済対策を重点に精力的に取り組んでまいりたいと考えております。特に去る5月29日に成立した平成21年度の国の第1次補正予算は過去最大規模の13兆9,000億円となっております。この経済対策予算では国・県が直接施行する事業の他に、当町が直接施行する地域活性化経済危機対策臨時交付金事業が約1億3,000万円、更に現段階では規模はまだわかりませんが、これらの事業につきましては現在事業内容の調整や県との協議、手続きなどを行っておりますが、準備ができ次第、

議会とも相談の上、7月に臨時議会をお願いして予算の制定及びその執行をしてまいりたいと考えております。国・県・町を挙げての様々な経済対策により1日も早く回復を実感できる時が来ることを切に願っておるところでございます。

一方、新型インフルエンザの患者数も増え、県内では今日までに6人目の感染者が確認をされたところでありますが、町といたしましては住民の皆様のご相談に応じたり、情報提供などを行っているところでございますが、住民の皆様も十分に予防対策を講じていただくとともに冷静な行動をお願いをするところでございます。疑わしい症状が出たときは医療機関へ行く前に必ず伊那保健福祉事務所へ連絡をし、指示に従っていただきたいと思います。っております。

終わりに今議会の議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な数々のご意見ご提案を十分に胸に留めおきまして、今後の町政運営に全力で努めてまいりたいと思いますので、議会ははじめ町民各位のご理解ご協力を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。本年の関東甲信越地方の長期予報では天候、気温とも平年並みとのことでございます。議員各位におかれましては時節柄、健康には十分ご留意をいただき、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、6月議会定例会の閉会にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成21年6月飯島町議会定例会を閉会します。

午前11時06分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山 誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員